

かながわの青少年2017

神奈川県青少年白書 <平成29年版>

目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

1 人口	15
(1) 人口	15
ア 人口の推移	15
イ 市町村別人口の割合	15
(2) 世帯数	18
(3) 児童・生徒数	19
ア 在学者数	19
イ 外国籍児童・生徒の状況	20
2 健康	20
(1) 体格	20
(2) 体力・運動能力	21
ア 握力	21
イ 持久走	22
ウ 50m走	22
エ ソフト・ハンドボール投げ	23
3 生活習慣と意識	23
(1) 基本的な生活習慣	23
ア 朝食の摂取状況	23
イ 睡眠時間	24
ウ テレビ視聴時間	24
エ 家での勉強	25
(2) 家庭でのコミュニケーション	26
(3) 青少年の意識	27
ア 自己肯定感	27
イ 人間関係	29
ウ 「いのち」について	30
4 地域との関わり	31
(1) あいさつ	31
(2) 地域行事への参加	31
(3) 運動部や地域スポーツクラブへの加入状況	32
5 青少年の就労	33
(1) 新卒業者の進路	33
(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況	34
ア 高校新卒者の就職内定状況	34
イ 大学卒業予定者の就職内定状況	34
ウ 離職率	35
6 ライフキャリア・結婚	35

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況	37
-----------	----

2	いじめ・暴力行為及び不登校の状況	38
3	問題行動等	39
	(1) 非行少年の状況	39
	(2) 薬物乱用の状況	40
	(3) 不良行為少年の状況	41
	(4) 福祉犯罪による被害の状況	42
4	ひきこもりの状況	43
	(1) ひきこもりの数	43
	(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素	43
	(3) ひきこもりになったきっかけ	44
	(4) 小中学校時代の経験	44
	(5) 相談実績からみたひきこもりの状況	45
5	若年無業者	46
6	子どもの貧困	47
7	自殺	47
第3	青少年をはぐくむ環境	49
1	情報化の急激な進展と青少年への影響	49
	(1) 携帯電話とスマートフォンの利用率及びインターネット利用率	49
	(2) その他のインターネット接続機器の利用率及びインターネット利用率	49
	(3) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率	50
	(4) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率	51
	(5) インターネット上のトラブル等の経験	51
	(6) 生活面への影響	52
	(7) 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況	53
2	青少年と地域社会	54
	(1) 大人の意識	54
	(2) 保護者の意識	54
	ア 家庭でのしつけ・教育	54
	イ 家庭でのコミュニケーション	55
	(3) 地域と学校との関わり	56
	(4) 青少年団体	56
	ア 子ども会	56
	イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数	57
第2章	青少年施策の展開	58
第1	かながわ青少年育成・支援指針の概要	58
第2	平成28年度における青少年施策の実施状況	59
1	すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援	59
	(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援	59
	ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成	59

(ア) 食の安全・安心確保事業	59
(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進	59
(ウ) 食育推進事業	59
(エ) 学校における食育推進の取組み	59
(オ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	59
イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上	59
(ア) かながわ学力向上実践推進事業	59
(イ) 子ども キラキラプロジェクトの推進	60
(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業	60
(エ) 3033運動の推進	60
(オ) 県民スポーツ週間の取組み	60
(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進	60
(キ) 障害者スポーツの普及推進	60
ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援	60
(ア) マグネット・カルチャー推進事業	60
(イ) インカレ国際セミナー開催事業、高校国際教育支援事業	61
(ウ) 三県省道スポーツ交流事業	61
(エ) 青少年行政総合推進事業（内閣府青年国際交流事業）	61
(オ) 青少年科学活動推進事業	61
(カ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業	62
(キ) 私立学校国際バカロレア推進事業	62
(ク) 英語資格検定試験活用促進支援事業	62
(ケ) 神奈川県高校生留学促進事業	63
(コ) アスリートの育成及び指導者への支援	63
(サ) パラリンピアン育成及び指導者への支援	63
エ 命を大切に、思いやりをはぐくむ教育の充実	63
(ア) いのちの授業普及啓発事業	63
(イ) 人権教育推進事業	63
(ウ) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）	64
(エ) 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業	64
(オ) いのちの大切さを学ぶ教室	64
オ 心と体の健康に関する教育の充実	64
(ア) 学校保健安全の指導（心と体の健康教育研修講座）	64
カ 子どもの未病対策の推進	64
(ア) 子どもの未病対策推進事業	64
(イ) 子どもの未病対策応援団（仮称）推進事業	64
(ウ) 高校における未病学習推進事業	64
(エ) 子ども キラキラプロジェクトの推進	65
(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進	66
ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供	66
(ア) 子どもの遊び活性化事業	66
(イ) 藤野芸術の家指定管理事業	66
(ウ) 青少年支援・指導者育成推進事業	66
イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進	66

(ア) 活動支援事業	66
(イ) 三県省道スポーツ交流事業	66
(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業	66
(エ) 地球市民かながわプラザの運営	66
(オ) インカレ国際セミナー開催事業、高校国際教育支援事業	66
(カ) 私立高等学校等教育改革推進補助（体験活動の推進）	67
(キ) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育の国際化）	67
(ク) 青少年支援・指導者育成推進事業	67
(ケ) 地域活動人材育成の取組み	67
(コ) 青少年行政総合推進事業（内閣府青年国際交流事業）	67
(サ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援	67
(シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業	67
(ス) 体験活動・ボランティア活動支援事業	67
(セ) 国際・英語教育活動	68
(ソ) 高校生国際交流支援事業	68
ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援	68
(ア) 農業農村理解促進事業	68
(イ) 食の安全・安心確保事業	68
(ウ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）	68
(エ) （公財）神奈川科学技術アカデミーにおける理解増進事業の支援	68
(オ) 科学技術理解増進事業	68
(カ) かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアの開催	69
(キ) 青少年支援・指導者育成推進事業	69
(ク) 青少年科学活動推進事業	69
(ケ) 環境・エネルギー学校派遣事業	69
(コ) マグネット・カルチャー推進事業	69
(サ) 伝統芸能等普及振興事業	69
(シ) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業	70
(ス) 藤野芸術の家指定管理事業	70
(セ) 青少年舞台芸術活動推進事業	70
(ソ) 県立ふれあいの村指定管理事業	70
(タ) 文化芸術による子供の育成事業	70
(チ) 県民スポーツ週間の取組み	70
(ツ) スポーツ大会の支援	70
(テ) 「かながわパラスポーツ」の推進	70
(ト) 障害者スポーツの普及推進	71
(ナ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着の推進	71
(ニ) 私立高等学校等教育改革推進補助（体験活動の推進）	71
(ヌ) 私立高等学校等教育改革推進補助（伝統・文化等に関する教育の推進）	71
エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進	71
(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業	71
(イ) 地域活動人材育成の取組み	72
(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成	73

ア	未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底	73
	(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの推進	73
	(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業	73
	(ウ) 高校生等への喫煙防止教育の実施	73
	(エ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	73
イ	薬物乱用の防止教育と啓発の徹底	73
	(ア) 薬物乱用防止対策	73
	(イ) 私学団体補助(薬物乱用防止研修)	74
	(ウ) 私立学校への啓発事業	74
	(エ) 薬物乱用防止教室の開催	74
ウ	性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成	75
	(ア) エイズ予防啓発事業(青少年エイズ・性感染症予防講演会)	75
	(イ) 思春期からの健康支援事業	75
	(ウ) 学校保健安全の指導(性に関する指導・エイズ教育研修講座)	75
エ	その他被害防止に関する教育の推進	75
	(ア) 総合防災センター機能強化事業(若者防災講座)	75
	(イ) 少年少女消防教育	75
	(ウ) 防犯人材育成事業	75
	(エ) 人権啓発事業(中学生向けデートDV防止啓発冊子作成)	75
	(オ) 人権啓発事業(デートDV防止啓発事業)	76
	(カ) 消費者教育推進事業(学校における消費者教育の推進)	76
	(キ) 消費者教育強化事業(消費生活出前講座)	76
	(ク) 金融広報活動推進事業	76
	(ケ) 消費者教育強化事業費(インターネット被害未然防止講座)	76
(4)	社会的・経済的な自立の促進	77
ア	社会参画、シチズンシップ教育の推進	77
	(ア) 神奈川県環境インターンシップ	77
	(イ) 特命子ども地域アクタープロジェクト	77
	(ウ) かながわ子ども合衆国事業	77
	(エ) 青少年行政総合推進事業(中学生の主張)	77
	(オ) 教育課程研究費(シチズンシップ教育)	77
	(カ) 少年の社会参加活動	77
イ	ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成	78
	(ア) ライフキャリア教育推進事業	78
	(イ) 恋カナ!プロジェクト	78
ウ	キャリア教育の推進と職業能力開発	78
	(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業	78
	(イ) 若年層に向けた普及啓発事業(女性の活躍応援団支援事業)	78
	(ウ) 学校と社会の架け橋プロジェクト事業	78
	(エ) 仕事のまなび場事業	78
	(オ) 私立高等学校等教育改革推進補助(キャリア・職業教育の推進)	78
	(カ) 大学生等就職促進委託訓練事業	78
	(キ) 専門課程訓練事業	79
	(ク) 普通課程訓練推進事業	79

(ケ) 人材育成支援センター事業	79
(コ) 企業コラボ型訓練事業	79
(ク) 職業能力開発推進事業(かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業)	79
エ 若者の就労支援の強化	80
(ア) 漁業就業支援事業	80
(イ) 就農支援活動事業(新規就農啓発事業)	80
(ウ) オープンカレッジ	80
(エ) 若年者就業支援費	80
(オ) 労働相談等事業(若年者労働教育支援)	80
2 困難を有する青少年の社会的自立の支援	81
(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実	81
ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援	81
(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業	81
イ 少年相談活動の充実	81
(ア) 少年相談活動	81
ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実	81
(ア) 子ども心の診療ネットワーク事業	81
(イ) 子ども人権相談室推進事業(国庫事業)	81
(ウ) 障害者地域生活支援事業費(県事業)(一部)	81
(エ) こころの健康づくり推進事業	81
(オ) 精神保健福祉普及相談事業	81
(カ) スクールカウンセラー配置活用事業	82
(キ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	82
(ク) スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業	82
(ケ) 教育相談事業	82
エ 各相談機関・民間団体間の連携促進	82
(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業	82
(イ) ひきこもり等相談関係事業	82
(ウ) 教育相談事業	82
(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援	83
ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援	83
(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営	83
(イ) 学校と社会の架け橋プロジェクト	83
(ウ) ひきこもり支援サイト運営	83
(エ) ひきこもり等相談関係事業	84
(オ) ひきこもり等青少年自立支援事業	84
(カ) ふれあい心の友訪問援助事業	84
(キ) あすなろサポートステーションでの児童への支援事業	84
イ 発達障害等のある青少年とその家族への支援	84
(ア) 子ども心の診療ネットワーク事業	84
(イ) 障害者地域生活支援事業費(県事業)(一部)	84
ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援	84

(ア) ひきこもり等相談関係事業	84
(イ) フリースペース等事業補助	84
エ NPO等との協働による自立支援	85
(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業	85
(イ) 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	85
(ウ) 精神疾患や発達障がいの狭間にいる若者の就学・就労を目指した自立支援	85
(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	86
ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成	86
(ア) 交通安全県民運動事業	86
(イ) 薬物乱用防止対策	86
(ウ) 少年柔道・剣道活動の推進	86
(エ) 非行防止教室の開催	86
(オ) 薬物乱用防止教室の開催	87
(カ) いのちの大切さを学ぶ教室	87
イ 地域連携による非行防止対策の充実	87
(ア) 非行・被害防止サミット	87
(イ) 少年サポートチーム活動	87
(ウ) スクールサポーターの活動	87
(エ) 少年補導員の活動	88
ウ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止	88
(ア) サイバー補導の推進	88
(イ) 街頭補導活動	88
(ウ) 少年補導員の活動	88
エ 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援	89
(ア) 更生保護事業への支援	89
(イ) 少年サポートチーム活動	89
(ウ) 大学生少年サポーターの活動	89
(4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実	90
ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援	90
(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）	90
(イ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）	90
(ウ) いじめ問題対策推進	90
(エ) 支えあう学校づくり協働推進事業	90
(オ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業	90
(カ) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導	90
(キ) 少年サポートチーム活動	90
イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応	90
(ア) ふれあい心の友訪問援助事業	90
(イ) 少年補導員の活動	90
ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実	91
(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（生徒指導の充実（カウンセリング等））	91
(イ) スクールカウンセラー配置活用事業	91

(ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	91
(エ) スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業	91
(オ) 教育相談事業	91
(5) 子どもの貧困問題への対応	92
ア 就学や学資の援助等の教育支援	92
(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	92
(イ) 私立高等学校等生徒学費補助	92
(ウ) 私立学校生徒学費緊急支援補助	92
(エ) 被災児童生徒就学支援補助	92
(オ) 外国人学校生徒等学費補助	92
(カ) 高校生等奨学給付金制度	92
(キ) 高等学校等就学支援金制度	92
(ク) 小中学校等就学支援金制度	92
(ケ) 高等学校奨学金制度	92
イ 相談や交流機会の提供等の生活支援	93
(ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援	93
(イ) かながわ子どもの貧困対策会議の開催	93
(ウ) ポータルサイト「カナ・カモミール」の開設・運営	93
(エ) ひとり親家庭夜間休日電話相談窓口の開設	93
(オ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助	93
(カ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業	93
ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援	93
(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給費	93
(イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	94
(ウ) 短期課程訓練推進事業	94
(エ) 離職者等委託訓練事業	94
(オ) 介護福祉士養成委託訓練事業	94
(カ) 保育士養成委託訓練事業	94
(キ) 技術校生等就職促進事業	94
(ク) 職業訓練手当支給費	94
(ケ) 障害者就職促進委託訓練事業	95
(コ) 障害者職業能力開発事業	95
エ 各種手当の支給等の経済的支援	95
(ア) 児童扶養手当	95
(6) 被害防止・保護活動の推進	96
ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実	96
(ア) 地域子育て支援人材育成事業	96
(イ) 虐待防止対策推進事業	96
(ウ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置	96
(エ) 子ども安全110番の設置	96
(オ) 児童虐待対策班の設置	96
イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進	96
(ア) 児童ポルノは絶対に許されないという広報啓発活動の推進	96
ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進	96

(ア) 被害少年の保護活動	96
エ 自殺対策の取組み	96
(ア) こころの健康づくり推進事業	96
(イ) かながわ自殺対策推進センター事業	97
(ウ) こころといのちを守る自殺対策事業	97
オ 犯罪被害者等への支援	97
(ア) 犯罪被害者等理解促進事業	97
(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	97
(ウ) 犯罪被害者サポートステーション運営	97
(エ) 犯罪被害者等支援	97
(オ) 犯罪被害者等支援事業補助	97
3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり	98
(1) 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進	98
ア 青少年保護育成条例の取組みの推進（青少年保護育成条例に基づく取組み）	98
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	98
イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み）	98
(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの推進	98
ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進	99
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	99
エ 業界による自主規制の徹底	99
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	99
(イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの推進	99
オ 新たに出現する多様な業態への対応	99
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	99
(2) 急激に進展する情報化社会への対応	100
ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み	100
(ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動	100
(イ) 消費者教育強化事業（インターネット被害未然防止講座）	100
(ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	100
(エ) 携帯電話教室	101
イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり	101
(ア) メディアリテラシー講座（中高生向け）	101
(イ) 情報モラルの育成	101
(ウ) 携帯電話教室	101
ウ ネットいじめへの対応	101
(ア) 情報モラルの育成	101
(イ) 携帯電話教室	101
(ウ) サイバー教室の開催等	101
エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進	102
(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	102
オ インターネット上の有害情報対策の推進	102

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進	102
(イ) インターネット利用による少年サポート活動	102
(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり	103
ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進	103
(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携	103
(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業	103
(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	103
(エ) 子ども支援フォーラム	103
イ 家庭・地域の教育力の向上	103
(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	103
(イ) 生涯学習推進事業	103
ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進	103
(ア) 特命子ども地域アクタープロジェクト	103
(イ) 社会環境健全化を進める県民運動との連携	104
(ウ) 地域学校協働活動・地域未来塾推進事業費補助	104
(エ) 地域貢献活動・ボランティア活動・手話教育推進事業	104
(オ) スポーツ大会の支援	104
(カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進	104
(キ) 総合型地域スポーツクラブのネットワークの構築	104
エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり	104
(ア) 放課後児童健全育成事業費補助	104
(イ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助	104
(ウ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業	104
(エ) フリースペース等事業補助	105
(オ) 青少年支援・指導者育成推進事業	105
(カ) 地域活動人材育成の取組み	105
(キ) 民生委員児童委員活動費補助	105
(ク) 民生委員児童委員研修事業	105
(ケ) 地域学校協働活動・地域未来塾推進事業費補助	105
(コ) 放課後子ども教育推進事業費補助	105
(サ) 放課後子ども教室推進事業運営	105
(シ) 土曜日の教育活動支援事業費補助	106
(ス) 少年補導員の活動	106
(セ) スクールサポーターの活動	106
オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり	106
(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業	106
(イ) 防犯人材育成事業	106
(ウ) 地域防犯力強化支援事業（地域における安全・安心まちづくりに向けた自主防犯活動の促進）	106
(エ) 私立学校への啓発事業	106
(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業	107
(カ) 暴力団排除条例に基づく取組みの推進	107
(キ) スクールサポーターの活動	107

(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	107
(ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用	107
カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動支援	108
(ア) 民生委員児童委員活動費補助	108
(イ) 民生委員児童委員研修事業	108
(ウ) 地域活動人材育成の取組み	108
(エ) 青少年支援・指導者育成推進事業	109
(オ) 更生保護事業への支援	109
(カ) スポーツ指導者等の養成及びスポーツ情報の提供	109
(キ) 総合型地域スポーツクラブ等人材の育成	109
(ク) 障害者スポーツの普及推進	109
(ケ) 青少年行政総合推進（青少年育成表彰事業）	109
・ 基本目標ごとの数値目標の達成状況	110
第3 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開	112



お知らせ

・ 「インターネット上の有害情報の氾濫について」～携帯電話へのフィルタリング設定の必要性～	113
---	-----

図・表 目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

1 人口

図1-1-1	人口の推移（神奈川県）	15
表1-1-1	市町村別青少年人口の割合（神奈川県）	16
図1-1-2	一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）	18
図1-1-3	一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）	18
図1-1-4	在学者数の推移（神奈川県）	19
表1-1-2	外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）	20

2 健康

図1-2-1	身長の平均値の年次推移（神奈川県）	20
図1-2-2	体重の平均値の年次推移（神奈川県）	21
図1-2-3	握力の平均値の年次推移（神奈川県）	21
図1-2-4	持久走の平均値の年次推移（神奈川県）	22
図1-2-5	50m走の平均値の年次推移（神奈川県）	22
図1-2-6	ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）	23

3 生活習慣と意識

図1-3-1	朝食の摂取状況（神奈川県）	23
図1-3-2	睡眠時間（神奈川県）	24
図1-3-3	テレビ視聴時間（神奈川県）	24
図1-3-4	家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）	25
図1-3-5	家の人と学校での出来事について話をしていますか（神奈川県）	26
図1-3-6	家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県）	26
図1-3-7	家の手伝いをしていますか（神奈川県）	27
図1-3-8	自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）	28
図1-3-9	将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）	28
図1-3-10	人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）	29
図1-3-11	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）	29
図1-3-12	学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）	30
図1-3-13	自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）	30

4 地域との関わり

図1-4-1	近所の人に会ったときは、あいさつをしていますか（神奈川県）	31
図1-4-2	今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）	31
図1-4-3	運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）	32

5 青少年の就労

図1-5-1	高等学校卒業者の進路別割合（神奈川県）	33
図1-5-2	大学卒業者の進路別割合（全国）	33
図1-5-3	高校新卒者の就職内定率の推移（全国）	34
図1-5-4	大学卒業予定者の就職（内定）率の推移（全国）	34

図1-5-5	平成25年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）	35
--------	-------------------------	----

6 ライフキャリア・結婚

図1-6-1	生涯未婚率の推移（神奈川県）	35
図1-6-2	未婚者の生涯の結婚意思（全国）	36
図1-6-3	独身にとどまっている理由（全国）	36

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

図2-1-1	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）	37
表2-1-1	児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）	37
図2-1-2	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）	37

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

図2-2-1	いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）	38
図2-2-2	いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）	38

3 問題行動等

表2-3-1	非行少年の推移（神奈川県）	39
図2-3-1	非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）	39
表2-3-2	再犯者率の推移（神奈川県）	40
表2-3-3	薬物乱用少年の推移（神奈川県）	40
表2-3-4	平成28年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）	40
表2-3-5	不良行為少年の推移（神奈川県）	41
図2-3-2	不良行為少年の行為別状況（神奈川県）	41
図2-3-3	不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）	41
表2-3-6	福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）	42
図2-3-4	平成28年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況（神奈川県）	42

4 ひきこもりの状況

表2-4-1	ひきこもり群の推計数（全国）	43
図2-4-1	ひきこもりの若者が抱える不安要素（全国）	43
図2-4-2	ひきこもりになったきっかけ（全国）	44
図2-4-3	小中学校時代の学校での経験（全国）	44
図2-4-4	小中学校時代の家庭での経験（全国）	45
図2-4-5	相談実績(平成16～28年度)から見たひきこもりの状況（神奈川県）	46

5 若年無業者

図2-5-1	年齢階級別若年無業者の推移（全国）	46
--------	-------------------	----

6 子どもの貧困

図2-6-1	子どもの貧困率（全国）	47
--------	-------------	----

7 自殺

図2-7-1	若者の自殺者数の推移（全国）	47
表2-7-1	19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）	48

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

図3-1-1	携帯電話とスマートフォンの利用率及びインターネット利用率（全国）	49
図3-1-2	その他のインターネット接続機器の利用率及びインターネット利用率（全国）	50
図3-1-3	携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）	50
図3-1-4	その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国）	51
図3-1-5	インターネット上の経験（全国）	51
図3-1-6	インターネットの利用ルール設定と利用時間の関係	52
図3-1-7	睡眠時間とインターネットの利用時間の関係	52
図3-1-8	朝食とインターネットの利用時間の関係	52
図3-1-9	出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県）	53
図3-1-10	コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国）	53

2 青少年と地域社会

図3-2-1	青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいかと思いますか（神奈川県）	54
図3-2-2	今後10年くらいの間になくなっていくと思いますか（神奈川県）	54
図3-2-3	「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」との声を聞くことがありますが、あなたはどのように感じていますか（全国）	55
図3-2-4	あなたの家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実していると思いますか（全国）	55
図3-2-5	P T A や地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか（神奈川県）	56
表3-2-1	子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）	56
図3-2-6	子どもの健全育成の分野で活動するN P O 法人の数の推移（神奈川県）	57

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

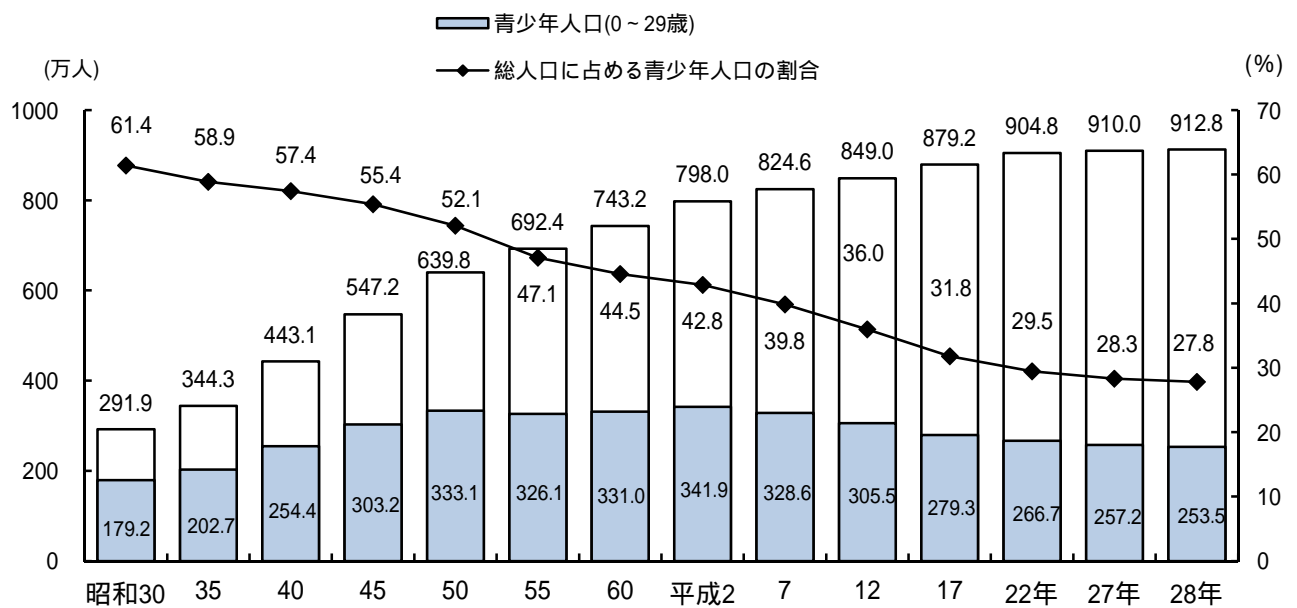
1 人口

(1) 人口

ア 人口の推移

本県の総人口は平成28年1月1日現在で912万8,037人（男455万8,967人、女456万9,070人）であり、0～29歳の青少年は253万4,771人（男130万9,615人、女122万5,156人）で総人口の27.8%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。

<図1-1-1 人口の推移（神奈川県）>



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

平成28年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター：平成28年1月1日現在のものを加算）

イ 市町村別人口の割合

本県の青少年の人口を地域別で見ると、横浜市が103万5,497人と最も多く、県全体の青少年人口の40.9%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、厚木市が29.4%と最も高く、最も低い真鶴町の18.3%とは、11.1%の差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

地域・市区町村名	人口総数	青少年人口		
		0～29歳	構成比	青少年人口の割合 (/ × 100)
県 計	9,128,037	2,534,771	100.0%	27.8%
横浜・川崎地域	5,201,831	1,466,296	57.8%	28.2%
横 浜 市	3,724,695	1,035,497	40.9%	27.8%
横浜市 鶴見区	285,256	82,025	3.2%	28.8%
横浜市 神奈川区	239,194	68,045	2.7%	28.4%
横浜市 西区	98,573	25,706	1.0%	26.1%
横浜市 中区	148,688	35,207	1.4%	23.7%
横浜市 南区	194,594	48,670	1.9%	25.0%
横浜市 保土ヶ谷区	205,224	55,794	2.2%	27.2%
横浜市 磯子区	166,306	43,135	1.7%	25.9%
横浜市 金沢区	201,633	53,919	2.1%	26.7%
横浜市 港北区	344,318	101,137	4.0%	29.4%
横浜市 戸塚区	275,282	77,230	3.0%	28.1%
横浜市 港南区	215,476	55,536	2.2%	25.8%
横浜市 旭区	247,070	64,282	2.5%	26.0%
横浜市 緑区	180,464	52,460	2.1%	29.1%
横浜市 瀬谷区	124,527	34,660	1.4%	27.8%
横浜市 栄区	122,114	31,304	1.2%	25.6%
横浜市 泉区	153,949	41,345	1.6%	26.9%
横浜市 青葉区	309,904	94,917	3.7%	30.6%
横浜市 都筑区	212,123	70,125	2.8%	33.1%
川 崎 市	1,477,136	430,799	17.0%	29.2%
川崎市 川崎区	223,942	63,080	2.5%	28.2%
川崎市 幸区	161,279	42,819	1.7%	26.5%
川崎市 中原区	247,921	76,818	3.0%	31.0%
川崎市 高津区	228,435	68,889	2.7%	30.2%
川崎市 多摩区	214,265	67,411	2.7%	31.5%
川崎市 宮前区	225,822	60,590	2.4%	26.8%
川崎市 麻生区	175,472	51,192	2.0%	29.2%
横須賀三浦地域	713,419	176,931	7.0%	24.8%
横須賀市	405,894	105,639	4.2%	26.0%
鎌倉市	172,786	40,687	1.6%	23.5%
逗子市	57,435	13,222	0.5%	23.0%
三浦市	45,183	9,879	0.4%	21.9%
葉山町	32,121	7,504	0.3%	23.4%

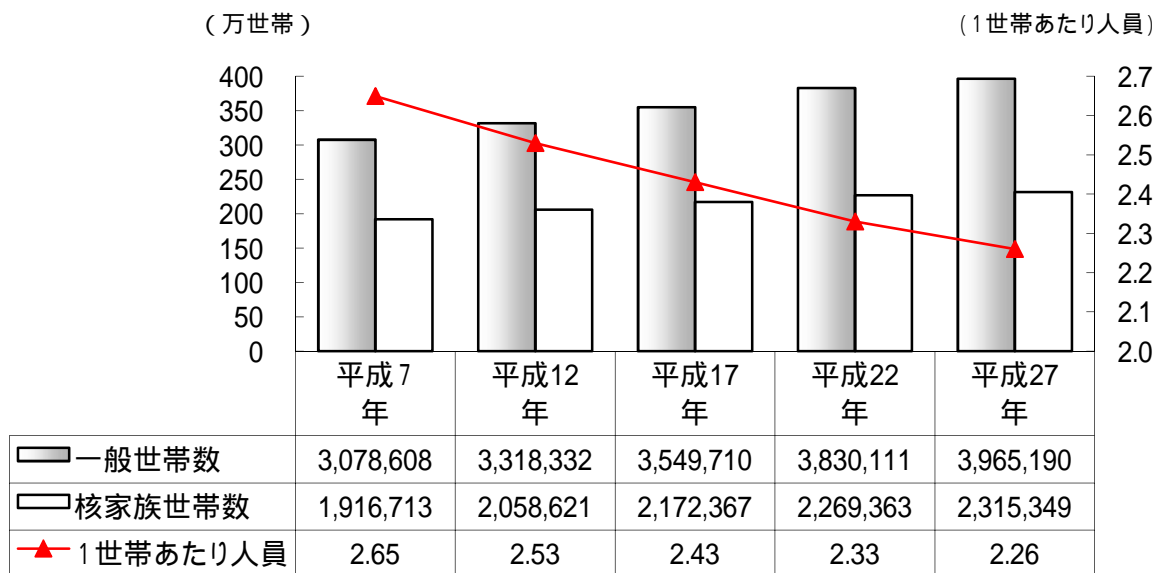
県央地域	1,567,020	443,317	17.5%	28.3%
相模原市	721,139	204,706	8.1%	28.4%
相模原市 緑区	173,616	48,326	1.9%	27.8%
相模原市 中央区	270,192	79,367	3.1%	29.4%
相模原市 南区	277,331	77,013	3.0%	27.8%
厚木市	225,661	66,407	2.6%	29.4%
大和市	233,331	65,539	2.6%	28.1%
海老名市	130,249	36,703	1.4%	28.2%
座間市	128,644	35,046	1.4%	27.2%
綾瀬市	84,440	23,855	0.9%	28.3%
愛川町	40,362	10,400	0.4%	25.8%
清川村	3,194	661	0.03%	20.7%
湘南地域	1,299,025	360,718	14.2%	27.8%
平塚市	258,273	70,376	2.8%	27.2%
藤沢市	424,533	121,413	4.8%	28.6%
茅ヶ崎市	239,477	65,298	2.6%	27.3%
秦野市	167,350	46,866	1.8%	28.0%
伊勢原市	101,519	29,236	1.2%	28.8%
寒川町	48,018	13,612	0.5%	28.3%
大磯町	31,487	7,191	0.3%	22.8%
二宮町	28,368	6,726	0.3%	23.7%
県西地域	346,742	87,509	3.5%	25.2%
小田原市	193,944	50,496	2.0%	26.0%
南足柄市	43,252	11,175	0.4%	25.8%
中井町	9,635	2,304	0.1%	23.9%
大井町	17,035	4,722	0.2%	27.7%
松田町	11,155	2,646	0.1%	23.7%
山北町	10,657	2,362	0.1%	22.2%
開成町	17,077	4,827	0.2%	28.3%
箱根町	11,732	2,688	0.1%	22.9%
真鶴町	7,305	1,337	0.1%	18.3%
湯河原町	24,950	4,952	0.2%	19.8%

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター 平成28年1月1日現在）を基に青少年課にて作成

(2) 世帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

< 図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県） >

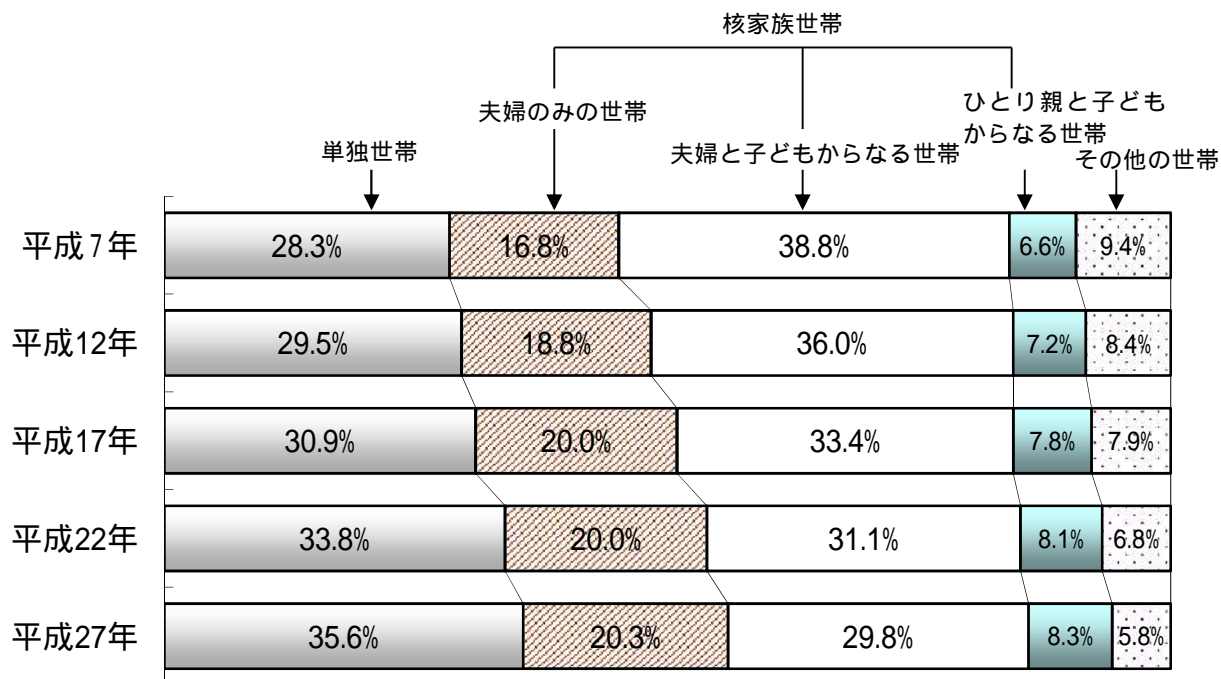


(注) 1 ここでいう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。

2 核家族世帯とは、一般世帯のうち 夫婦のみ 夫婦と子供からなる世帯 ひとり親と子供からなる世帯 をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

< 図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県） >



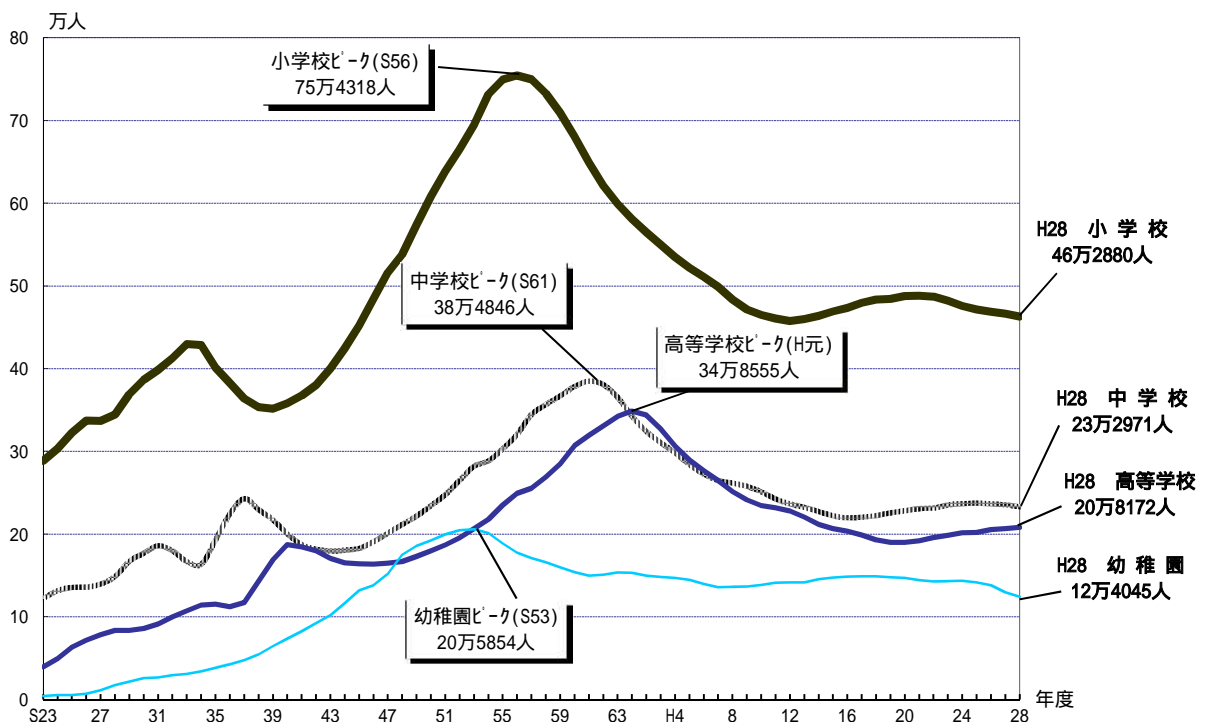
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 児童・生徒数

ア 在学者数

- (ア) 幼稚園は12万4,045人で、前年度より5,455人（4.2%）減少
- (イ) 幼保連携型認定こども園は、1万160人で、前年度より2,435人（31.5%）増加
- (ウ) 小学校は46万2,880人で、前年度より3,584人（0.8%）減少
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から7年連続で減少
- (エ) 中学校は23万2,971人で、前年度より2,373人（1.0%）減少
平成17年度から9年連続で増加していたが、平成26年度から3年連続で減少
- (オ) 義務教育学校は970人（本年度より調査）
- (カ) 高等学校は20万8,172人で、前年度より1,556人（0.8%）増加
ピークの平成元年度（34万8,555人）から減少を続けていたが、平成20年度から9年連続で増加
- (キ) 高等学校（通信制）は5,513人で、前年度より780人（12.4%）減少
- (ク) 中等教育学校は3,882人で、前年度より172人（4.2%）減少
- (ケ) 特別支援学校は8,236人で、前年度より40人（0.5%）増加
- (コ) 専修学校は2万6,562人で、前年度より665人（2.6%）増加
- (サ) 各種学校は3,231人で、前年度より57人（1.8%）増加

< 図1-1-4 在学者数の推移（神奈川県） >



出典：平成28年度神奈川県学校基本調査結果報告（統計センター）

イ 外国籍児童・生徒の状況

平成27年度には、世界80カ国から6,817名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約46.6%にあたる3,176名が日本語の指導を必要としています。

<表1-1-2 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）>

（単位：人）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
小学校	4,291	4,294	4,316	3,981	3,999	4,599
中学校	1,779	1,928	2,122	2,100	2,071	2,218
計	6,070	6,222	6,438	6,081	6,070	6,817

（備考）平成21年度からは隔年で調査実施

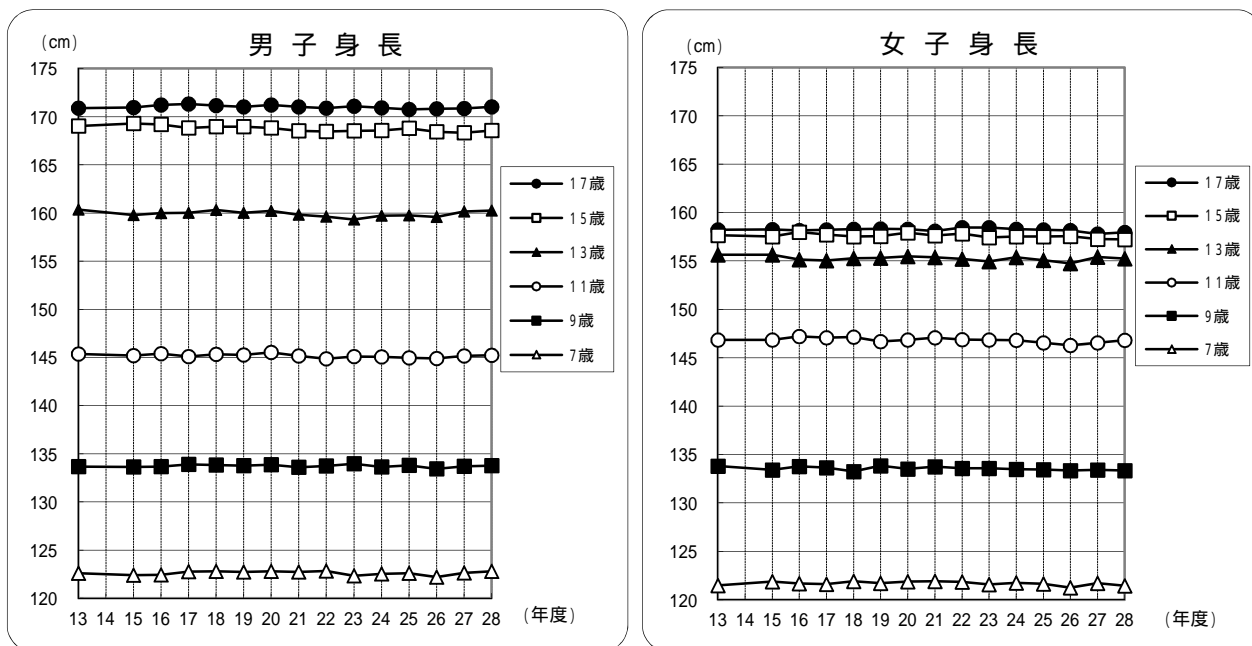
出典：子ども教育支援課

2 健康

(1) 体格

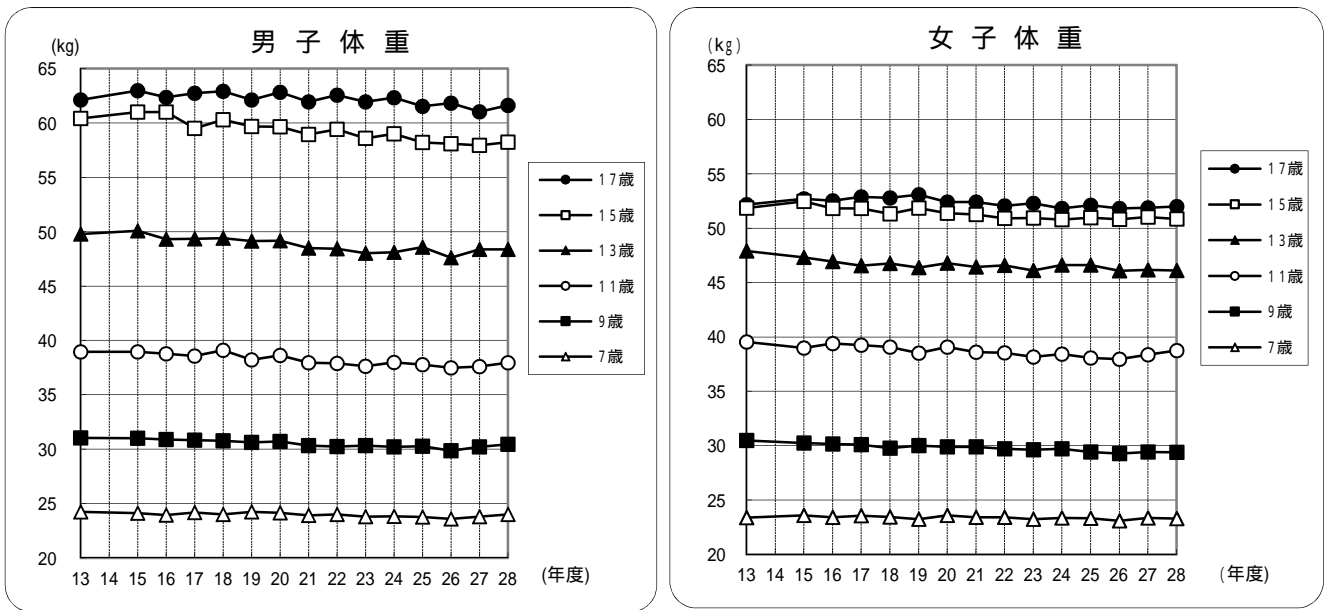
本県の「身長」の平均値の年次推移はほぼかわらず、「体重」の平均値の年次推移をみると男女ともゆるやかな低下傾向にあります。

<図1-2-1 身長の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

< 図1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県） >



出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

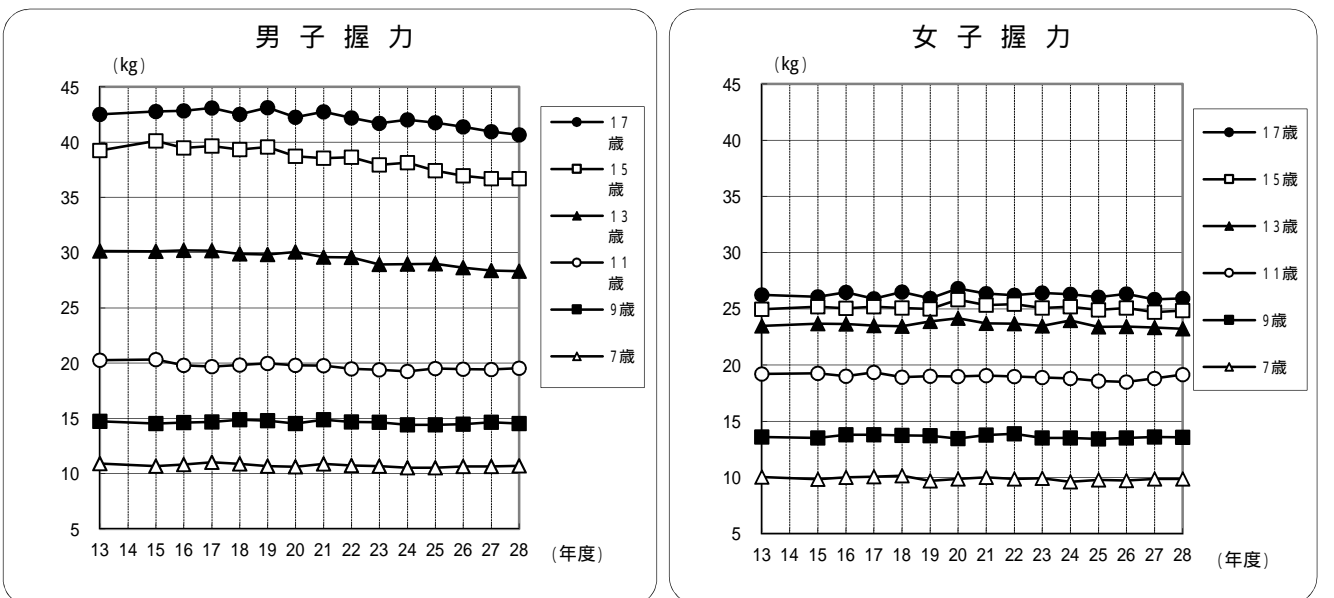
(2) 体力・運動能力

ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。

平成13年度以降、男子の13歳、15歳、17歳で低下の傾向にあり、平成28年度は、男女とも13歳、男子の15歳、17歳で最も低い値となりました。

< 図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県） >



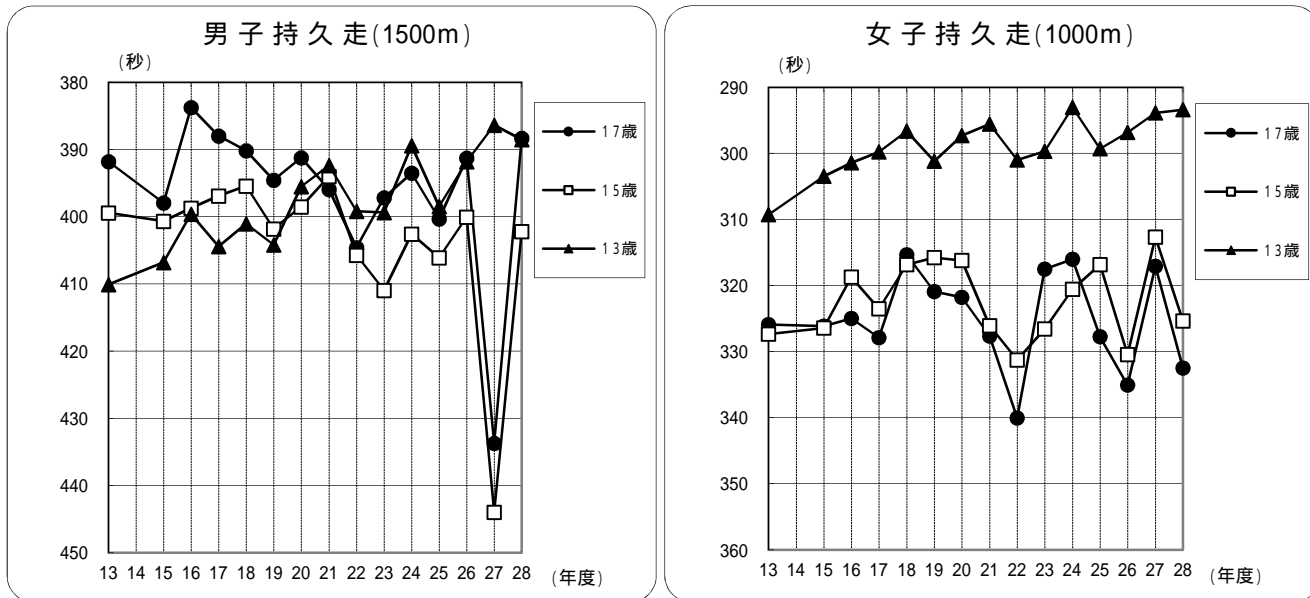
出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。

平成13年度以降、各年度により平均値が上下しており、傾向を読みとることはできませんが、平成28年度は男子の15歳、17歳で向上がみられました。

<図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）>



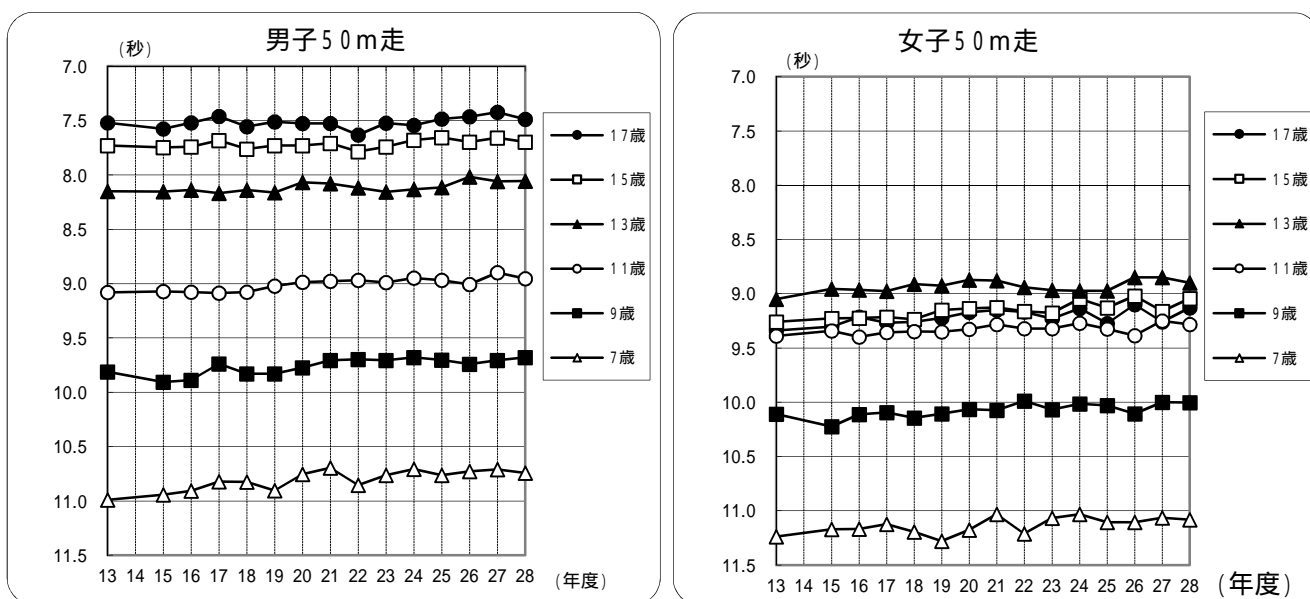
出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。

平成13年度以降、男女ともに向上または横ばいの傾向にあり、平成28年度は、男子の9歳で最も高い値となりました。

<図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）>



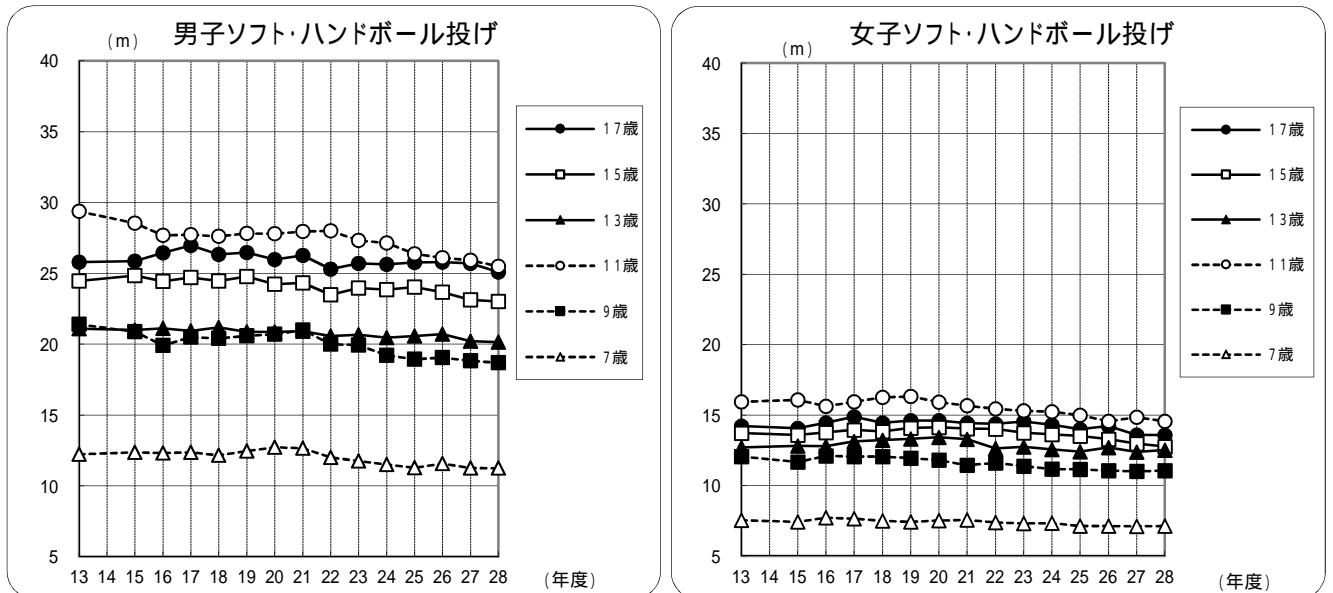
出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧緻性にかかわる、投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。

平成13年度以降、すべての年齢においてゆるやかな低下の傾向にあり、平成28年度は、男子のすべての年齢と女子の11歳、15歳で最も低い値となりました。

<図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

3 生活習慣と意識

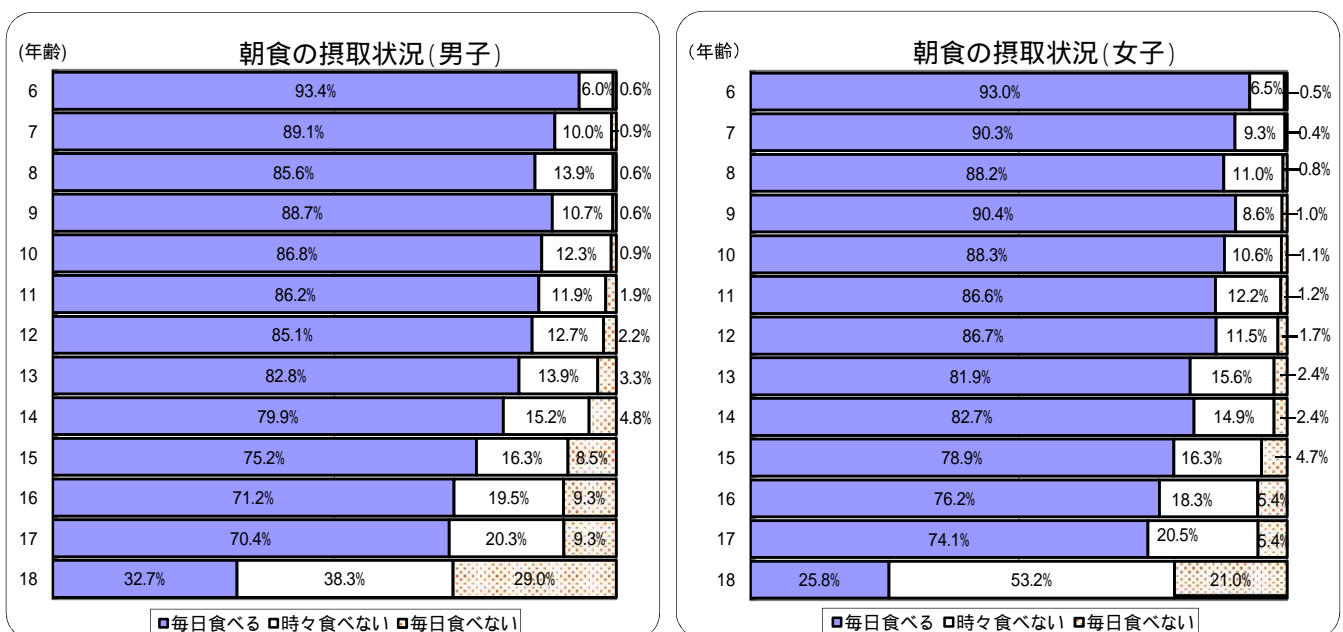
(1) 基本的な生活習慣

ア 朝食の摂取状況

男女とも年齢が上がるに伴い、朝食を毎日食べる者の割合が減少する傾向にあります。

また、朝食を「毎日食べない」「時々食べない」割合は、男女とも10歳以降増加する傾向にあります。

<図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県）>

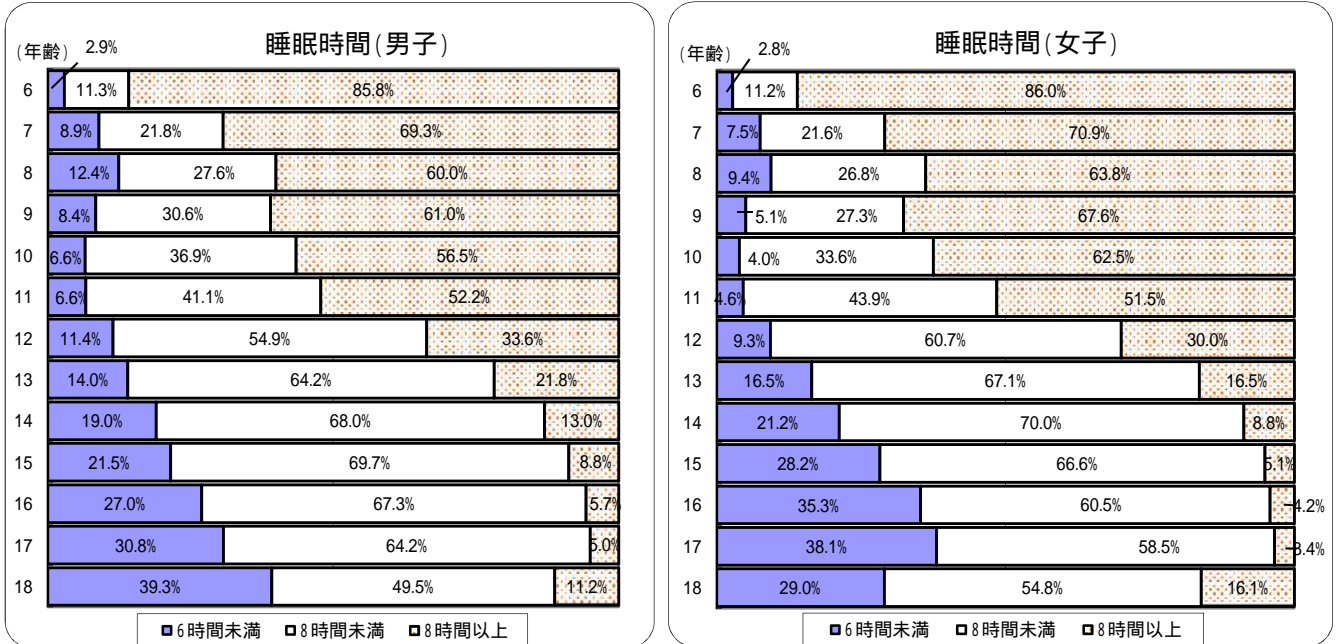


出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の者の割合は、男子は12歳、女子は11歳以降増加し、8時間以上の者の割合は、18歳を除き、年齢が上がるとともに減少する傾向にあります。

<図1-3-2 睡眠時間(神奈川県)>

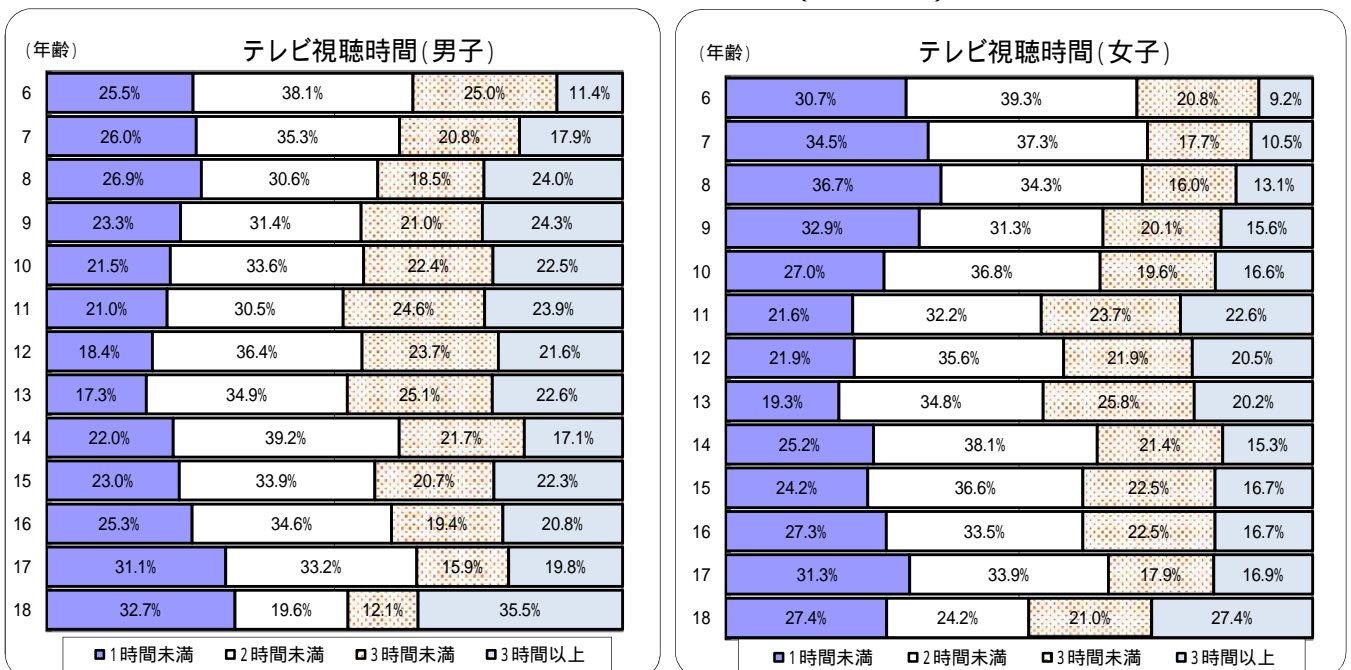


出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書(保健体育課)

ウ テレビ視聴時間

男女とも小学校においては、年齢が上がるとともにテレビ等の視聴時間が長くなる傾向にあります。2時間以上視聴している者の割合(3時間未満と3時間以上を合わせた割合)は、男子は11歳、女子は18歳で最も多くなっています。

<図1-3-3 テレビ視聴時間(神奈川県)>



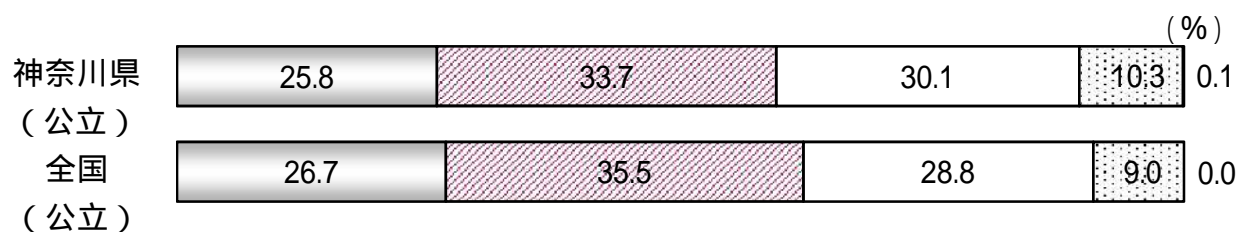
出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書(保健体育課)

工 家での勉強

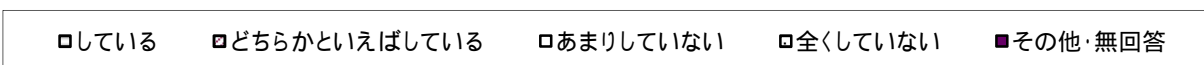
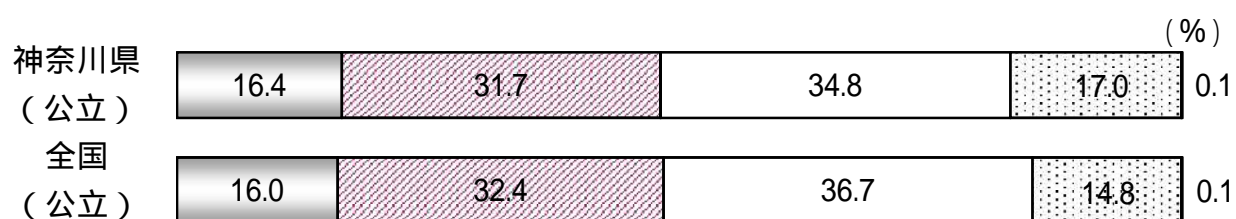
家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は59.5%、中学生の割合は48.1%となっています。

< 図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】



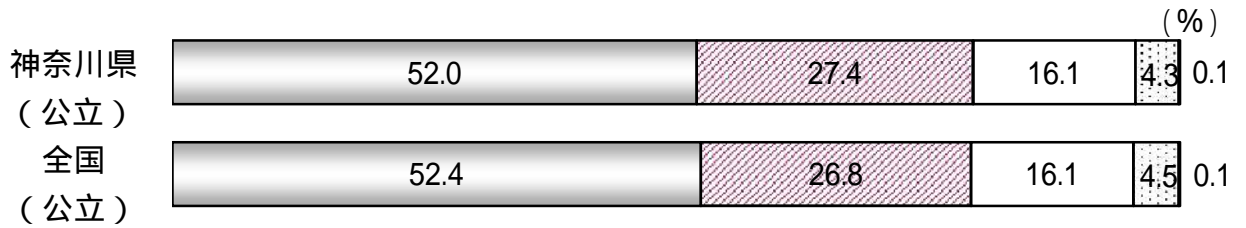
出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

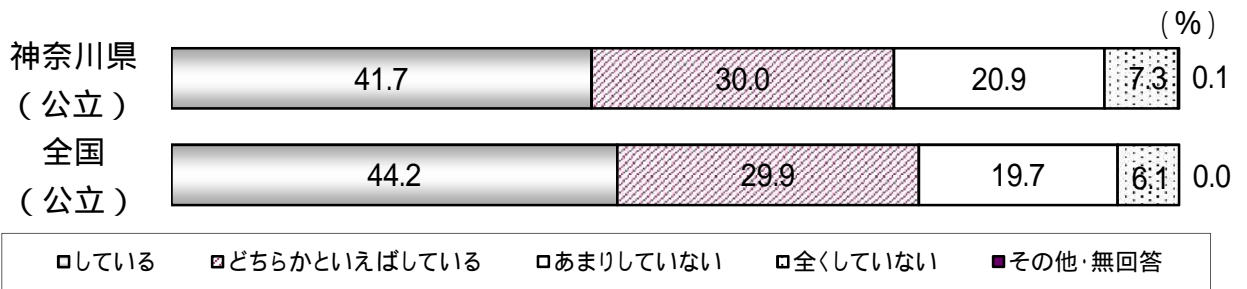
家の人と学校での出来事について話をしていると答えた割合は、小学生に比べて中学生が少なくなっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしていますか（神奈川県）>

【小学生】



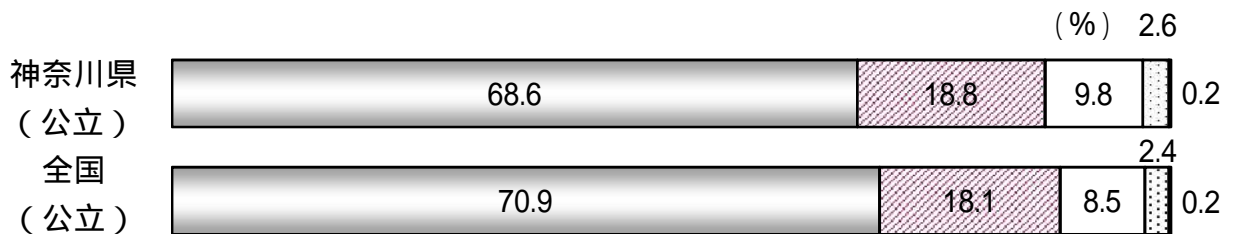
【中学生】



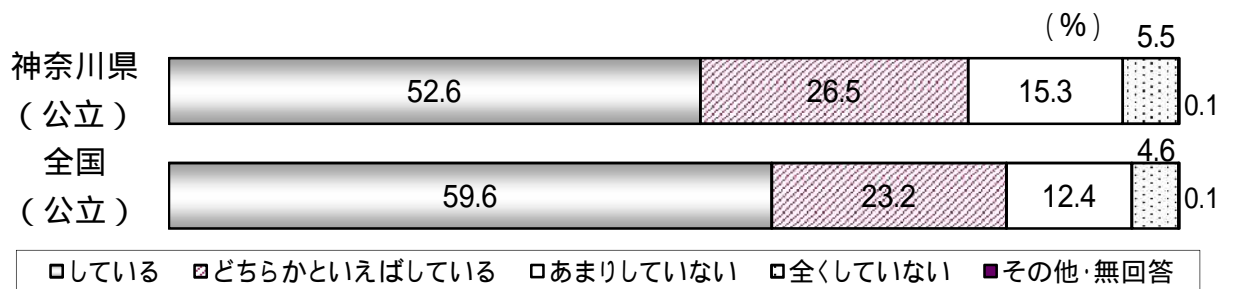
出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-6 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



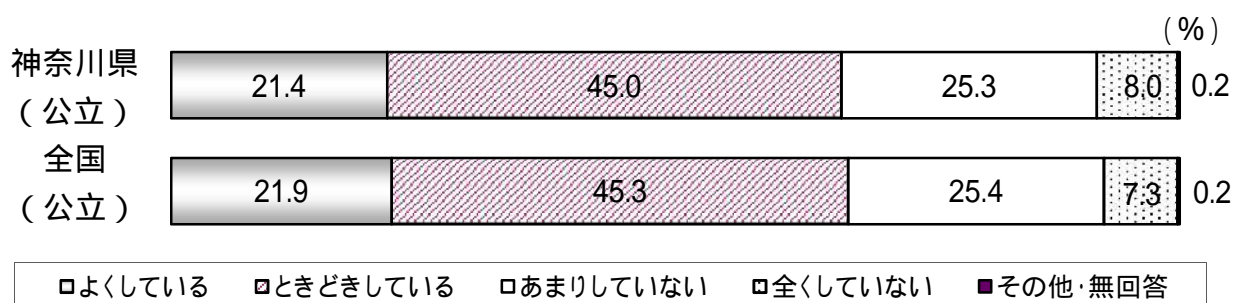
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-7 家の手伝いをしていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(3) 青少年の意識

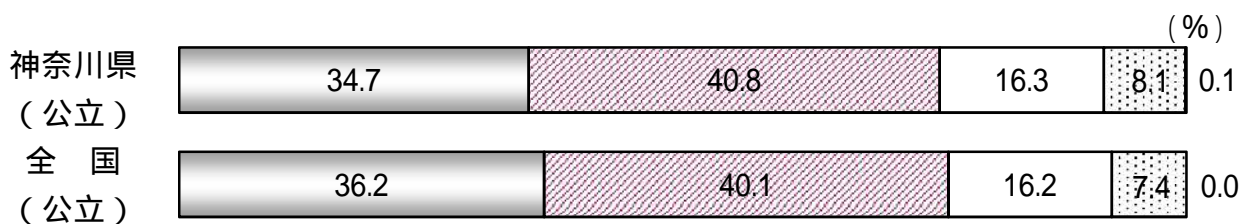
ア 自己肯定感

自分にはよいところがあると思うと答えた小学生は75.5%、中学生は67.6%であり、将来の夢や目標を持っていると答えた小学生は83.7%、中学生は68.9%となっています。

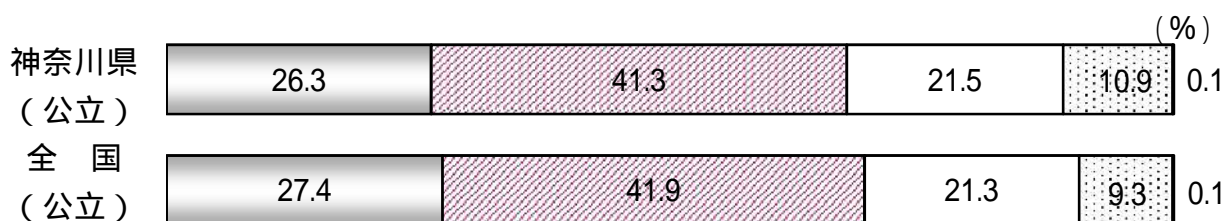
また、人の役に立つ人間になりたいと答えた小学生は93.1%、中学生は90.9%となっています。

< 図1-3-8 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】

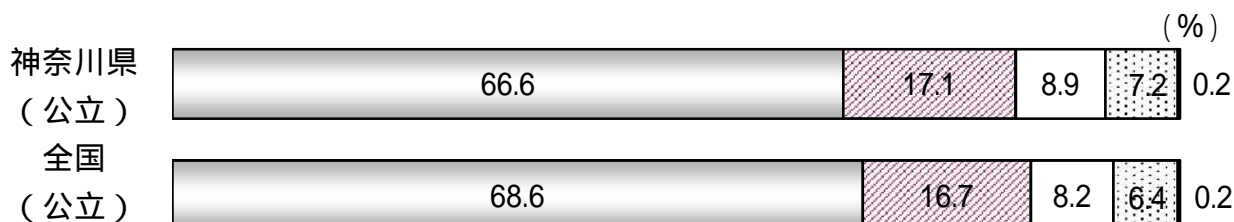


当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 その他・無回答
 どちらかといえば、当てはまる
 当てはまらない

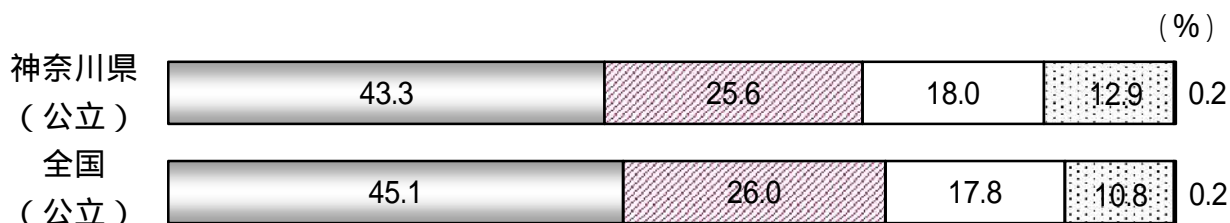
出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

< 図1-3-9 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】

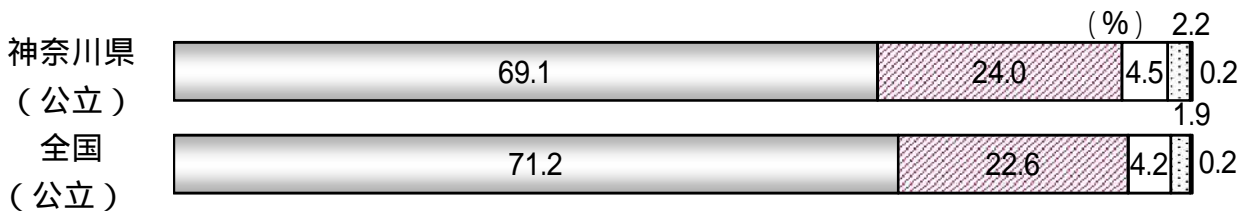


当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 その他・無回答
 どちらかといえば、当てはまる
 当てはまらない

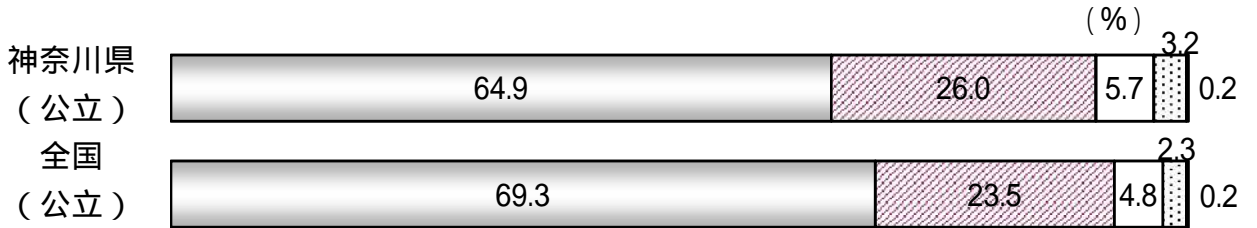
出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

< 図1-3-10 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】



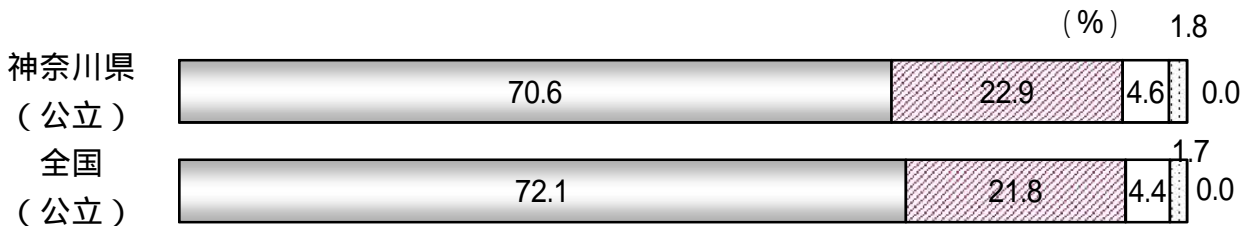
出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

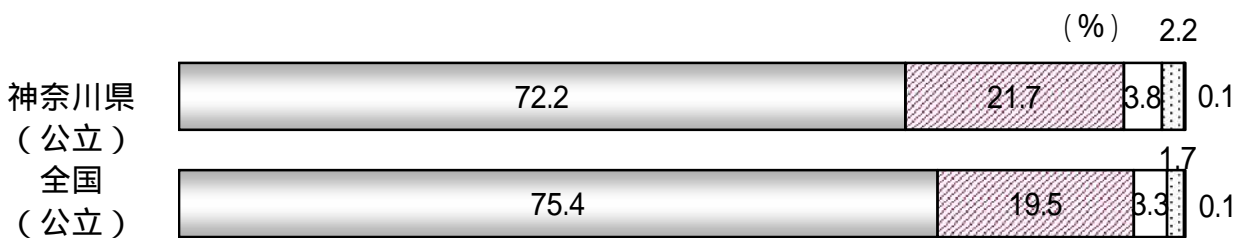
人の気持ちが分かる人間になりたいと思うと答えている割合は、小学生・中学生ともに90%を超えています。

< 図1-3-11 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県） >

【小学生】



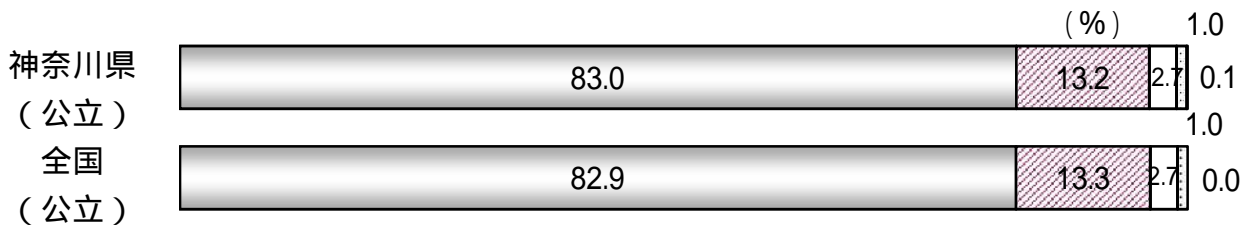
【中学生】



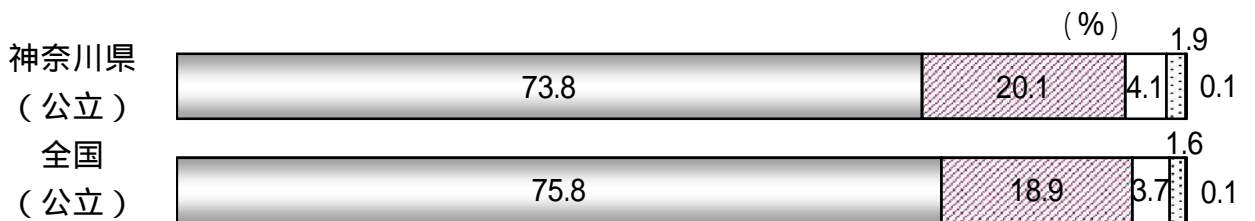
出典：平成27年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-12 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



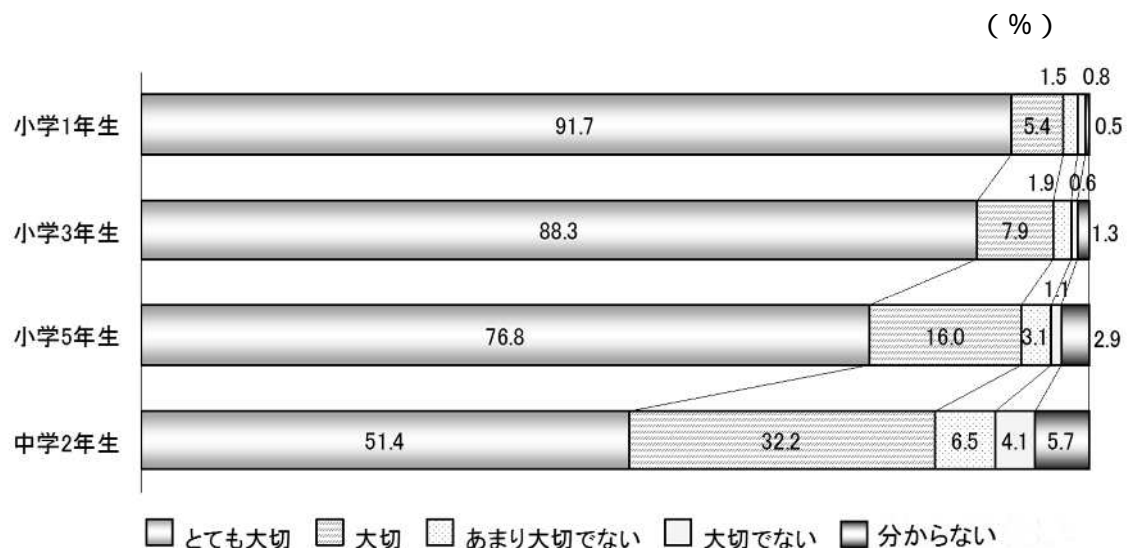
そう思う
 どちらかといえば、そう思わない
 その他・無回答
 どちらかといえば、そう思う
 そう思わない

出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

ウ 「いのち」について

県教育委員会が、県内の公立学校の児童・生徒を対象に行った「『いのち』についてのアンケート調査」によると、「自分の『いのち』は大切ですか」という設問に対し、「とても大切」と答えた割合は、小学1年生91.7%、小学3年生88.3%、小学5年生76.8%、中学2年生51.4%と、年齢を追うごとに割合が減少し、中学2年生では、「あまり大切でない」、「大切でない」という回答が全体の約1割を占めるという結果が出ています。

<図1-3-13 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）>



とても大切
 大切
 あまり大切でない
 大切でない
 分からない

出典：「『いのち』についてのアンケート調査」（子ども教育支援課 平成20年3月）

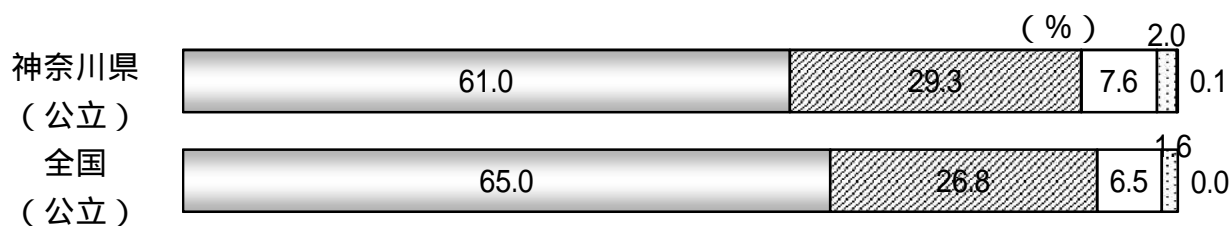
4 地域との関わり

(1) あいさつ

近所の人に出会ったときは、あいさつをしていると答えた割合は、小学生が90.3%、中学生が85.8%です。

<図1-4-1 近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか(神奈川県)>

【小学生】



【中学生】



当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない
 その他・無回答
 どちらかといえば、当てはまる
 当てはまらない

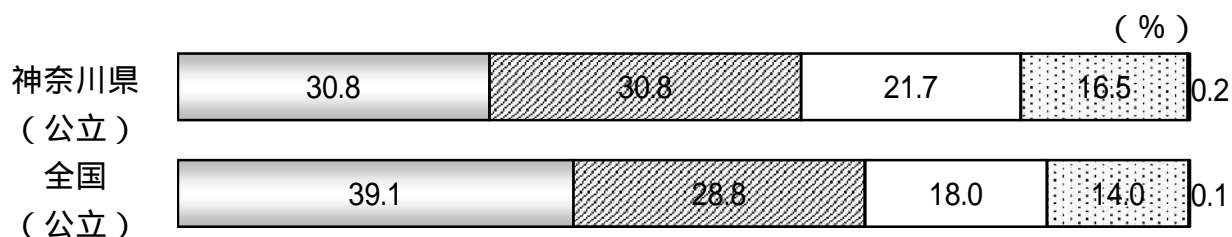
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(2) 地域行事への参加

今住んでいる地域の行事に参加していると答えた割合は、小学生が61.6%、中学生が38.6%です。

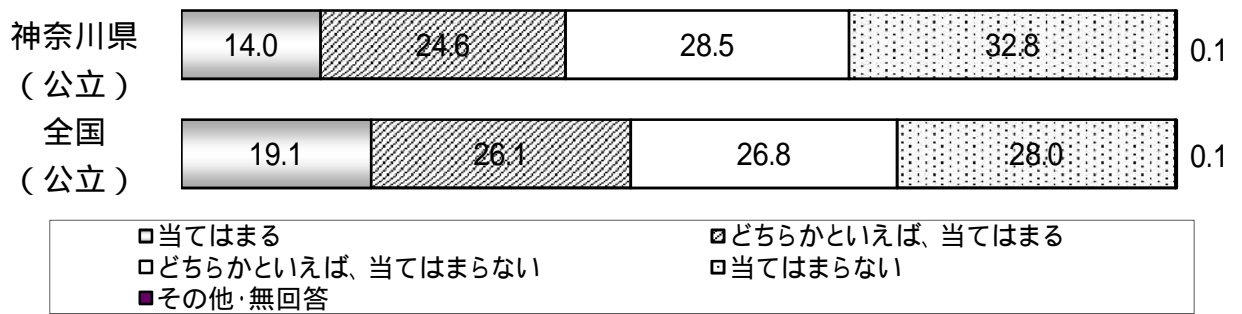
<図1-4-2 今住んでいる地域の行事に参加していますか(神奈川県)>

【小学生】



【中学生】

(%)

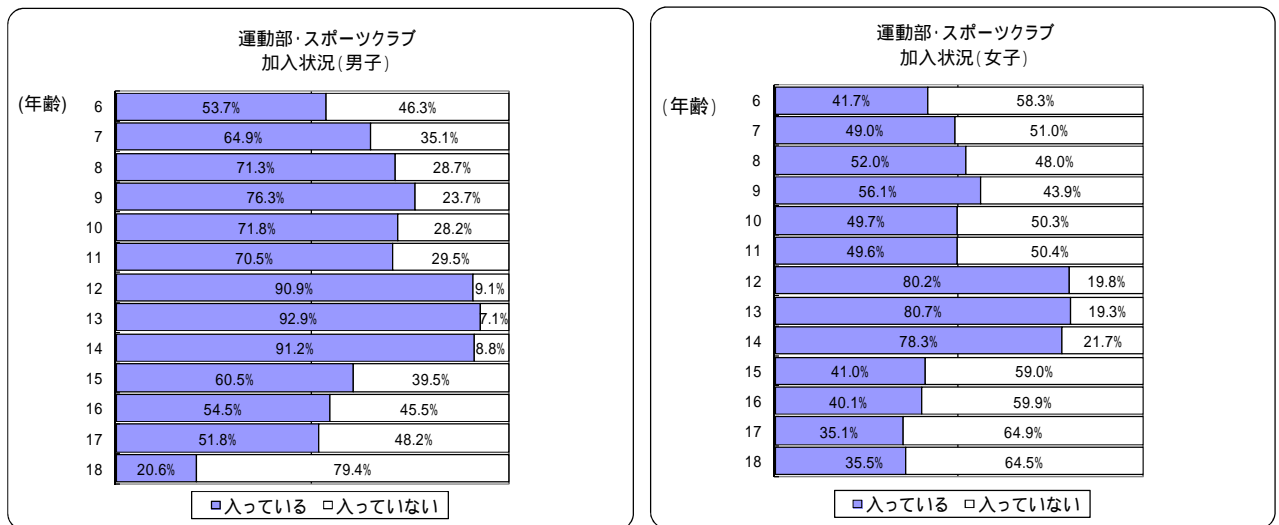


出典：平成28年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(3) 運動部や地域スポーツクラブへの加入状況

ほとんどの年齢で、女子に比べて男子の加入率が高い状況にあります。男女ともに中学生の加入率が他の校種と比較して高く、それぞれの校種においては、小学生では男女ともに9歳、中学生では男女ともに13歳、高校生では男女ともに15歳が最も高くなっています。

< 図1-4-3 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況(神奈川県) >



出典：平成28年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書(保健体育課)

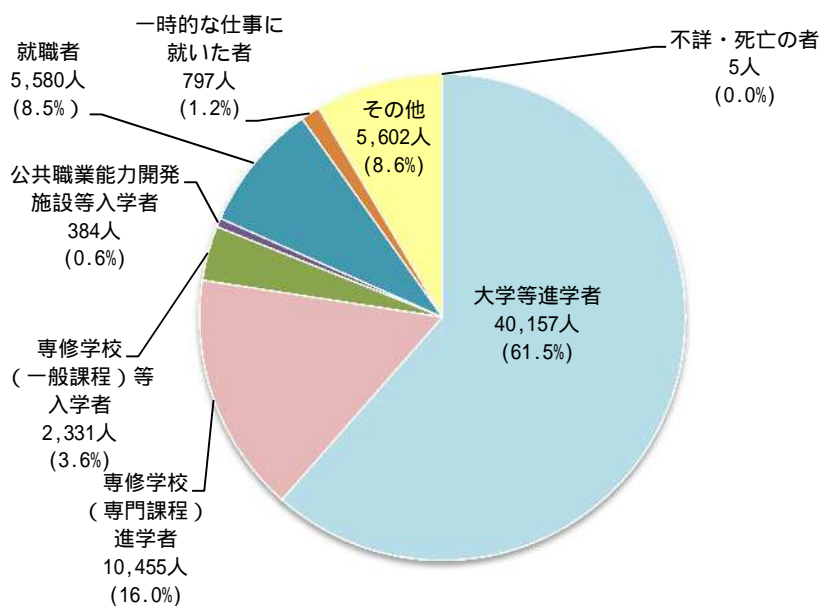
5 青少年の就労

(1) 新卒業者の進路

高等学校（本科）卒業生数は、6万5,311人であり、そのうち、大学等に進学した者が61.5%、就職した者が8.5%となっている。

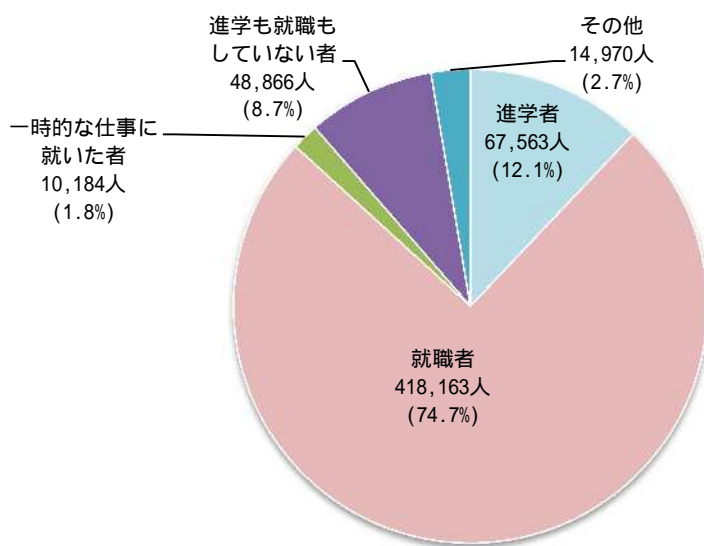
また、全国の大学卒業生は、55万9,678人であり、そのうち、大学院等に進学した者が12.1%、就職した者が74.7%である一方、進学も就職もしていない者が8.7%となっている。

< 図1-5-1 高等学校卒業生の進路別割合（神奈川県） >



出典：平成28年度神奈川県学校基本調査結果報告（統計センター）を基に作成

< 図1-5-2 大学卒業生の進路別割合（全国） >

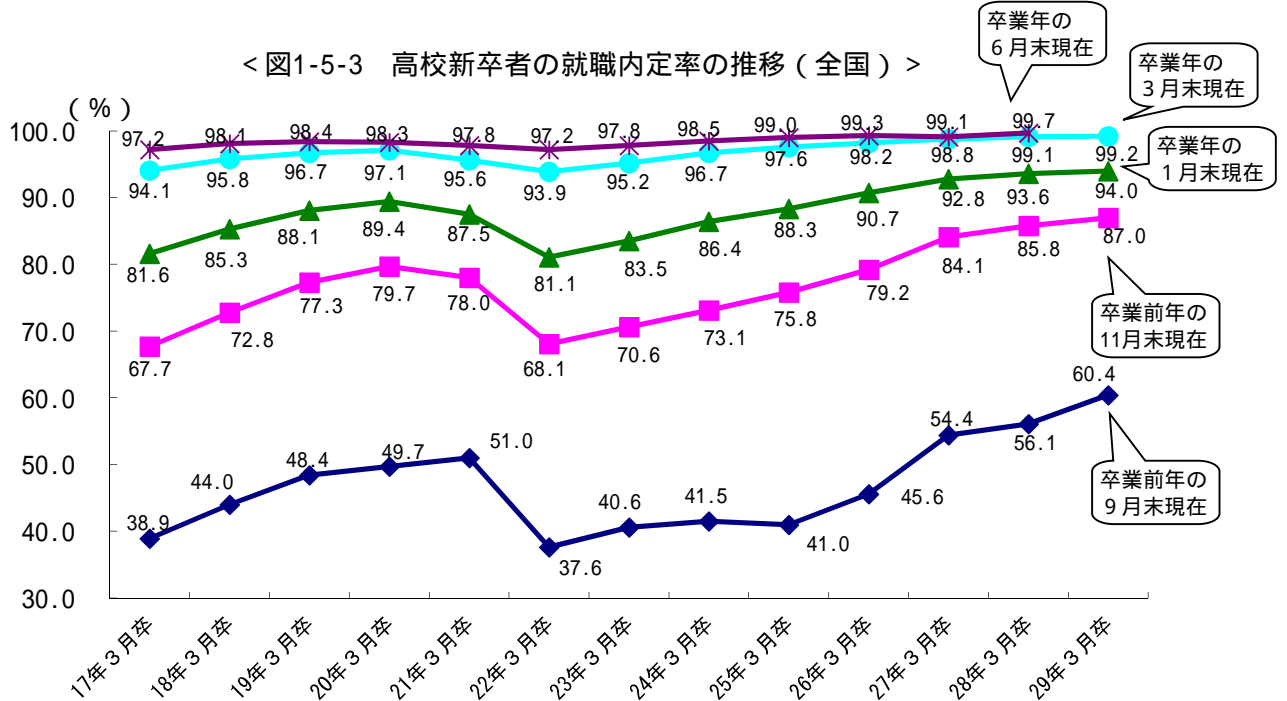


出典：平成28年度学校基本調査（文部科学省）を基に作成

(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況

ア 高校新卒者の就職内定状況

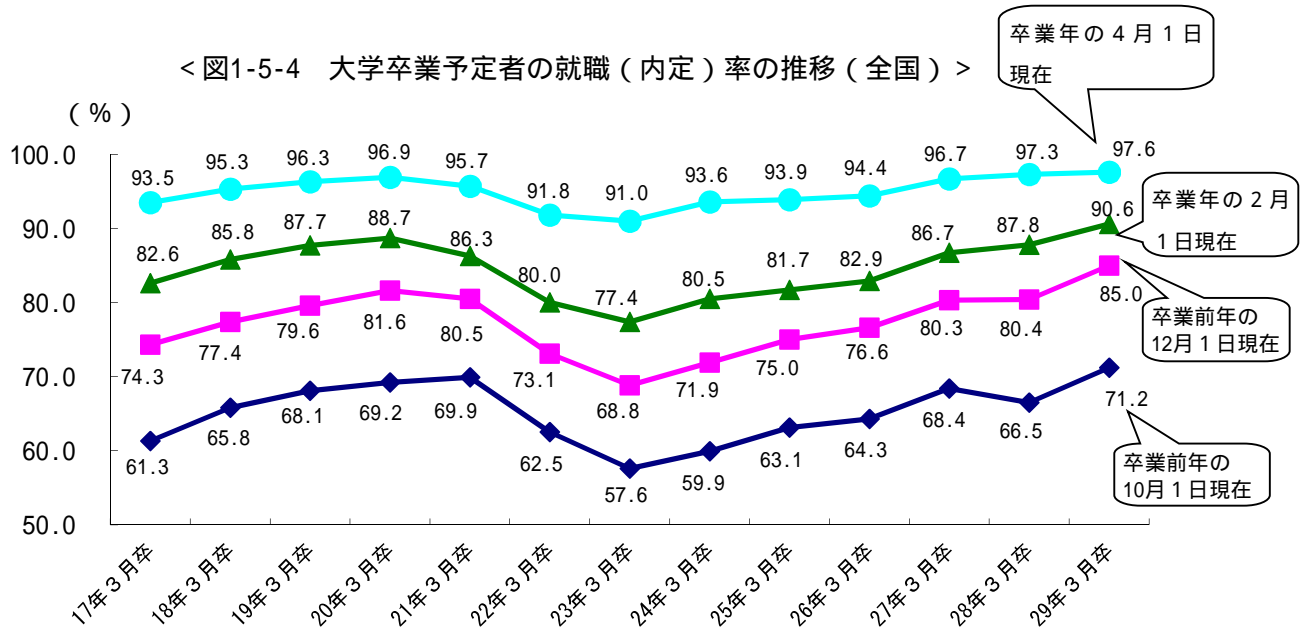
平成29年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が平成29年3月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、99.2%（前年同期比0.1ポイント増）と前年度より上昇しています。



出典：平成28年度「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」取りまとめ（厚生労働省）

イ 大学卒業予定者の就職内定状況

平成29年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、平成29年4月1日現在、就職内定率は、97.6%（前年同期比0.3ポイント増）と前年度より上昇しています。

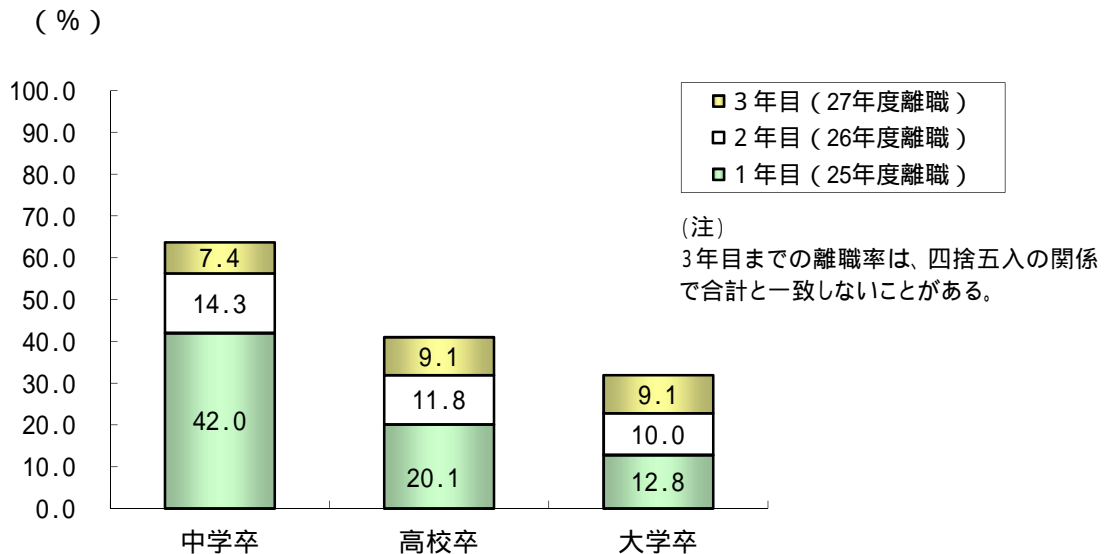


出典：平成28年度「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（厚生労働省）

ウ 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が63.7%、高校卒が40.9%、大学卒が31.9%となっています。

< 図1-5-5 平成25年3月卒業者の在職期間別離職率（全国） >

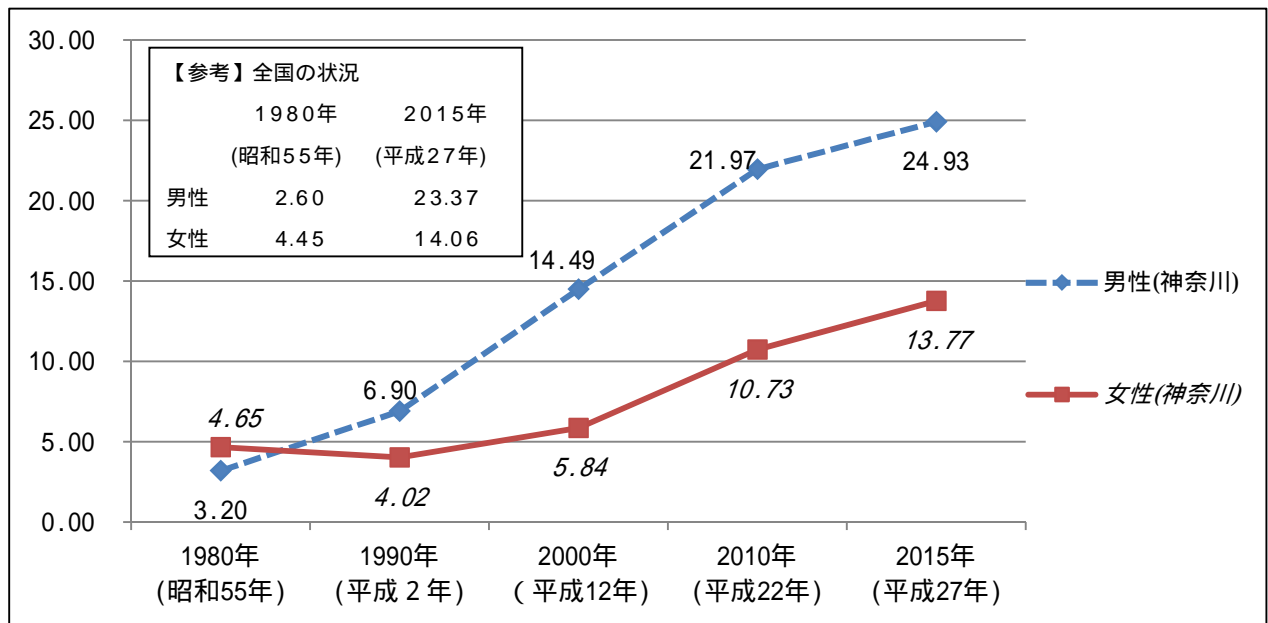


出典：職業安定業務統計(厚生労働省)

6 ライフキャリア・結婚

全国的に未婚率が高まる中、本県の生涯未婚率は、1980年(昭和55年)から2015年(平成27年)の35年間で、男性は約8倍に、女性は約3倍に増えています。全国調査の結果によると、18~34歳の未婚者の約9割が「いずれ結婚するつもり」と考えており、独身に止まっている理由として、25~34歳の未婚者の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」と回答しています。

(%) < 図1-6-1 生涯未婚率の推移(神奈川県) >



生涯未婚率は、45歳~49歳と50歳~54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017年版」をもとに青少年課作成

< 図1-6-2 未婚者の生涯の結婚意思（全国） >

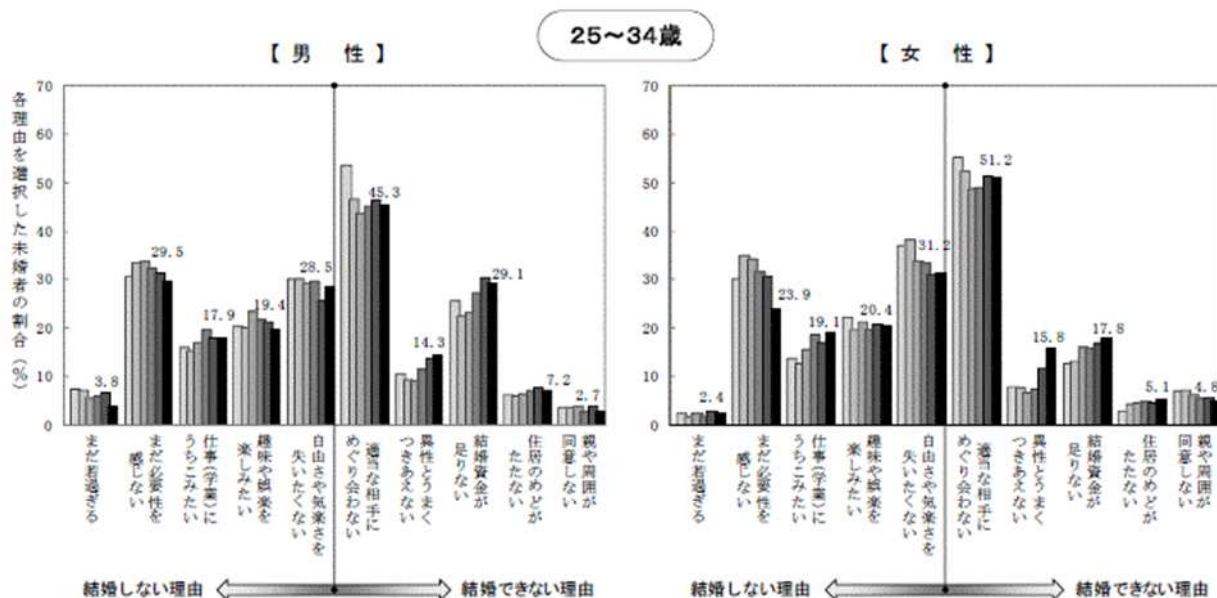
生涯の結婚意思		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)	第15回 (2015年)
【男 性】	いずれ結婚するつもり	91.8 %	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4	12.0
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3	2.3
	総数（18～34歳） （客体数）	100.0 (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)	100.0 (3,139)	100.0 (3,667)	100.0 (2,706)
【女 性】	いずれ結婚するつもり	92.9 %	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8	8.0
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8	2.7
	総数（18～34歳） （客体数）	100.0 (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)	100.0 (3,064)	100.0 (3,406)	100.0 (2,570)

注：対象は18～34歳の未婚者。

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)。

出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

< 図1-6-3 独身にとどまっている理由（全国） >



注：対象は18～34歳の未婚者。何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択)として挙げているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。

設問「あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。ご自分に最もあてはまると思われる理由を最高3つまで選んで、右の回答欄に番号を記入してください(すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄に12を記入してください)。」

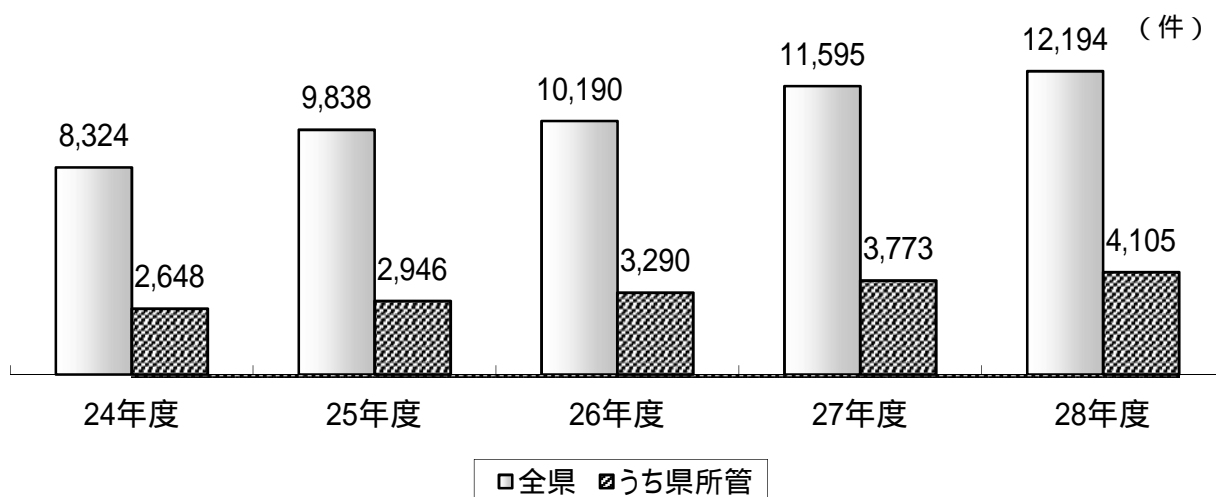
出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

第2 困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

平成28年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる12,194件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

< 図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） >



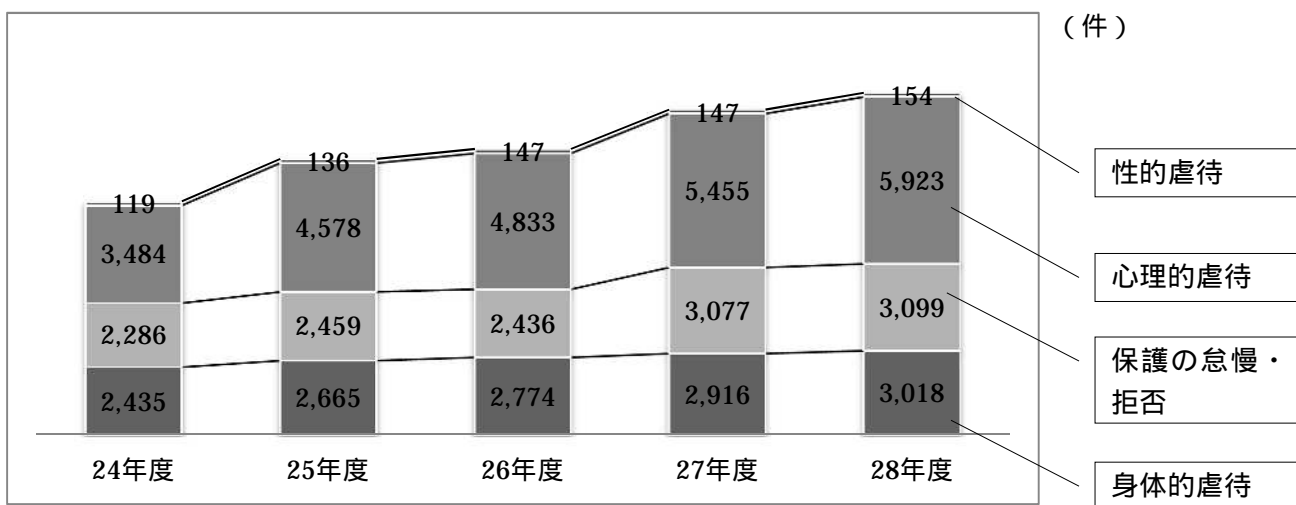
出典：子ども家庭課資料

< 表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県） >

区分	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	総数
平成28年度	154件	5,923件	3,099件	3,018件	12,194件

出典：子ども家庭課資料

< 図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） >



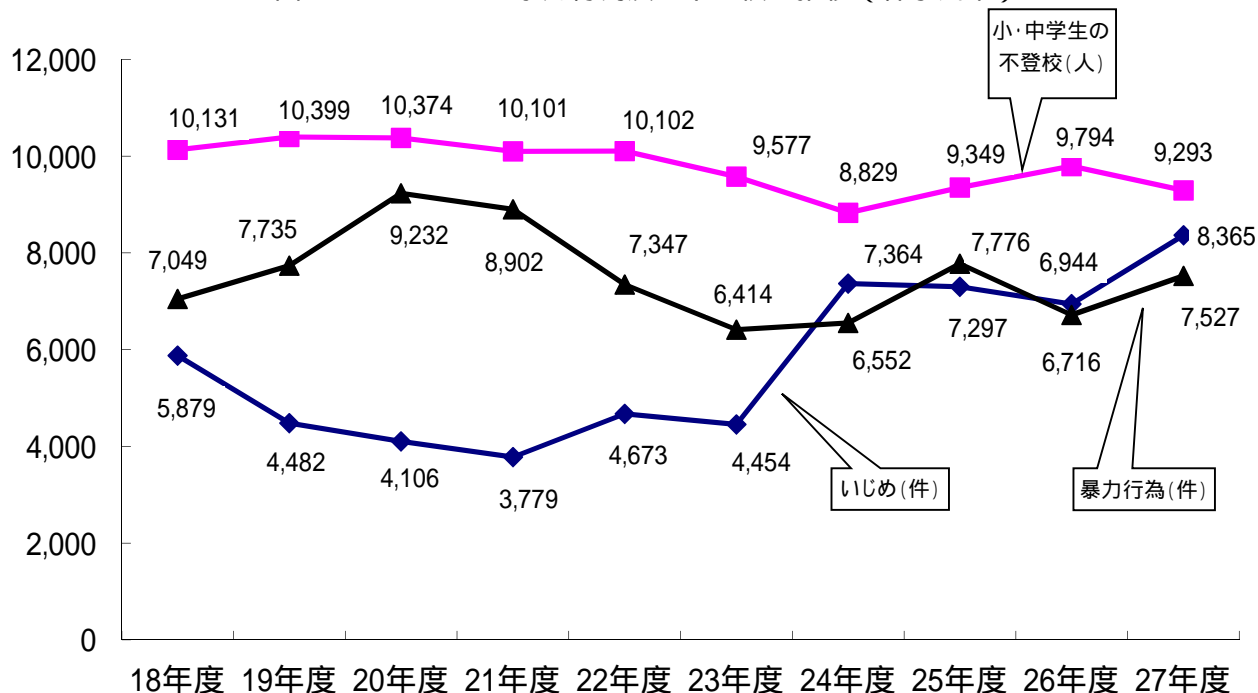
出典：子ども家庭課資料

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの認知件数は、前年度比1,421件増加の8,365件で、全国で6番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、平成27年度の発生は、前年度比811件増の7,527件で、大阪府に次ぐ2番目となっています。

国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は9,293人で、前年度に比べ501人減少し、全国で3番目となっています。

<図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）>



出典：平成27年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（子ども教育支援課資料）

<図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）>

いじめの認知件数 (国公立小・中・高・特別支援学校)	暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)	不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)
1位 千葉県 29,665件 2位 京都府 25,655件 3位 宮城県 17,708件 6位 神奈川県 8,365件 1,000人あたりの認知件数は、9.0件(全国32位)	1位 大阪府 9,785件 2位 神奈川県 7,527件 3位 千葉県 3,656件 4位 愛知県 3,150件 5位 東京都 2,627件 1,000人あたりの発生件数は、8.2件(全国3位)	小・中学校 1位 東京都 11,634人 2位 大阪府 10,020人 3位 神奈川県 9,293人 1,000人あたりの不登校生徒数 13.2人(全国12位) 高等学校 1位 大阪府 6,603人 2位 東京都 4,515人 3位 神奈川県 3,646人 1,000人あたりの不登校生徒数 17.5人(全国10位)

出典：平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

県内で検挙・補導された非行少年は3,276人で、前年に比べ666人（16.9%）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は11年連続で減少しており、過去11年で最も多かった平成18年（9,923人）と比べ7,192人（72.5%）減少しています。

また、刑法犯の再犯者率は、約3割で推移しています。

<表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

区分		24年	25年	26年	27年	28年	
非行少年	合計	5,670	5,009	4,589	3,942	3,276	
	刑法犯	犯罪少年	4,749	4,141	3,605	3,091	2,577
		触法少年	331	307	330	266	154
		計	5,080	4,448	3,935	3,357	2,731
	特別法犯	犯罪少年	564	552	637	566	518
		触法少年	13	3	7	8	14
		計	577	555	644	574	532
	ぐ犯少年	13	6	10	11	13	
	不良行為少年	93,908	48,241	41,666	36,584	37,572	

非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

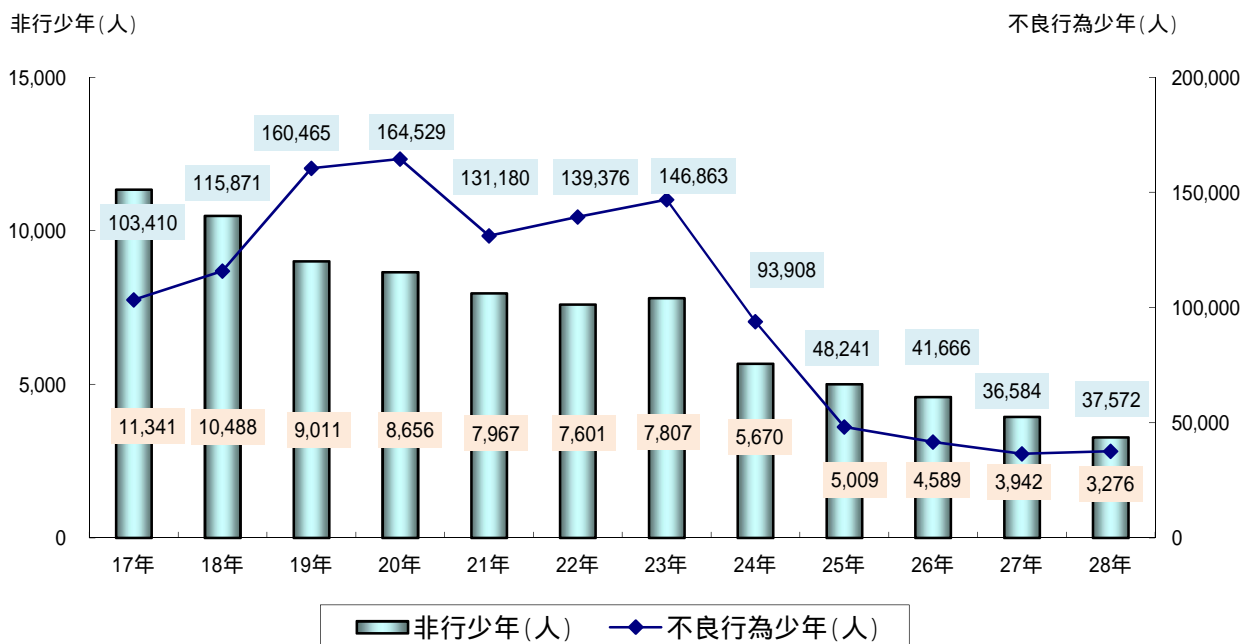
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）>

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
刑法犯	4,749	4,141	3,605	3,091	2,577
再犯者	1,639	1,379	1,183	1,094	880
再犯者率（％）	34.5	33.3	32.8	35.4	34.1
凶悪犯	59	64	26	48	36
再犯者	43	49	14	33	24
再犯者率（％）	72.9	76.6	53.9	68.8	66.7
粗暴犯	652	513	382	370	289
再犯者	369	259	200	190	140
再犯者率（％）	56.6	50.5	52.4	51.4	48.4
窃盗犯	2,487	2,357	2,191	1,878	1,589
再犯者	804	719	669	619	539
再犯者率（％）	32.3	30.5	30.5	33.0	33.9
その他	1,551	1,207	1,006	795	663
再犯者	423	352	300	252	177
再犯者率（％）	27.3	29.2	29.8	31.7	26.7

（備考） 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：警察本部少年育成課資料

(2) 薬物乱用の状況

平成28年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は29人で、学校・職業別では有職、無職少年が22人と、全体の75.9%を占めています。

<表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

区 分	24年	25年	26年	27年	28年
毒物及び劇物取締法違反	4	5	4	0	2
覚せい剤取締法違反	12	9	13	8	11
大麻取締法違反	9	6	4	12	15
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	2	2	2	1
合 計	26	22	23	22	29

出典：警察本部少年育成課資料

<表2-3-4 平成28年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）>

（単位：人）

	総数	生徒・学生				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小計		
毒物及び劇物取締法違反	2	0	0	0	0	2	0
覚せい剤取締法違反	11	3	1	0	4	2	5
大麻取締法違反	15	0	3	0	3	9	3
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	0	0	0	0	0	1
合 計	29	3	4	0	7	13	9

出典：警察本部少年育成課資料

(3) 不良行為少年の状況

平成28年中に不良行為少年として補導された少年は3万7,572人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が91.7%を占めています。

学校・職業別では、高校生が2万644人で全体の54.9%、中学生が4,108人で全体の10.9%を占めています。

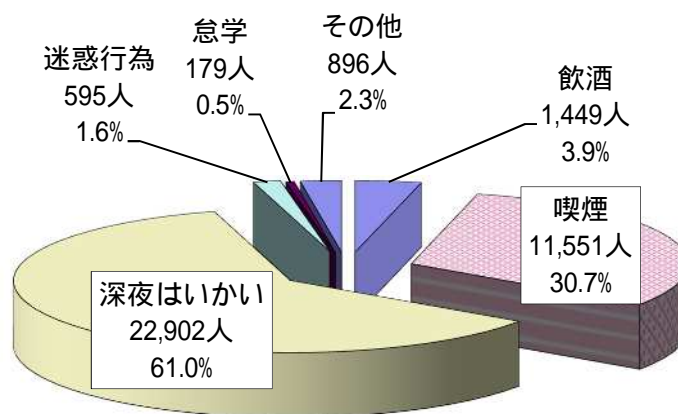
<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>（単位：人）

区 分	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
飲酒	1,664	1,030	960	1,163	1,449
喫煙	31,363	15,663	12,822	11,181	11,551
深夜はいかい	59,327	30,811	26,734	22,892	22,902
迷惑行為	598	321	511	366	595
怠学	540	224	216	148	179
その他	416	192	423	834	896
合計	93,908	48,241	41,666	36,584	37,572

（備考）その他の主な行為は、不健全娯楽、家出、粗暴行為等

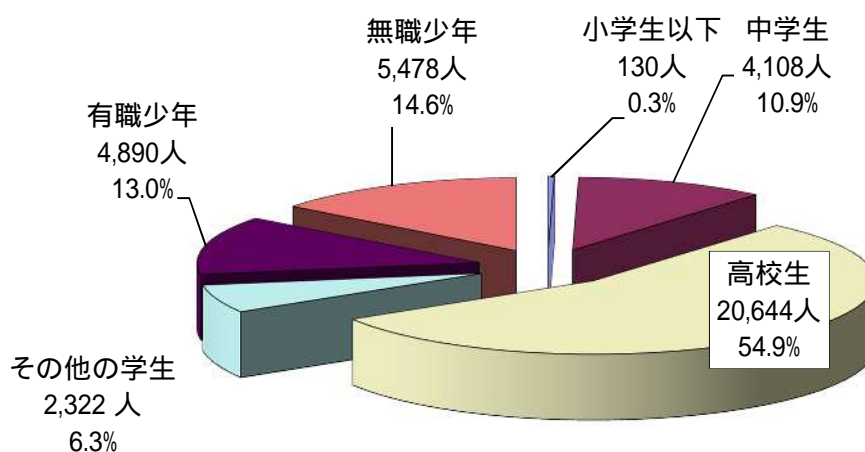
出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-2 不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-3 不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

(4) 福祉犯罪による被害の状況

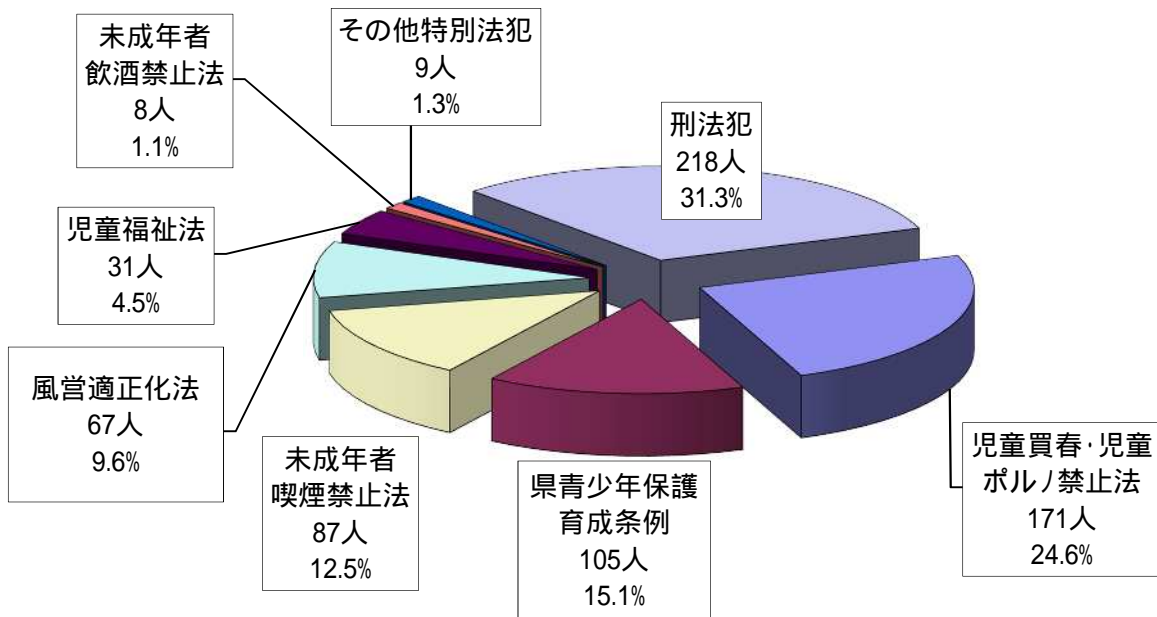
少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）の被害に遭った少年は696人となっています。法令別では、刑法犯が218人（31.3%）（うち強制わいせつが177人）と最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法違反が171人（24.6%）、県青少年保護育成条例違反が105人（15.1%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

区 分	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
検挙件数（件）	1,055	1,129	1,189	1,075	1,033
検挙人員（人）	941	984	974	945	899
被害少年（人）	779	775	865	734	696

出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-4 平成28年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



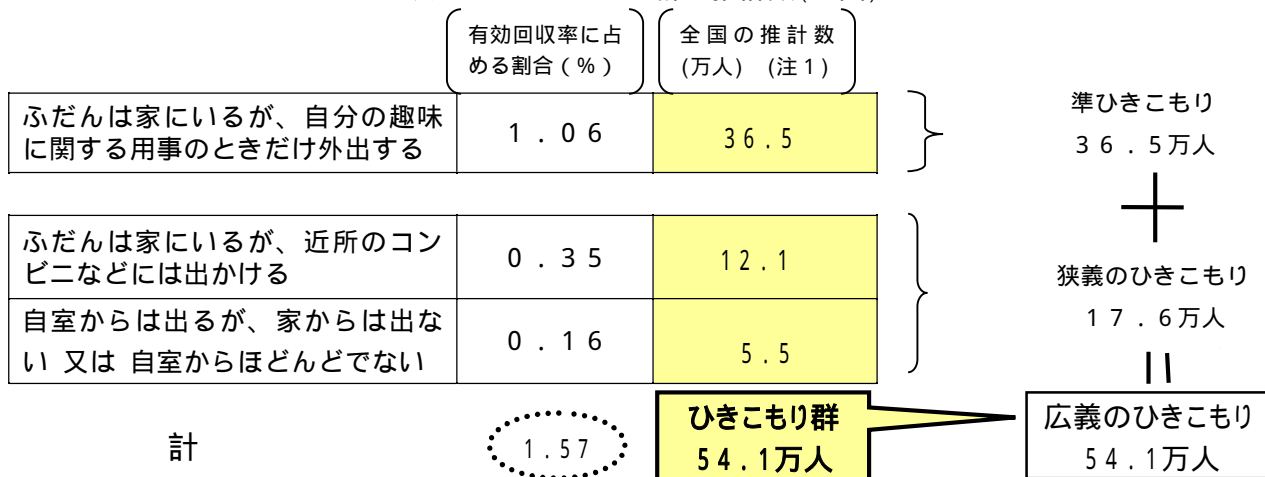
出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

内閣府が平成27年12月に全国5,000人の若者（15歳から39歳）を対象に実施した調査「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年9月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約54万1,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約4万1,000人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)>



ただし、ア)現在の状態となつて6ヶ月以上の者のみ
 イ)「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く
 ウ)「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

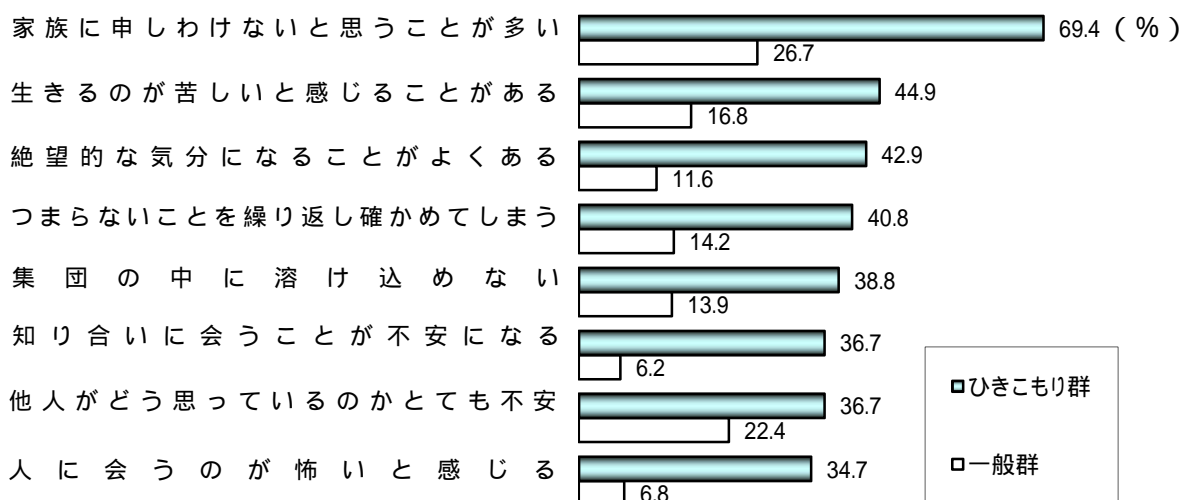
(注1) 総務省「人口推計」(2015年)によると、15~39歳人口は3,445万人。よつて、有効回収率に占める割合(%)×3,445万人=全国の推計数(万人)

出典:平成27年度「若者の生活に関する調査」(内閣府)

(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素

不安などの項目であてはまるものを聞いたところ、ひきこもり群の若者は一般群に比べ、不安なことをあげる者が多くなっています。

<図2-4-1 ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国)>

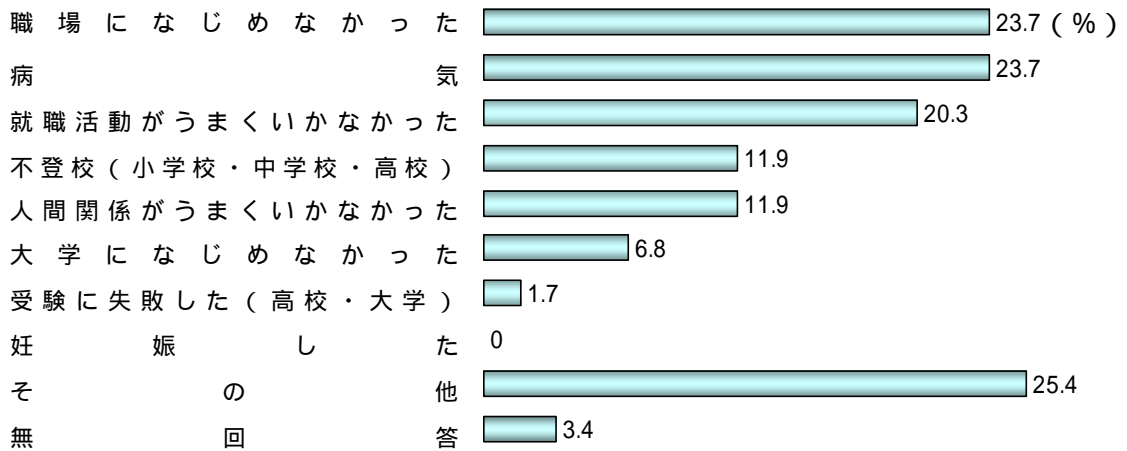


出典:平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

(3) ひきこもりになったきっかけ

仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった若者が多くなっています。

<図2-4-2 ひきこもりになったきっかけ（全国）>

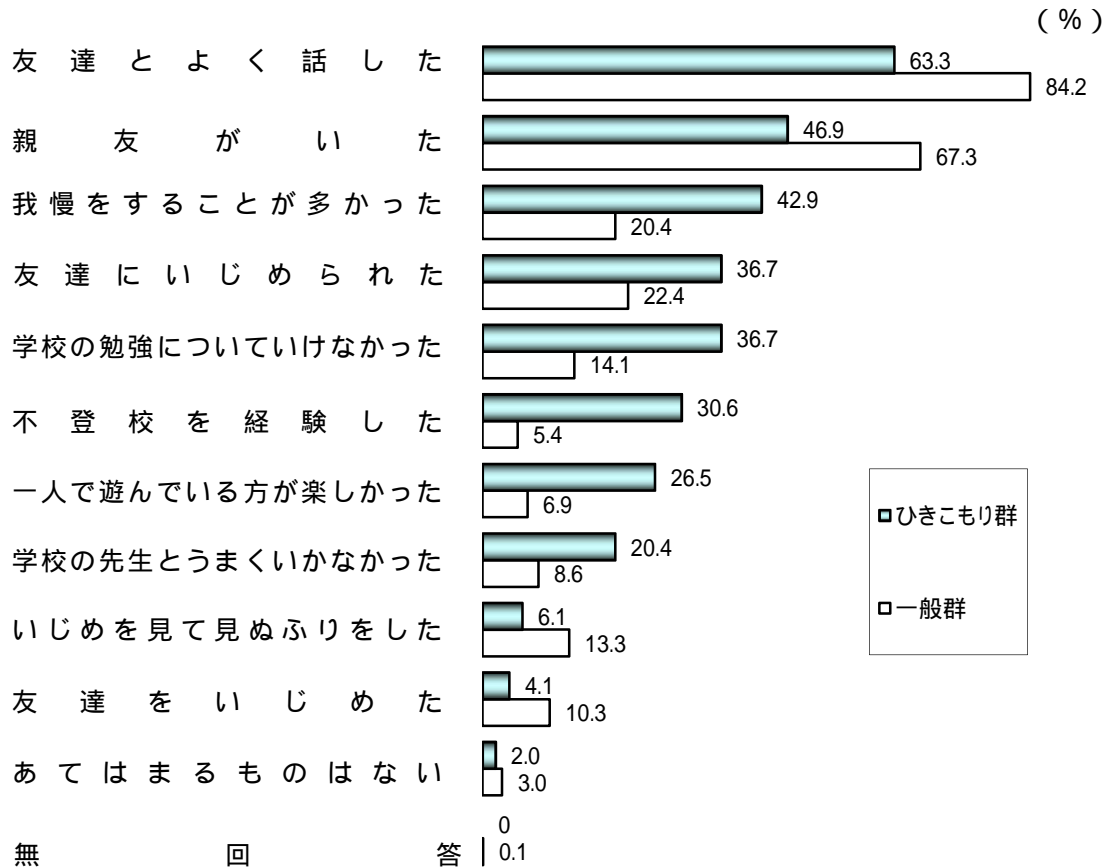


出典：平成21年度「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」（内閣府）

(4) 小中学校時代の経験

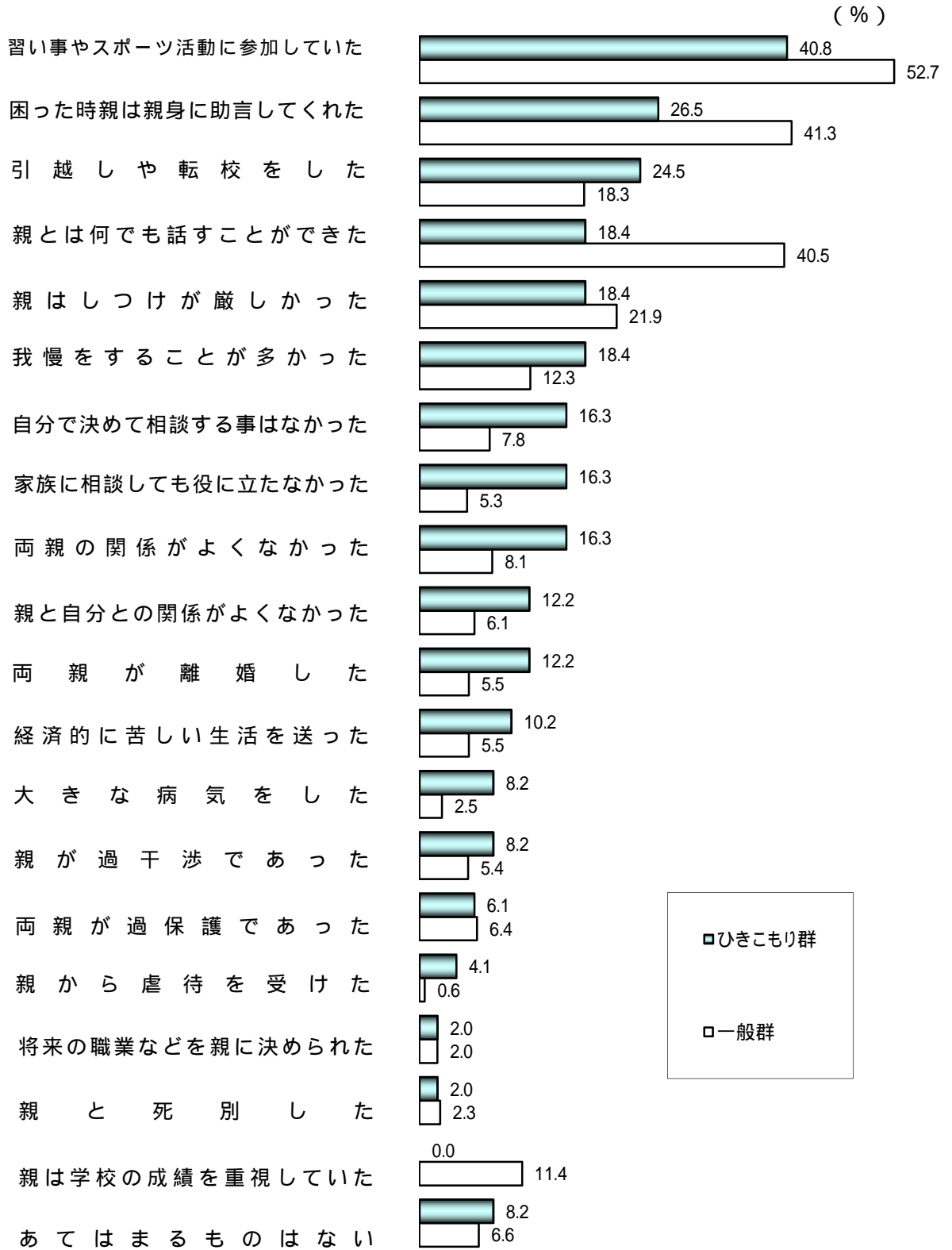
ひきこもりの若者は小中学校時代の学校や家庭で、必ずしもうまくいかなかった様子がうかがえます。

<図2-4-3 小中学校時代の学校での経験（全国）>



出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」（内閣府）

< 図2-4-4 小中学校時代の家庭での経験（全国） >



出典：平成27年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)

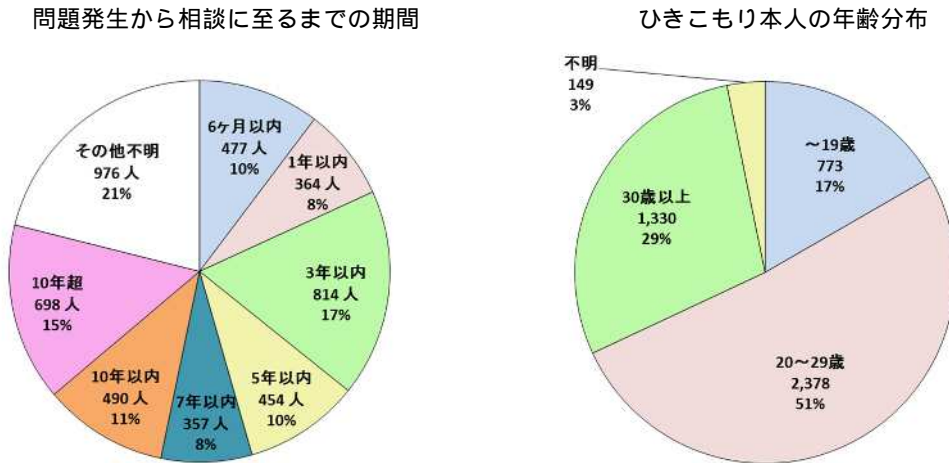
(5) 相談実績からみたひきこもりの状況

県立青少年センターでの電話相談の統計（平成16～28年度）では、ひきこもりに関する相談は4,630件で、相談全体(31,786件)の約14.6%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代は51%となっており、30歳以上の相談者の割合は29%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの経過年数は、1～3年が17%と多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

<図2-4-5 相談実績（平成16～28年度）から見たひきこもりの状況（神奈川県）>



出典：県立青少年センター青少年サポート課資料

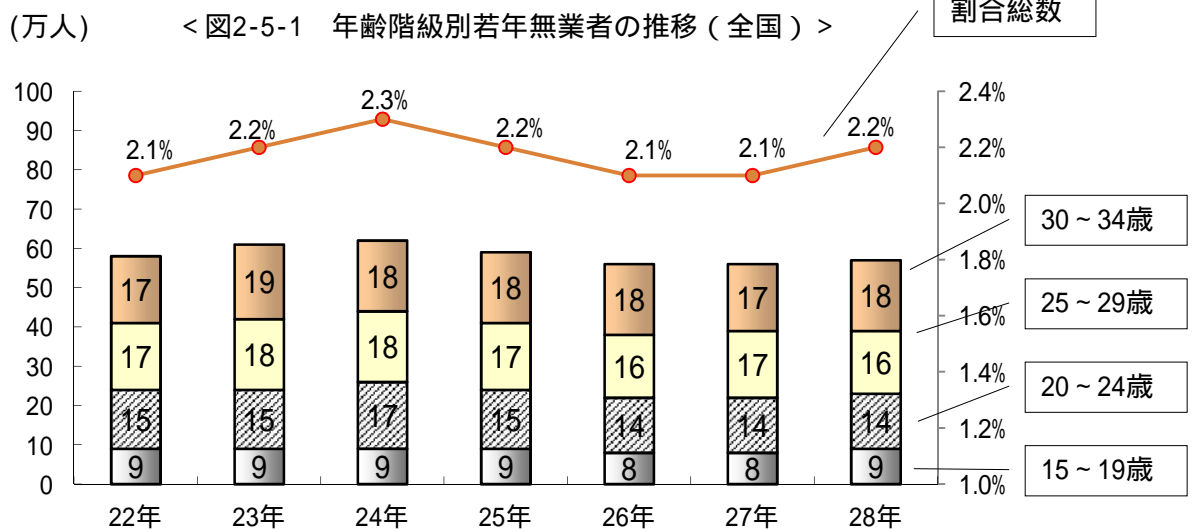
（注）この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

5 若年無業者

全国の若年無業者（ニート状態にある若者）の数は、平成28年は約57万人であり、若年人口2,587万人の約2.2%にあたります。年齢階級別にみると、30～34歳が18万人と最も多く、ついで25～29歳が16万人となっています。

（備考）ニート（NEET）とは

Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいいます。



（注）総数は、千人単位を四捨五入しているため、合計数とは必ずしも一致しない。

出典：労働力調査（総務省統計局）

6 子どもの貧困

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率（貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合）は、13.9%となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち「大人が一人」の世帯員では50.8%となっています。

< 図2-6-1 子どもの貧困率（全国） >

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	(単位：%)										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	(単位：万円)										
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

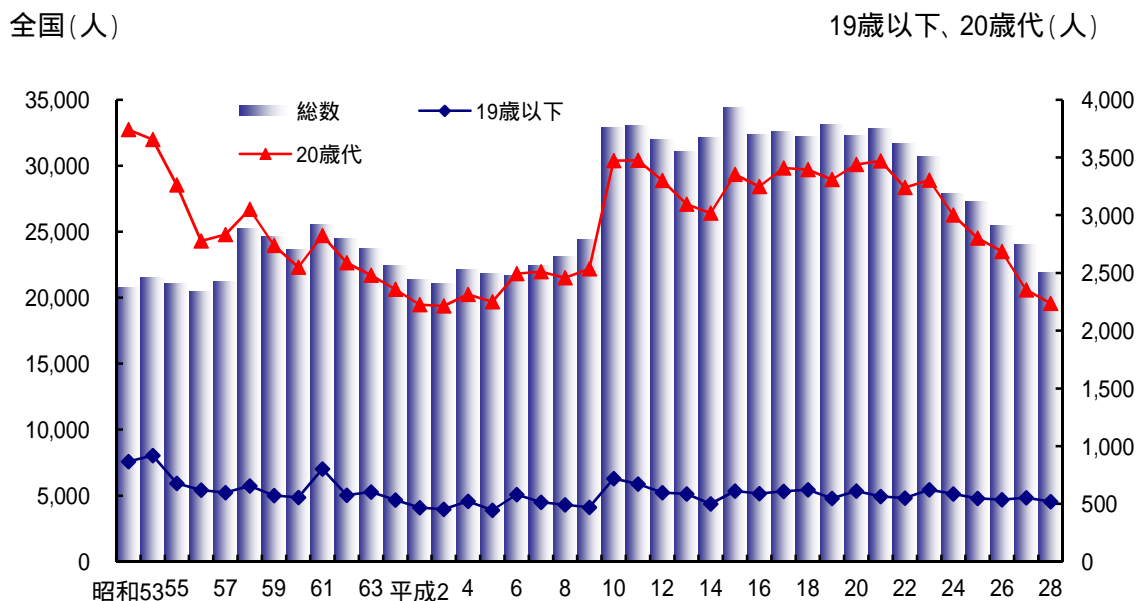
出典：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）

7 自殺

警察庁の調べによると、平成28年中における全国の自殺者数は2万1,897人（前年に比べ2,128人減少）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ520人、2,235人で、その合計は全体の約12.6%を占めています。

平成28年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,213人（前年に比べ169人減少）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ33人、150人でその合計は全体の約15.1%を占めています。

< 図2-7-1 若者の自殺者数の推移（全国） >



出典：平成28年中における自殺の状況（警察庁）

<表2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）>

（単位：人）

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
自殺者数	19 歳以下	36	38	26	29	33
	20 歳代	197	177	168	136	150

出典：警察本部人身安全対策課資料

第3 青少年をはぐくむ環境

1 情報化の急激な進展と青少年への影響

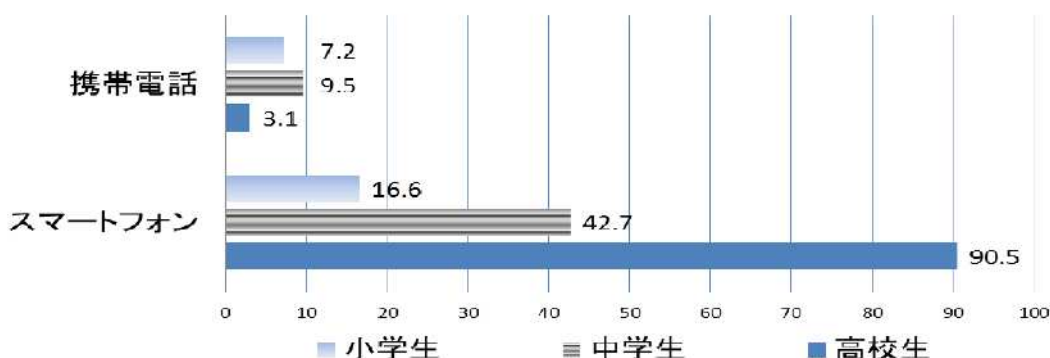
(1) 携帯電話とスマートフォンの利用率及びインターネット利用率

平成28年11月、内閣府が全国の青少年5,000人及び保護者5,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。(以下、(5)までは同調査結果による。)

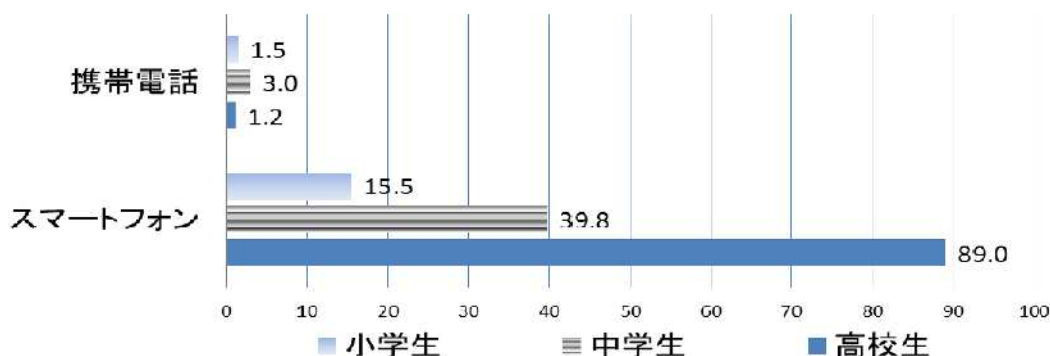
携帯電話の利用率は、小学生は7.2%、中学生は9.5%、高校生は3.1%、スマートフォンの利用率は、小学生は16.6%、中学生は42.7%、高校生は90.5%となっています。

インターネット利用率(WE Bサービスやアプリケーション)をみると、携帯電話では、小学生は1.5%、中学生は3.0%、高校生は1.2%、スマートフォンでは、小学生は15.5%、中学生は39.8%、高校生は89.0%となっています。

<図3-1-1 携帯電話とスマートフォンの利用率及びインターネット利用率(全国)>
【携帯電話とスマートフォンの利用率】 (%)



【携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率】 (%)



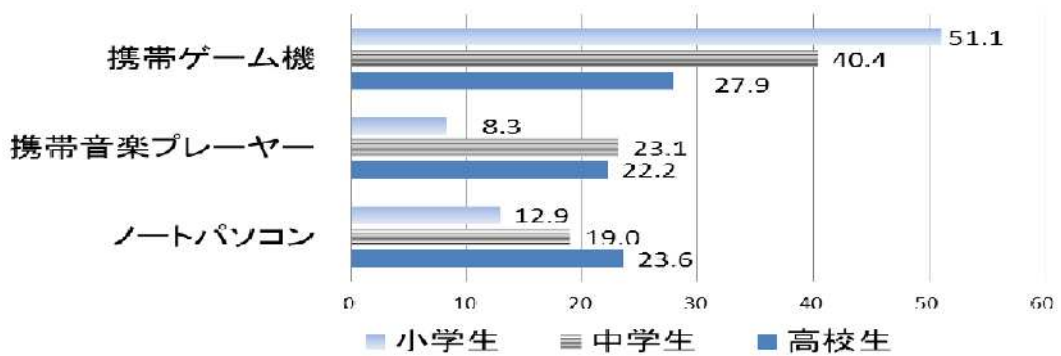
出典：平成28年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(2) その他のインターネット接続機器の利用率及びインターネット利用率

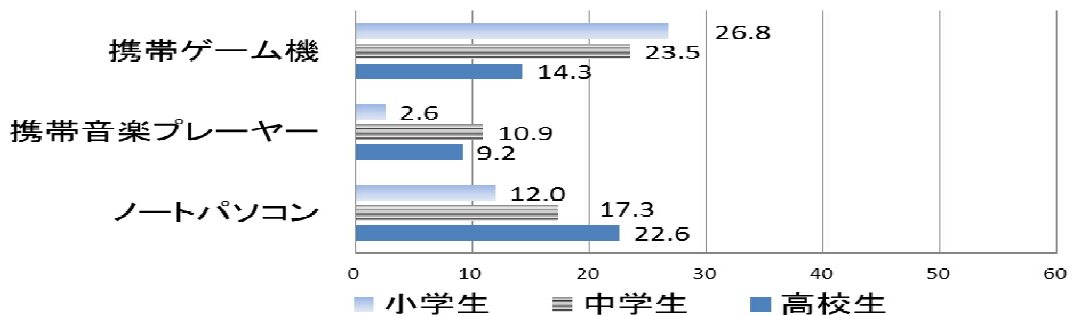
携帯ゲーム機の利用率は、小学生は51.1%、中学生は40.4%、高校生は27.9%、携帯音楽プレーヤーの利用率は、小学生は8.3%、中学生は23.1%、高校生は22.2%、ノートパソコンの利用率は、小学生は12.9%、中学生は19.0%、高校生は23.6%となっています。

利用しているインターネット接続機器のそれぞれについて、インターネットを使っているか聞いたところ、携帯ゲーム機では、小学生は26.8%、中学生は23.5%、高校生は14.3%、携帯音楽プレーヤーでは、小学生は2.6%、中学生は10.9%、高校生は9.2%、ノートパソコンでは、小学生は12.0%、中学生は17.3%、高校生は22.6%がそれぞれの機器を使ってインターネットを利用していると回答しています。

<図3-1-2 その他のインターネット接続機器の利用率及びインターネット利用率（全国）>
【インターネット接続機器の利用率】（％）



【インターネット利用率】（％）



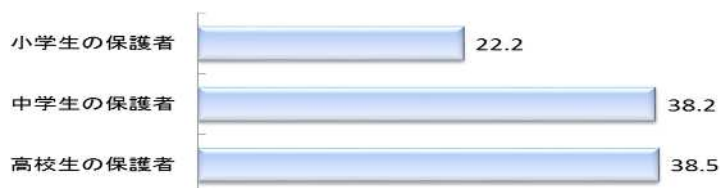
出典：平成28年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率

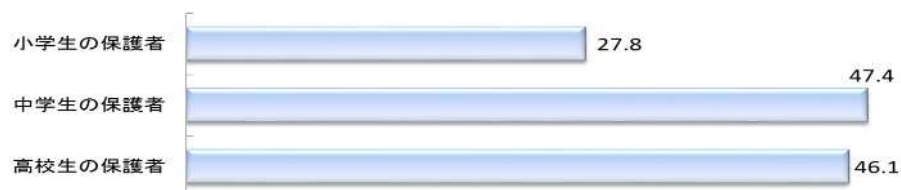
保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯電話では、小学生は22.2%、中学生は38.2%、高校生は38.5%、スマートフォンでは、小学生は27.8%、中学生は47.4%、高校生は46.1%となっています。

<図3-1-3 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）>

・携帯電話のフィルタリング利用率（％）



・スマートフォンのフィルタリング利用率（％）

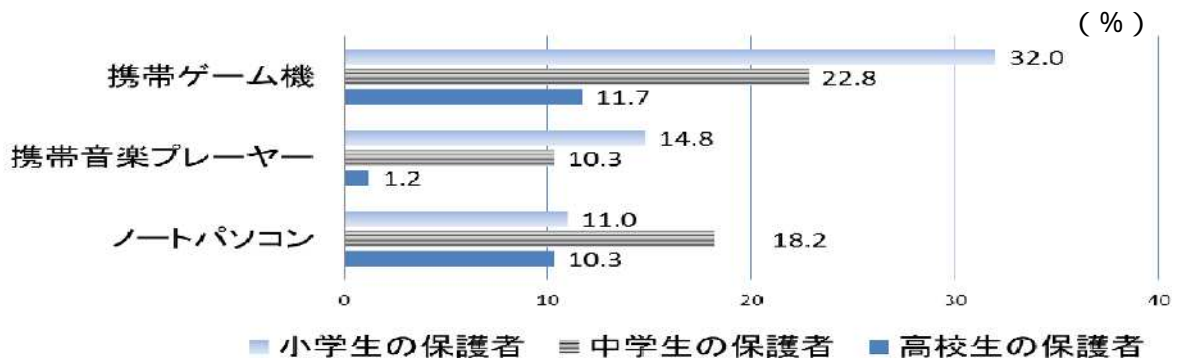


出典：平成28年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(4) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯ゲーム機では、小学生は32.0%、中学生は22.8%、高校生は11.7%、携帯音楽プレーヤーでは、小学生は14.8%、中学生は10.3%、高校生は1.2%、ノートパソコンでは、小学生は11.0%、中学生は18.2%、高校生は10.3%となっています。

<図3-1-4 その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率(全国)>

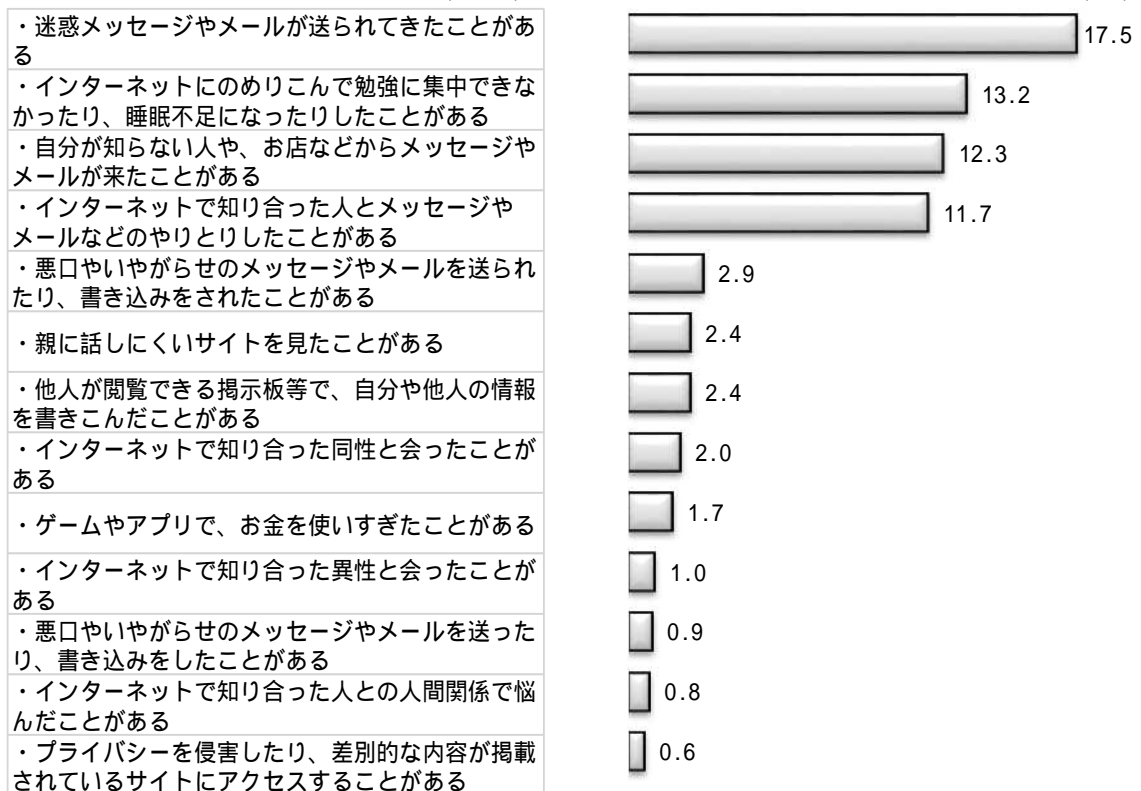


出典：平成28年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(5) インターネット上のトラブル等の経験

インターネットを使っている青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を聞いたところ、メールに関するものが多くなっています。

<図3-1-5 インターネット上の経験(全国)>



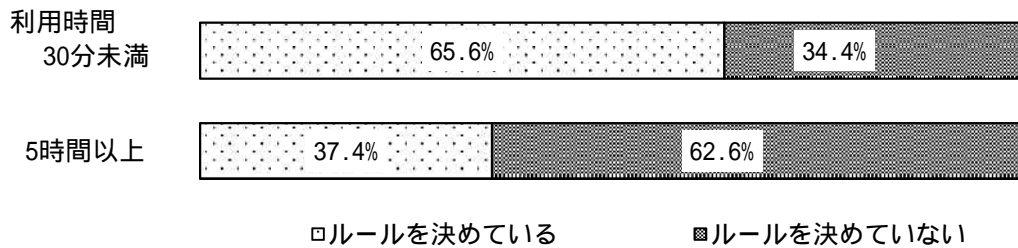
出典：平成28年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(6) 生活面への影響

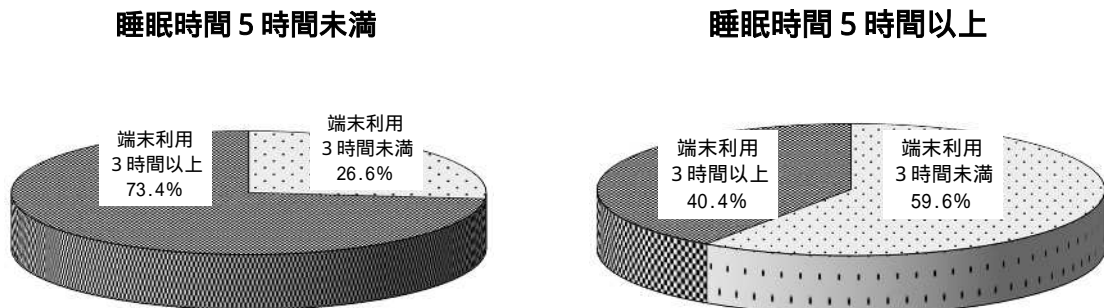
平成26年7月、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市が県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に行った調査では、インターネットを5時間以上利用する子どもは、利用のルールを決めていない割合が62.6%と高くなっています。

また、睡眠時間5時間未満の子どものうち、73.4%がインターネットを1日3時間以上利用しています。また、朝食を食べない子どものうち、69.7%が1日3時間以上の利用となっており、インターネットを長時間利用する子どもに生活面への影響が見られます。

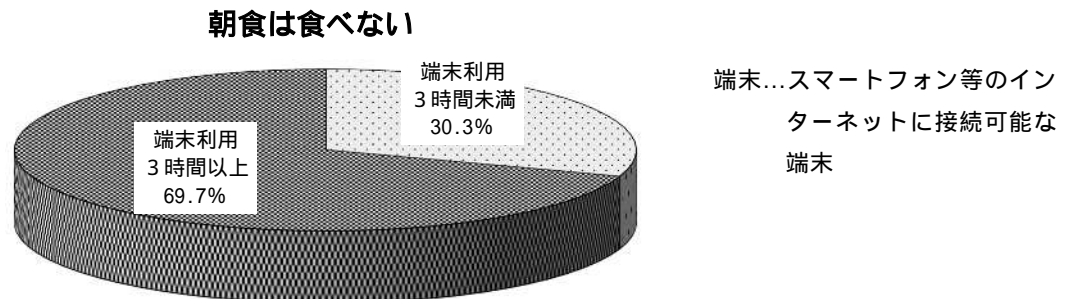
<図3-1-6 インターネットの利用ルール設定と利用時間の関係>



<図3-1-7 睡眠時間とインターネットの利用時間の関係>



<図3-1-8 朝食とインターネットの利用時間の関係>



調査対象：三政令市の小学校（5,6学年）、中学校（1～3学年）から各学年20学級抽出
県立高等学校（1～3学年）から各学年28学級抽出

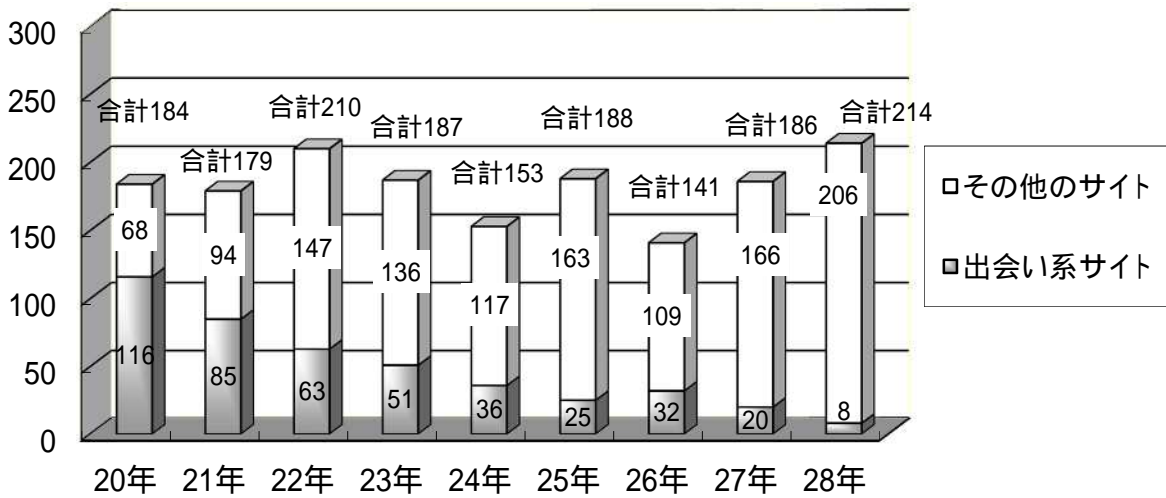
出典：子どもたちのネット利用に係る実態調査結果（平成26年10月、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）

(7) 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況

平成15年に出会い系サイト規制法が制定されたことにより、出会い系サイトを利用した犯罪被害（児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）は減少傾向にあります。

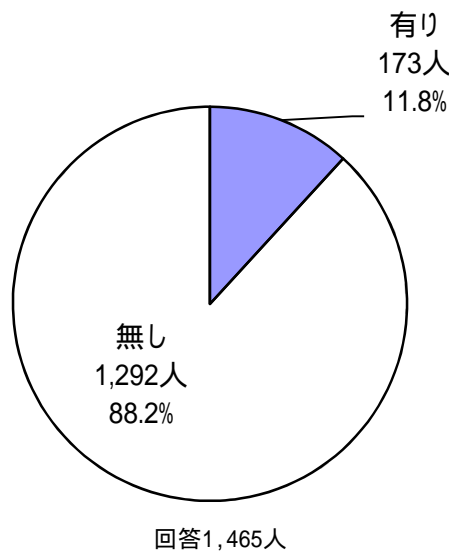
最近では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイトの利用から被害にあった児童の占める割合が増加傾向にあります。また、警察庁が、平成28年中に全国の警察で検挙したコミュニティサイトに起因する福祉犯等の被害児童を対象に調査したところ、9割近くの児童がフィルタリングを設定していなかったという結果が出ています。

(人) < 図3-1-9 出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県） >



出典：警察本部少年育成課資料

< 図3-1-10 コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国） >



出典：コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について【平成28年】（警察庁）

2 青少年と地域社会

(1) 大人の意識

平成28年8月～9月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が71.4%を占めています。一方で、「今後10年くらいの間に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は15.0%、「今後10年くらいの間に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている」と答えた人は19.2%でした。

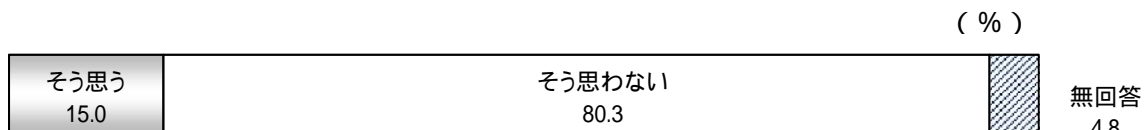
< 図3-2-1 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか(神奈川県) >



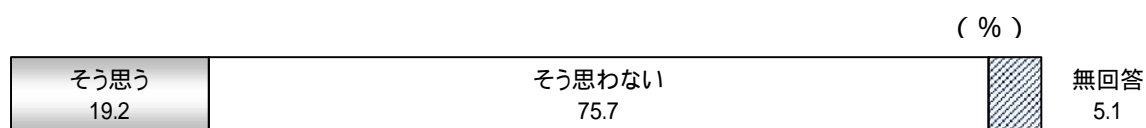
出典：平成28年度神奈川県「県民ニーズ調査」(情報公開広聴課)

< 図3-2-2 今後10年くらいの間に、どうなっていくと思いますか(神奈川県) >

地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



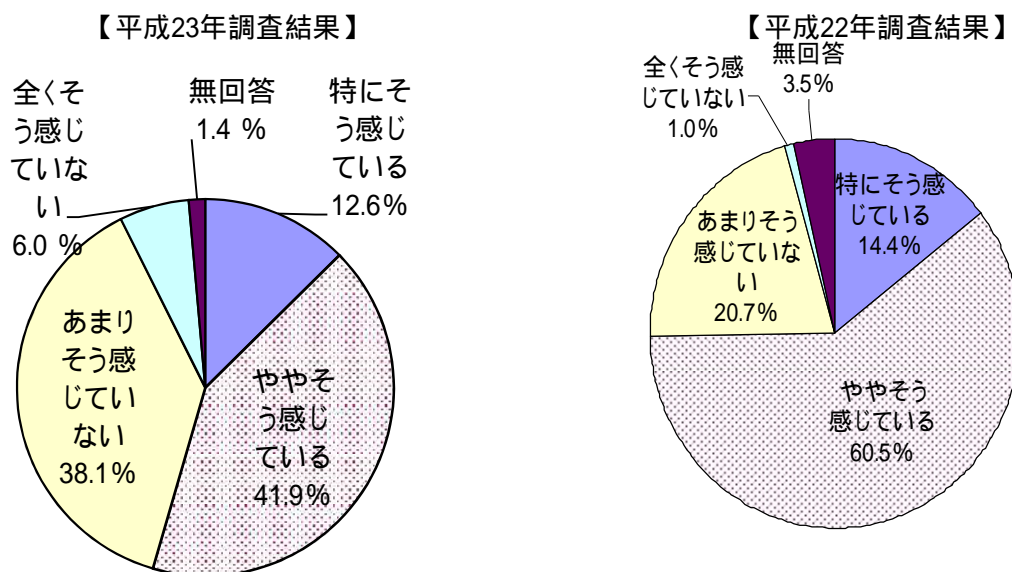
出典：平成28年度神奈川県「県民ニーズ調査」(情報公開広聴課)

(2) 保護者の意識

ア 家庭でのしつけ・教育

家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えていると感じるか、保護者に聞いた調査の結果、「ややそう感じている」の回答が41.9%と最も高く、「特にそう感じている」の回答は12.6%となっています。

<図3-2-3 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」との声を聞くことがありますが、あなたはどのように感じていますか(全国)>



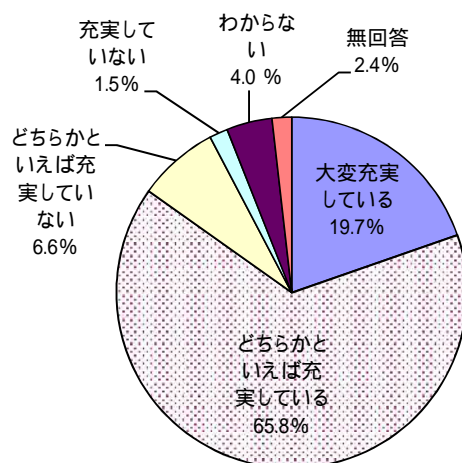
出典:平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]

(社団法人日本PTA全国協議会)

イ 家庭でのコミュニケーション

家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実しているかと保護者に聞いた調査の結果、「大変充実している」と「どちらかといえば充実している」を合すると85.5%になっています。

<図3-2-4 あなたの家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実していると思いますか(全国)>



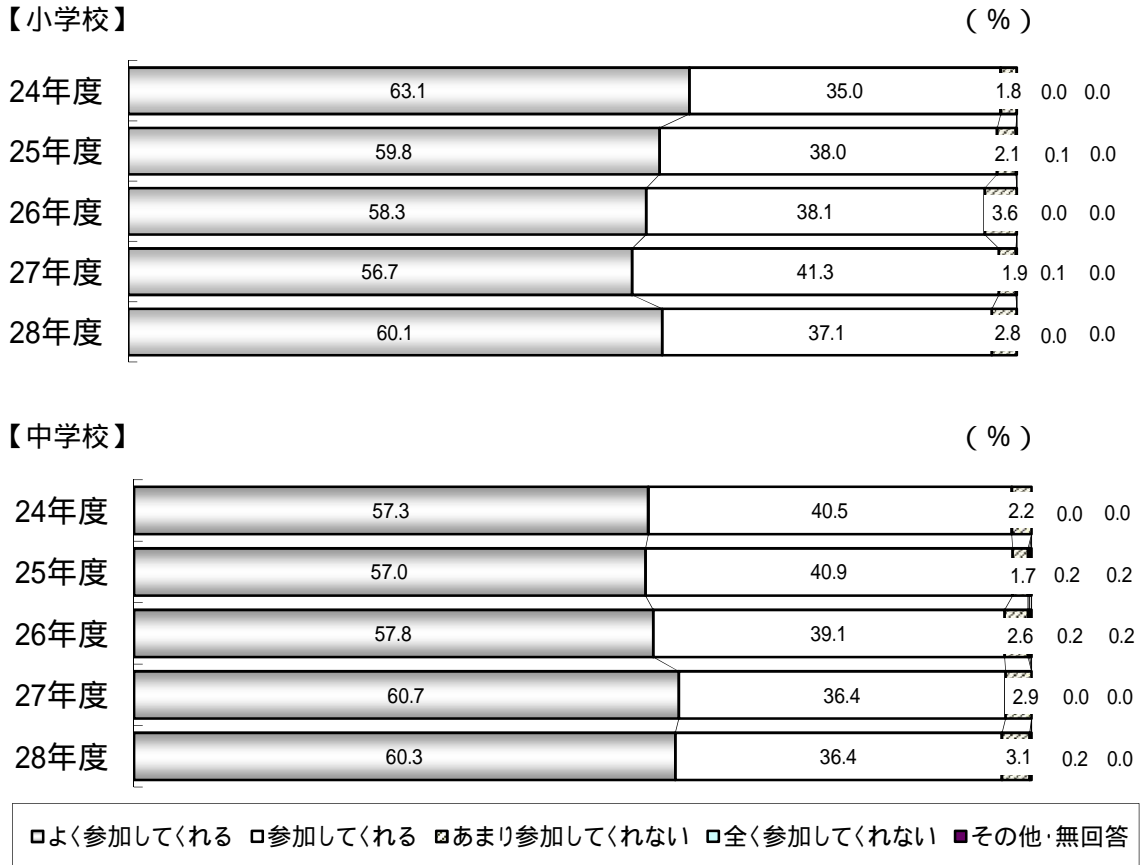
出典:平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]

(社団法人日本PTA全国協議会)

(3) 地域と学校との関わり

P T A や地域の人が学校の諸活動にボランティアとしてよく参加してくれる学校の割合は、小学校では60.1%、中学校では60.3%となっています。

< 図3-2-5 P T A や地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか（神奈川県） >



出典：平成28年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) 青少年団体

ア 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、2,172団体で、11万3,593人が会員として活動していますが、少子化とあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

< 表3-2-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県） >

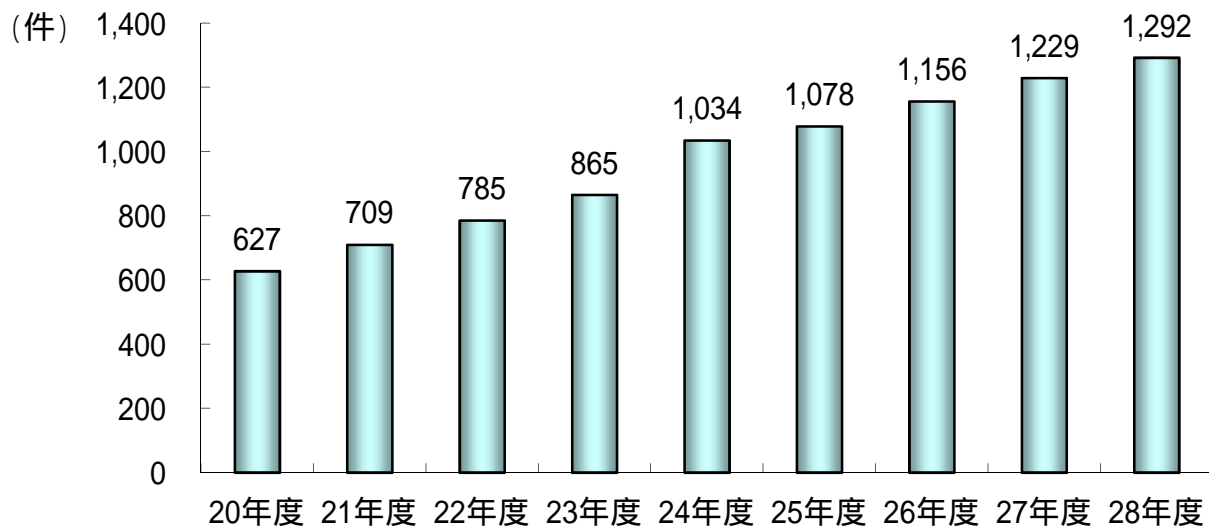
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
団体数（団体）	2,802	2,545	2,541	2,393	2,390	2,172
指導者数（人）	42,310	41,918	37,281	35,056	34,592	32,174
会員数（人）	157,863	141,320	136,818	129,401	129,474	113,593

出典：平成28年度青少年関係団体の会員数等の調査（青少年課）

イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

< 図3-2-6 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数の推移（神奈川県） >



(備考)平成23年度以前:神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度以降:神奈川県内に主たる事務所を持つ法人
出典:NPO協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 かながわ青少年育成・支援指針の概要

「かながわ青少年育成・支援指針」において定めた3つの基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開しています。

< 施策の基本目標と方向 >

基本目標1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の中で成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、創造性やエネルギーを生かして、未来を切り拓き、社会の中で自立・参加・共生できるように支援します。

(施策の方向)

健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援
豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進
社会の変化に対応し健全に成長する力の育成
社会的・経済的な自立の促進

< 施策の基本目標と方向 >

基本目標2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

ひきこもり、ニート、いじめ、不登校、非行、暴力行為の問題の深刻化や、児童虐待の増加等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を充実し、青少年の社会的自立を支援します。

(施策の方向)

多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実
ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援
非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進
不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実
子どもの貧困問題への対応
被害防止・保護活動の推進

< 施策の基本目標と方向 >

基本目標3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

大人たちが青少年の成長と自立・参加・共生を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、地域の見守りと青少年の居場所づくりや、急激に進展する情報化社会への対応等を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年の成長と自立・参加・共生をはぐくむ環境づくりに取り組みます。

(施策の方向)

社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進
急激に進展する情報化社会への対応
青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

第2 平成28年度における青少年施策の実施状況

1 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

(1) 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援

ア 基本的な生活習慣と基本意識の形成

(ア) 食の安全・安心確保事業<保健福祉局>

県内の小学校に在籍する小学6年生を対象に、食育のための食品安全リーフレットを配布し、将来にわたって食の安全に対する理解を深めています。

平成28年度は、小学校(937校)の6年生を対象に、85,591部配布しました。

(イ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進<教育委員会>

県内の公立小中学校等に対して、県産食材の情報提供や調達支援等を行うことで、県産食材を活用した給食「かながわ産品学校給食デー」の推進を図っています。

(ウ) 食育推進事業<保健福祉局>

食への関心を啓発し、食の大切さについて理解を深めてもらうために「かながわ食育フェスタ」を開催し、行政や企業、学校、食生活改善推進員等の団体の食育に関する取組みや活動を紹介し、県民への食育の普及に取り組んでいます。

(エ) 学校における食育推進の取組み<教育委員会>

神奈川県食育担当者会議等を運営するとともに、食育の指導のあり方や指導体制整備及び栄養教諭制度の活用等についての総合的・実践的な研修を行っています。

児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組んでいます。

食育関連情報

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480281/>

学校における食育の推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480431/>

(オ) 家庭教育推進事業(学習資料の作成)<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成し、配付しました。

(平成28年度)

・発行月 平成29年3月 ・発行部数 43,000部

学習資料(家庭教育ハンドブック・すこやか)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370066/>



イ 基礎学力の確実な習得と体力の向上

(ア) かながわ学力向上実践推進事業<教育委員会>

児童・生徒一人ひとりの学習意欲の向上や基礎学力の確実な習得に向け、推進地域研究

委託やシンポジウムの開催などの取組を推進するとともに、県内公立小中学校の児童・生徒の学習状況を把握するために、学習状況調査を実施しています。

(イ) 子ども キラキラプロジェクトの推進<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(ウ) 子どもの遊び・運動推進事業<スポーツ局>

3歳児健診や幼児が集まるイベント等に、総合型地域スポーツクラブや、県レクリエーション協会、体育センター等のスポーツ指導者を派遣し、運動遊びリーフレットを活用した遊び・運動を实践する場を提供します。

(I) 3033運動の推進<スポーツ局>

1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進することで、ライフステージ等に応じた運動やスポーツ活動の普及を図っています。

(平成28年度の活動状況)

3033運動キャンペーンイベント回数 33回

3033(サンマルサンサン)運動 くらしに運動・スポーツの習慣を

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4424/>

(オ) 県民スポーツ週間の取組み<スポーツ局>

県民一人ひとりが体力や年齢に応じ、運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を営むことができるよう、健康・体力や生きがい、仲間づくりにもつながるきっかけづくりとして「県民スポーツ週間」を設定し、全県的な取組みを行っています。平成29年度は「県民スポーツ月間」として、より多くの方に参加を呼びかけていきます。

(平成28年度の活動状況)

県民スポーツ週間中央イベント参加者数 6,483人

県民スポーツ週間(平成29年度より「県民スポーツ月間」)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6135/>

(カ) 「かながわパラスポーツ」の推進<スポーツ局>

年齢や障害の有無に関わらず、すべての人が自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。

(平成28年度の実施状況)

「かながわパラスポーツフェスタ2016」を年2回開催、参加者合計2,500人

(キ) 障害者スポーツの普及推進<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障害者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障害者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組みを行っています。

(平成28年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,321人

ウ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

(ア) マグネット・カルチャー推進事業<県民局>

マグネット・カルチャー(マグカル)事業の一環として、青少年センターを活用し、若者が自由に才能を発揮できるよう、演劇をはじめ、ダンス、音楽等の発表の場を提供して

います。

また、若者を対象としたマグカル・パフォーミングアーツ・アカデミーを毎年開講し、舞台芸術人材を育成しています。

(イ) インカレ国際セミナー開催事業、高校国際教育支援事業<県民局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、(公財)かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。

(ウ) 三県省道スポーツ交流事業<県民局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域(本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道)の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

平成28年度は、8月22日から26日まで京畿道で開催され、3地域合わせて147名の男子サッカー、女子バスケットボール及び男女卓球の選手、役員等が参加しました。

(I) 青少年行政総合推進事業(内閣府青年国際交流事業)<県民局>

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。

平成28年度は、本県から13名が参加しました。

(オ) 青少年科学活動推進事業<県民局>

青少年の科学活動を促進するため、科学情報の発信、子どもサイエンスフェスティバル等の科学活動啓発事業、ものづくりや科学体験教室、青少年のためのロボフェスタ、プチロボで競争しよう等のロボット体験事業、地域における科学指導者の育成事業、教員及び教員志望学生対象の科学人材育成事業を実施しました。



科学の祭典2016神奈川大会



青少年のためのロボフェスタ2016



プチロボで競走しよう!県大会



おもしろ実験指導者セミナー

(平成28年度の活動状況)

科学活動情報発信事業

- ・ インターネット科学館
- ・ 科学相談

インターネット科学館 <http://kanagawa-yc.jp/>

ホームページアクセス人数 24,704人

相談2件、利用8件、貸出13件、利用人数71人

科学活動普及・啓発事業

- ・ 青少年科学活動啓発事業

子どもサイエンスフェスティバル	4回実施	参加延人数2,272人
青少年のための科学の祭典2016神奈川大会	8月7日実施	参加人数 892人
子ども科学講座	7回実施	参加延人数 122人
星空教室	13回実施	参加延人数 688人
子ども科学探検隊	19回実施(3コース)	参加延人数 292人
科学のひろば	6月18日実施	参加人数 731人

科学講演会	2回実施	参加人数	61人
日本学生科学賞神奈川県作品展	6日間開催	見学延人数	315人
横浜市中学校生徒科学作品展	6日間開催 出展数217点	見学延人数	361人
神奈川県工業高校生徒研究発表会	発表11団体	参加人数	350人
県高等学校総合文化祭 理科部研究発表大会	発表10団体	参加延人数	136人
・ 青少年科学体験支援事業			
移動科学教室（おもしろ実験・科学工作教室）	7回実施	参加延人数	291人
自然観察会	3回実施	参加延人数	127人
依頼団体科学教室	21回実施	参加延人数	2,676人
ものづくり子どもサイエンス事業			
プチロボで競走しよう地区大会	10回実施	参加延人数	226人
プチロボで競走しよう県大会	1月22日実施(ロボフェスタと同時)	参加人数	23人
ロボットプログラム	初級14回、中級10回、上級4回実施	参加延人数計	387人
青少年のためのロボフェスタ2016	2日間開催	参加延人数	3,324人
ものづくり体験教室	7回実施	参加延人数	154人
科学技術系人材育成事業			
・ 課題探求型科学体験教室			
小学生科学研究クラブ	6回実施	修了証7名	参加延人数 43人
高校生サイエンスキャリアプログラム	16回実施	活動証明62名	参加延人数187人
高校生天文講座	11回実施	修了証7名	参加延人数 78人
高校生ボランティア・ロボットスタッフ講座	52回実施	活動証明30名	参加延人数181人
・ 科学体験指導者育成			
天文研究クラブ	6回実施	参加延人数	30人
おもしろ実験・科学工作指導者セミナー	2コース各7回実施	修了証10名	参加延人数78人
理科教育人材育成事業			
教員研修講座	3回実施	参加延人数	34人
依頼型教員研修講座	4回実施	参加延人数	68人
小学校理科教員養成講座	2回実施	参加延人数	39人
現職教員社会体験研修		受入人数	9人
インターンシップ、ジョブシャドウイング		受入人数	69人

(カ) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業＜県民局＞

グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、既に認定を取得している学校の公開授業や職員同士の意見交換会を開催し、認定取得を支援します。

(キ) 私立学校国際バカロレア推進事業＜県民局＞

グローバル人材の育成に向けて、私立の国際バカロレア認定を目指す候補校に対し、認定資格取得に必要な経費の一部を補助します。

(ク) 英語資格検定試験活用促進支援事業＜教育委員会＞

グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成するために、検定料の一部を支援し、英語資格検定試験の活用を促進します。

(ケ) 神奈川県高校生留学促進事業<教育委員会>

神奈川県の高校生の国際交流を促進し、生徒の異文化理解や外国語能力の強化を図り、グローバル人材の育成及び国際交流活動の拡大を図ります。

(ク) アスリートの育成及び指導者への支援<スポーツ局>

東京2020オリンピック競技大会において、「神奈川育ちのオリンピック」40人の出場を目標に、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、オリンピック後も将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指しています。

(平成28年度の実施状況)

アスリート育成事業助成対象 選手60名 指導者5名 競技団体2団体

(カ) パラリンピアン育成及び指導者への支援<スポーツ局>

東京2020パラリンピック競技大会において、「神奈川育ちのパラリンピアン」20人の出場を目標に、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、パラリンピック後も将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指します。あわせて、パラリンピック対象競技の普及、選手の発掘を目的とした競技イベントを開催します。

(平成28年度の実施状況)

・パラリンピアン育成事業助成対象 選手34名 指導者2名

・パラリンピック競技体験会「パラスポーツトライアル2016inかながわ」を年に2回開催、参加者合計251名(体験者数179名)

エ 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

(ア) いのちの授業普及啓発事業<教育委員会>

自分のいのちを大切にするとともに、他者を思いやる気持ちがはぐくまれるよう、学校及び地域の様々な場面において実践された「いのちの授業」に対して、表彰式を実施するとともに、優秀作品集の作成・配布やホームページによる発信等を行っています。

また、平成29年度は「いのちの授業」ハンドブックを作成し、更なる取組の推進を図っていきます。

(イ) 人権教育推進事業<教育委員会>

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(平成28年度の取組)

研修会の実施	人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会を計17回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計3回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。

研究校等の委託	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。（研究校7校、人権教育総合推進地域1市）
---------	---

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後は、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用が、より一層推進されるよう検討します。

(ウ) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）＜県民局＞

小学5年生向けの男女平等教育参考資料を作成・配付し、学校教育で活用できるよう支援しています。

(I) 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業＜教育委員会＞

児童・生徒の「いのち」を大切に思う心や自己肯定感を育成するため、小・中学校において、授業や活動等を中心とした研究を推進しています。

(オ) いのちの大切さを学ぶ教室＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

平成28年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計70回実施し、計19,740人の生徒が教室に参加しました。（中学校は54回14,069人、高等学校は16回5,671人が参加）

オ 心と体の健康に関する教育の充実

(ア) 学校保健安全の指導（心と体の健康教育研修講座）＜教育委員会＞

公立学校の教諭等を対象として、児童生徒の心と体の問題に対応するための知識とスキルを身に付ける研修を行い、実践力の向上を図っています。

カ 子どもの未病対策の推進

(ア) 子どもの未病対策推進事業＜保健福祉局＞

子どもたちが未病改善の基本となる正しい生活習慣を確立できるよう、就学前児童や小学生向けの効果的な普及資料の配布や指導人材の育成を行います。

(イ) 子どもの未病対策応援団（仮称）推進事業＜保健福祉局＞

親や子どもが身近な場所で未病対策に取り組めるようにするため、企業・スポーツチーム等が「子どもの未病対策応援団」（仮称）として、市町村や幼稚園・保育所等の協力のもと、子どもの未病対策に資するプログラム等を提供するしくみをつくります。

(ウ) 高校における未病学習推進事業＜保健福祉局＞

高校生の健康リテラシーを高めるため、未病改善の考え方の理解を基本とし、健康課題

やセルフマネジメント等について学習するための教材開発等を行います。

(I) 子ども キラキラプロジェクトの推進【再掲】<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、夏休みのラジオ体操の普及活動等を行い、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しています。

(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

ア 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供

(ア) 子どもの遊び活性化事業<県民局>

子どもの遊びを活性化するコミュニティづくりに関する情報を発信し、子どもの遊び充実に向け、県民への周知・啓発を図っています。

(イ) 藤野芸術の家指定管理事業<県民局>

青少年をはじめ広く県民が、人、自然、文化と触れ合い、様々な体験を通じて豊かな感性を育む宿泊型の体験活動施設を運営しています。

(ウ) 青少年支援・指導者育成推進事業<県民局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

イ 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進

(ア) 活動支援事業<県民局>

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場の提供」及び「活動の支援」の充実を図っています。

(イ) 三県省道スポーツ交流事業【再掲】<県民局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

平成28年度は、8月22日から26日まで京畿道で開催され、3地域合わせて147名の男子サッカー、女子バスケットボール及び男女卓球の選手、役員等が参加しました。

(ウ) あーすフェスタかながわ開催事業<県民局>

多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会をつくるため、「あーすフェスタかながわ2016」を開催しました。

(イ) 地球市民かながわプラザの運営<県民局>

共に生きる平和な社会を築くために、多文化共生や異文化理解と地球規模の課題への認識を深め「地球市民」としての意識を培うための事業を展開しています。

平成28年度の利用者数は過去最高の421,094人を記録しました。

(オ) インカレ国際セミナー開催事業、高校国際教育支援事業【再掲】<県民局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学

生等を対象に国際人材の育成を図るため、（公財）かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しています。

- (カ) 私立高等学校等教育改革推進補助（体験活動の推進）＜県民局＞
自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しています。
- (キ) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育の国際化）＜県民局＞
英語教育の強化や国際交流の推進などを行う私立高等学校等に対して補助しています。
- (ク) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】＜県民局＞
青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。
また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。
- (ケ) 地域活動人材育成の取組み＜県民局＞
地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。
また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。
- (コ) 青少年行政総合推進事業（内閣府青年国際交流事業）【再掲】＜県民局＞
内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図っています。
平成28年度は、本県から13名が参加しました。
- (カ) 小・中・高校生等の森林学習等の支援＜環境農政局＞
かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。森林づくりの理解を促進するために下草刈り、枝打ち、間伐などの作業体験を実施しています。
平成28年度は、計34校へのボランティア活動を支援し、延べ3,413名が参加しました。
- (シ) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業＜教育委員会＞
各校が企画する地域貢献活動を支援しています。また、高校生のボランティア活動への意欲を高めるため高校生ボランティアポスターを作製し、各校に配付するなど啓発活動を行い、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。
- (ス) 体験活動・ボランティア活動支援事業＜教育委員会＞
体験活動・ボランティア活動に関する情報収集・提供、相談等を実施するとともに、NPO、関係団体等との連携を図りながら、高校生等青少年のボランティア活動への支援を行っています。

(七) 国際・英語教育活動<教育委員会>

英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内公立私立高校の生徒を対象にスピーチコンテストを実施しています。

(八) 高校生国際交流支援事業<教育委員会>

神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州等に県内の高校生を教育特使として派遣しています。

ウ 体験学習の支援、文化芸術、スポーツ活動の支援

(ア) 農業農村理解促進事業<環境農政局>

神奈川県都市農業推進条例の基本的施策にある「食と農に対する県民の理解の促進」を推進するため、生産の基盤となる農地及び農業用施設等の有する生産機能や多面的機能の理解促進の取組として、田んぼの生きもの調査や農業用施設の見学会等を開催しています。

平成28年度の開催状況は、「清川村で新茶の季節を楽しもう！」など7つのイベントを計10回実施し、延べ395人が参加しました。

(イ) 食の安全・安心確保事業【再掲】<保健福祉局>

子どもたちに、食の安全・安心に関する知識や理解を深めてもらうため、体験を取り入れた食の安全・安心に関する講座を開催しています。

平成28年度は、「正しい手洗いと食品販売店における食の安全・安心の取組み」をテーマに開催しました。

(ウ) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）<教育委員会>

地域で子どもを育む事業として、工業に関連する学科等を設置している県立高等学校において、親子で一緒に行うものづくり体験を夏季休業期間中に実施しました。

（平成28年度の実施状況）

9校実施

(エ) （公財）神奈川科学技術アカデミーにおける理解増進事業の支援<政策局>

将来の科学技術やものづくりを担う人材の育成促進のため、（公財）神奈川科学技術アカデミーが行う、研究者・技術者による小中学校への出前講座「なるほど！体験出前教室」や、実験や施設見学などを交えたイベント「青少年科学技術フェスティバル」等に対して補助しました。

（平成28年度の活動状況）

- | | |
|-------------------|-------|
| ・「なるほど！体験出前教室」 | 67校実施 |
| ・「理科実験室」 | 2回 |
| ・「青少年科学技術フェスティバル」 | 1回 |

(オ) 科学技術理解増進事業<政策局>

夏休み期間中に県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連の行事をとりまとめ、「かながわサイエンスサマー」として紹介することにより、青少年への科学技術の普及啓発を図りました。

（平成28年度の活動状況）

- | | |
|-------|-------|
| ・参加機関 | 136機関 |
| ・参加人数 | 約25万人 |

(カ) かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアの開催<政策局>

県内中高生の理工系分野への進学を促進することにより、本県における科学技術と産業活力の向上に向けた人材のすそ野の拡大をめざすイベントを県内理工系大学等との連携により実施しました。

平成28年度は、16大学4団体が参加し、科学や理工系の実演・体験ブースを出展しました。中高生を中心に約2,500人が来場し、来場者アンケートでは98%の人が「大変満足できた」又は「だいたい満足できた」と回答しました。

かながわ発・中高生のためのサイエンスフェアホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6031/>

(キ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<県民局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ク) 青少年科学活動推進事業【再掲】<県民局>

青少年の科学活動を促進するため、科学情報の発信、子どもサイエンスフェスティバル等の科学活動啓発事業、ものづくりや科学体験教室、青少年のためのロボフェスタ、プチロボで競争しよう等のロボット体験事業、地域における科学指導者の育成事業、教員及び教員志望学生対象の科学人材育成事業を実施しました。

(ケ) 環境・エネルギー学校派遣事業<環境農政局>

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中学校、高校等の学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成しています。

平成28年度の実施状況は、87校で授業を実施し、8,066人の児童・生徒が参加しました。

(コ) マグネット・カルチャー推進事業【再掲】<県民局>

マグネット・カルチャー（マグカル）事業の一環として、青少年センターを活用し、若者が自由に才能を発揮できるよう、演劇をはじめ、ダンス、音楽等の発表の場を提供しています。

また、若者を対象としたマグカル・パフォーミングアーツ・アカデミーを通年開講し、舞台芸術人材を育成しています。

(カ) 伝統芸能等普及振興事業<県民局>

青少年を対象として、地域に受け継がれている貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、「歌舞伎鑑賞教室」等を開催するとともに、県立高校等における相模人形芝居学校交流ワークショップや、小中学生を対象とした、日本舞踊や能楽のワークショップを実施しています。

(シ) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業<県民局>

青少年が、身近な場で優れた音楽を鑑賞できる機会を提供するとともに、プロ・オーケストラの実演指導等を通じて、青少年が自らの手で楽器や音楽に身近に触れる機会を提供するため、神奈川フィルが行う演奏会と音楽鑑賞教室事業を支援し、子どもたちの豊かな情操の育成を図っています。

(ス) 藤野芸術の家指定管理事業【再掲】<県民局>

青少年をはじめ広く県民が、人、自然、文化と触れ合い、様々な体験を通じて豊かな感性を育む宿泊型の体験活動施設を運営します。

(セ) 青少年舞台芸術活動推進事業<県民局>

青少年の舞台芸術活動の促進を図るため、優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動事業を実施しています。

(ソ) 県立ふれあいの村指定管理事業<教育委員会>

子どもたちが自然や人とのふれあい活動を行う場として、足柄、愛川及び三浦ふれあいの村の管理・運営を指定管理者に委託しています。

(タ) 文化芸術による子供の育成事業<教育委員会> 文化庁事業

小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣により、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施しました。

このことにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。

(平成28年度の実施状況)

- ・巡回公演事業 22校
- ・芸術家の派遣事業 41校 43件
- ・子供 夢・アート・アカデミー 5校

(チ) 県民スポーツ週間の取組み【再掲】<スポーツ局>

県民一人ひとりが体力や年齢に応じ、運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を営むことができるよう、健康・体力や生きがい、仲間づくりにもつながるきっかけづくりとして「県民スポーツ週間」を設定し、全県的な取組みを行っています。平成29年度は「県民スポーツ月間」として、より多くの方に参加を呼びかけていきます。

(平成28年度の活動状況)

県民スポーツ週間中央イベント参加者数 6,483人

県民スポーツ週間(平成29年度より「県民スポーツ月間」)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6135/>

(ツ) スポーツ大会の支援<スポーツ局>

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し助成しています。

(テ) 「かながわパラスポーツ」の推進【再掲】<スポーツ局>

年齢や障害の有無に関わらず、すべての人が自分の運動機能を活かしてスポーツを「す

る」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」を推進しています。

(平成28年度の実施状況)

「かながわパラスポーツフェスタ2016」を年2回開催、参加者合計2,500人

(ト) 障害者スポーツの普及推進【再掲】<スポーツ局>

スポーツ活動を通じて、障害者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障害者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組みを行いました。

(平成28年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,321人

(ナ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しています。

(ニ) 私立高等学校等教育改革推進補助(体験活動の推進)【再掲】<県民局>

自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等に対して補助しています。

(ク) 私立高等学校等教育改革推進補助(伝統・文化等に関する教育の推進)<県民局>

文化芸術活動への参加や伝統文化に関する活動の体験などを行う私立高等学校等に対して補助しています。

エ 県・市町村・青少年団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

(ア) 青少年支援・指導者育成推進事業<県民局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。



海の自然体験
指導者研修



自然体験
プログラム



スゴロクで
自己紹介



ゲームの力で
仲間づくり

(平成28年度の活動状況)

地域において中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修

- ・ 青少年指導員セミナー 1事業203人
 - ・ 体験学習サポーター養成講座 1事業150人
 - ・ 遊びサポーター養成講座 1事業78人
- 青少年行政関係職員等の研修

・リードアップセミナー	1事業60人
・フォローアップセミナー	1事業71人
・子ども施設の指導員セミナー	1事業279人
グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修	
・子どもキャンプ企画・体験セミナー	1事業62人
・子どもに関わる若者ボランティアセミナー	1事業38人
・子どもフェスティバル企画・体験セミナー	1事業95人
青少年育成のための実践的調査研究	
・指導法の研究冊子等の作成「あそびなま」	発行部数：1,500部
青少年育成のための啓発	
・青少年問題フォーラム	1回70人
連携・調整	
青少年指導者養成協議会	
・総会	1回
・常任委員会	3回
・専門部会	4回
・青少年支援・指導者育成事業担当者会議	5回

(イ) 地域活動人材育成の取組み<県民局>

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(平成28年度の活動状況)

・青少年センター子どもフェスティバル	1事業一般参加者1,060人 出演団体、関係者 329人
・元気な子ども・若者の地域活動調査事業	1事業29人
・地域活性化事業(市町村・団体協働事業)	1事業159人

(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

ア 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの推進<県民局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成28年度は、203店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>

(イ) 未成年者等喫煙防止対策事業<保健福祉局>

たばこの健康影響に関する正しい知識の普及を図るため、小学生向けリーフレットを作成し、県内小学6年生全員に配布するとともに、中高生向けリーフレット及び大学生向けチラシを作成し、キャンペーン等で配布しています。

(ロ) 高校生等への喫煙防止教育の実施<保健福祉局>

健康に深刻な影響を与えるたばこについて、県立高校等の生徒に対し、適切な意志決定や行動ができるよう、保健福祉事務所等の医師や保健師等が講演等を行い、喫煙防止教育を推進しています。

(ハ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進<教育委員会>

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「喫煙、飲酒、薬物の乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び喫煙、飲酒、薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さ、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることを基本方針とし、指導資料・教材等による指導・啓発や薬物乱用防止教室の開催など児童・生徒に対する指導の充実、研修講座の開催による指導など教員に対する指導・研修の充実、街頭での啓発キャンペーンの実施など、学校・家庭・地域との連携の推進の3つの柱を立て、児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しています。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3933/>

イ 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

(ア) 薬物乱用防止対策<保健福祉局>

青少年の薬物乱用防止を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンでのリーフレット等の配布、ツイッターによる情報発信をしています。

また、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

ツイッターアカウント [@Kana_yaku](#)

危険ドラッグ乱用防止啓発映像「危険ドラッグの恐怖」

(日本語版) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5618/>

(外国語版) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1012618.html>

薬物乱用防止ビデオ「壊れる生命 - 薬物体験者たちの証言 - 」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6546/p18533.html>

薬物乱用防止について <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3520/>

有害図書類の指定 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12522.html>

薬物乱用防止教室等の開催状況（平成28年度）

薬物乱用防止教室開催回数		304回
回数	小学校	121回
	中学校	86回
	高等学校	66回
	その他の学校	3回
	その他	28回
薬物乱用防止教室参加人員		60,103人
参加人員	小学生	12,967人
	中学生	18,983人
	高校生	22,095人
	その他の学校学生	1,070人
	保護者等	4,988人

薬物乱用防止街頭キャンペーン

覚醒剤、危険ドラッグなどの薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、街頭キャンペーンを実施しました。

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

日時：平成28年7月19日 場所：横浜駅東口 新都市プラザ 啓発者数：2,000人

- ・「成人の日」街頭キャンペーン

日時：平成29年1月9日 場所：新横浜駅前 啓発者数：2,000人

- (イ) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）＜県民局＞

各私学団体が実施する薬物乱用防止研修へ補助しています。

- (ウ) 私立学校への啓発事業＜県民局＞

私立学校に対して、薬物乱用防止に関する情報提供を行っています。

- (I) 薬物乱用防止教室の開催＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデ

才映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

ウ 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成

- (ア) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）＜保健福祉局＞
県域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所等の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、HIV検査を受けることの大切さなどの普及啓発を行っています。

（平成28年度青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催状況）

- ・実施校数：74校（中学校52校、高等学校20校、特別支援学校2校）
- ・受講者：13,676名（中学校8,116名、高等学校5,535名、特別支援学校25名）

エイズ・感染症予防事業

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6943/p22641.html>

- (イ) 思春期からの健康支援事業＜保健福祉局＞
思春期以降の男女を対象に、身体や性などに関する健康教育及び相談を行っています。
- (ウ) 学校保健安全の指導（性に関する指導・エイズ教育研修講座）＜教育委員会＞
性に関する指導・エイズ教育のあり方や指導方法について研修し、実践的指導力の向上を図っています。

エ その他被害防止に関する教育の推進

- (ア) 総合防災センター機能強化事業（若者防災講座）＜安全防災局＞
若者（中学生・高校生）を対象に防災に関する基礎的な知識や技術の習得を目指す講座を開催します。
- (イ) 少年少女消防教育＜安全防災局＞
県内の少年少女（小学3年生～中学生）を対象に、防火防災に関する知識を身につけさせるとともに、地域や家庭において火災の予防を行える少年少女を育成しています。
平成28年度の開催実績は、「少年少女消防教育」計6回開催（232人参加）しました。
- (ウ) 防犯人材育成事業＜安全防災局＞
「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯指導者養成セミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。
平成28年度の開催状況は、「セーフティかながわユースカレッジ（研修会）」計3回開催（171人参加）、「防犯指導者養成セミナー」計8回開催（485人参加）、「公開型講座」計5回開催（約1,100人参加）しました。
- (イ) 人権啓発事業（中学生向けデートDV防止啓発冊子作成）＜県民局＞
県内の中学2年生を対象とした啓発冊子の作成・配布により、デートDV防止を啓発しています。

(オ) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）＜県民局＞

デートDV防止啓発として、大学生等を対象としたデートDV防止啓発講座や高校生を対象としたデートDV予防啓発冊子の作成・配布を行いました。

（平成28年度の実施状況）

デートDV防止啓発講座 4回（1,014人参加）

(カ) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）＜県民局＞

学校における消費者教育を円滑に実施するための連携・協力機関として、学校における消費者教育推進協議会を設置するとともに、中学生向け、高校生向けの資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しています。

また、消費生活課ホームページに、主に小学生を対象としたキッズページ「学ぼう！知ろう！身近なキケン」及び中高生向けページ「こんなにある！身近な消費生活トラブル」を開設し、消費者被害の未然防止のための情報発信を実施しています。

学ぼう！知ろう！身近なキケン

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/kids/>

中高生向けページ こんなにある！身近な消費生活トラブル

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/soudanjirei/for_teenagers.html

(キ) 消費者教育強化事業（消費生活出前講座）＜県民局＞

消費者意識の高揚や悪質商法の被害未然防止等のため、地域や学校に出向いて各種出前講座を実施しています。

（平成28年度消費生活出前講座（学校向け）の実施状況）

・実施回数：15校（中学校・高等学校14回、児童養護関連施設1回）

・受講者数：2,466名（中学校・高等学校2,453名、児童養護関連施設13名）

(ク) 金融広報活動推進事業＜県民局＞

悪質商法被害の未然防止のため、若者向けの啓発資料を作成・配布します。

(ケ) 消費者教育強化事業（インターネット被害未然防止講座）＜県民局＞

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

（平成28年度インターネット被害未然講座（学校向け）の実施状況）

・実施回数：22回（中学校・高等学校11回、短期大学等11回）

・受講者数：3,806名（中学校・高等学校2,892名、短期大学等914名）

(4) 社会的・経済的な自立の促進

ア 社会参画、シチズンシップ教育の推進

(ア) 神奈川県環境インターンシップ<環境農政局>

大学生や大学院生を対象に、インターンシップ研修生として、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業において、その業務を体験する機会を提供することにより、環境保全や環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成しています。

平成28年度の実施状況は、11の企業・団体に11大学、31人の学生が参加しました。

(イ) 特命子ども地域アクタープロジェクト<県民局>

子どもの社会性を育むことや、地域における活動の企画や運営に子どもが意見を言ったり、大人と一緒に取り組む機会を増やすことを目的として、NPOや企業との協働により、まちづくりに積極的に関わろうとする子どもを特命子ども地域アクターとして養成しています。養成後は、まちづくり現場へ派遣するとともに、活動を広く知ってもらうための成果発表会を開催します。

(ロ) かながわ子ども合衆国事業<県民局>

地域の方々の協力のもと、子ども主体でつくる仮想のまち「キッズタウン」（労働体験や納税体験等を通して社会の仕組みを学ぶもの）を実施している県内の大学や団体と連携し、「かながわ子ども合衆国」（県内にキッズタウンを普及するための推進基盤）を構築します。また、これから取り組もうとする団体を支援し、取組みの全県的な普及を促進することで、子どもの社会性を育む機会づくりを一層推進します。

(ハ) 青少年行政総合推進事業（中学生の主張）<県民局>

広い視野と柔軟な発想や創造性のもとに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらう力を身につけるため独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「少年の主張」事業に県内中学生を選考し、推薦しています。

(ニ) 教育課程研究費（シチズンシップ教育）<教育委員会>

県立高等学校において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するシチズンシップ教育を推進しています。

(ホ) 少年の社会参加活動<警察本部>

関係機関や地域ボランティア等と連携し、少年が参加する環境美化活動や生産体験活動等の社会参加活動を推進して、地域社会の一員としての自覚と規範意識の醸成を図っています。

少年の社会参加活動状況（平成28年）

活	動 回 数			120回
	参 加 人 数			10,992人
	う ち 少 年			7,676人
活	環 境 美 化 活 動			16回
	参 加 人 員			1,345人
	う ち 少 年			710人
	生 産 体 験			2回

動		参 加 人 員	901人
		う ち 少 年	790人
内		街 頭 キ ャ ン ペ ー ン	24回
		参 加 人 員	1,061人
容		う ち 少 年	552人
		そ の 他 の 活 動	78回
		参 加 人 員	7,685人
		う ち 少 年	5,624人

イ ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

(ア) ライフキャリア教育推進事業<県民局>

若年層（大学生・高校生）を対象とした啓発冊子のほか、視聴覚教材やロールモデル事業集の作成等により、男女共同参画の視点を踏まえたライフキャリア教育の普及拡大を図っています。

(イ) 恋カナ！プロジェクト<県民局>

全国的に未婚率が高まる中、結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、かながわの魅力を活かした結婚支援の取組みを実施し、結婚に向けた機運を醸成しています。

ウ キャリア教育の推進と職業能力開発

(ア) 高校生学習活動コンソーシアム事業<教育委員会>

県立高校と教育機関・研究機関・企業がコンソーシアムを形成し、高校生向けの学習プログラムの提供やインターンシップの充実を図ります。

(イ) 若年層に向けた普及啓発事業（女性の活躍応援団支援事業）<県民局>

大学生等の若年層に向け、今後の働き方を考えてもらう機会とするため、かながわ女性の活躍応援団員企業等とコラボし、シンポジウムを実施しました。

（平成28年度の開催状況）

開催日：11月29日（火） 参加数：180人

(ウ) 学校と社会の架け橋プロジェクト<県民局>

県内6つの地域若者サポートステーションの運営を受託しているNPO法人及び株式会社等が県立高校等と連携し、生徒を対象とする出張相談などによるニート予防に取り組んでいます。

(エ) 仕事のまなび場事業<県民局>

専門学校における職業教育に関連した体験学習プログラムを活用し、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図っています。

(オ) 私立高等学校等教育改革推進補助（キャリア・職業教育の推進）<県民局>

多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等に対して補助しています。

(カ) 大学生等就職促進委託訓練事業<産業労働局>

積極的に就職活動を行っているものの、コミュニケーション能力等の社会的スキルの不足により、卒業年次の10月時点で内定を得ることができていない大学生等を対象に、民間

企業やNPO法人等に委託して職業訓練を実施しました。

(平成28年度の実施状況)

かながわ就活塾の実施

- ・日 時：平成28年8月23日(火)～平成28年9月16日(金)
- ・受講者数：4名

(キ) 専門課程訓練事業<産業労働局>

産業技術短期大学校において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な訓練を実施しました。

(平成28年度の実施状況)

- ・実施コース数：5コース
- ・受講者数：379名

(ク) 普通課程訓練推進事業<産業労働局>

総合職業技術校において、主として新規学卒者等を対象に、職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

(平成28年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	7コース	151名
西部総合職業技術校	7コース	150名
計	14コース	301名

(ケ) 人材育成支援センター事業<産業労働局>

人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育機関等と連携して実施しました。

(平成28年度の実施状況)

- ・職業訓練カリキュラム開発分科会 12回開催
- ・産業人材育成フォーラム 2回開催

(コ) 企業コラボ型訓練事業<産業労働局>

若年者を対象に製造業の次世代を担う後継者を育成するため、総合職業技術校での訓練と企業実習を組み合わせた訓練を実施しました。

(平成28年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	1コース	27名
西部総合職業技術校	1コース	19名
計	2コース	46名

(カ) 職業能力開発推進事業(かなテクカレッジ活用キャリア教育等推進事業)<産業労働局>

総合職業技術校において、近隣の中学校及び高等学校と連携・協力し、キャリア教育の中で、総合職業技術校を活用した「ものづくり体験」を実施しました。

(平成28年度の実施状況)

実施校	コース数	受講者数
東部総合職業技術校	12コース	1,501名
西部総合職業技術校	13コース	776名
計	25コース	2,277名

エ 若者の就労支援の強化

(ア) 漁業就業支援事業<環境農政局>

漁業就業者数が減少する中、漁業に関するセミナー、漁業体験、就業相談会及び基礎的な技術研修を行い、新規に漁業への就業を希望する方への支援を実施しています。

(平成28年度の実績)

項目	実施回数	参加人数
漁業に関するセミナー	2回	78名
漁業体験	3回	4名
就業相談会	1回	25名
技術研修	1回	2名

(イ) 就農支援活動事業(新規就農啓発事業)<環境農政局>

次代の神奈川農業の担い手を育成するため、就農を希望する高校生・大学生等を対象に、就農意欲の醸成や円滑な就農に向けた支援を行っています。

平成28年度は、新規就農啓発イベント(アカデミーまつり 2回、新・農業人フェア 2回、学校説明会 6回)を開催・出展し、347人の参加がありました。

(ウ) オープンカレッジ<環境農政局>

将来農業を志し、かながわ農業アカデミーでの勉強を希望する方を対象に、かながわ農業アカデミーの紹介と併せて、農作業実習等の授業体験を実施しています。

平成28年度は2回開催し、52人の参加がありました。

(I) 若年者就業支援費<産業労働局>

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、キャリアカウンセリング、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供を行うとともに若者の雇用・育成等に積極的な中小企業・小規模企業と正規雇用を目指す若者とのマッチングのための面接会等を実施します。

「かながわ若者就職支援センター」を中心にキャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行い、若者の就職を促進しており、平成28年度は、延べ16,906人の利用がありました。

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<http://www.kanagawa-wakamono.jp/>

(オ) 労働相談等事業(若年者労働教育支援)<産業労働局>

若者に向けたいわゆる「ブラック企業」対策として、「過重労働解消・若年労働者支援強化期間」を設け、労働相談やセミナーを実施しています。

労働相談では、かながわ労働センター及び同支所において弁護士、心理カウンセラー等による特別労働相談会を5日開催し、32件の相談を受けたほか、県内10ヶ所の駅頭などで街頭労働相談会を開催し、546件の相談に応じました。

また、若者向け労働法セミナーを5回開催し、計146人の参加がありました。

2 困難を有する青少年の社会的自立の支援

(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実

ア かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業<県民局>

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

イ 少年相談活動の充実

(ア) 少年相談活動<警察本部>

警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、指導・助言を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。

ウ 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実

(ア) 子どもの心の診療ネットワーク事業<県民局>

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図っています。

(イ) 子ども人権相談室推進事業(国庫事業)<県民局>

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、子ども権利擁護作品集の作成のほか、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行っています。また、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行っています。

(ウ) 障害者地域生活支援事業費(県事業)(一部)<保健福祉局>

自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA(エース)」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障害に関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

平成28年度は、研修を18回実施し、1,139人の参加がありました。

(イ) こころの健康づくり推進事業<保健福祉局>

こころの電話相談、自死遺族の相談やアルコールなどの依存症の電話相談及びピア相談(精神障害のある当事者が行う相談)を実施しています。

(オ) 精神保健福祉普及相談事業<保健福祉局>

精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関する相談指導等を行っています。

(カ) スクールカウンセラー配置活用事業<教育委員会>

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

(キ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業<教育委員会>

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。

(ク) スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業<教育委員会>

市町村等から派遣要請のあった事案に対して、スクールソーシャルワーカーまたはスーパーバイザーを派遣し、即時的支援を行うことで、問題行動等の長期化・重大化の防止を図っています。

(ケ) 教育相談事業<教育委員会>

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

エ 各相談機関・民間団体間の連携促進

(ア) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】<県民局>

子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、従来よりひきこもり、不登校、非行など青少年の幅広い悩みの相談に対応していた青少年センターの相談機能を強化し、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しています。

(イ) ひきこもり等相談関係事業<県民局>

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(ウ) 教育相談事業<教育委員会>

不登校対策の充実を図るため、教育相談機関連絡会議を開き、市町村の教育相談機関の連携を推進し、不登校児童・生徒への支援を進めています。

(2) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援

ア ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援

(ア) 地域若者サポートステーションの設置運営 < 県民局・産業労働局 >

平成24年4月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市、平成26年4月に神奈川県央地域若者サポートステーションを厚木市に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士などを配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

また、市町村やハローワーク、若者支援機関等とのネットワーク構築及び維持のため、会議への参加や連携活動を行いました。

平成28年度の相談件数は3,411件、新規登録者は452名、就職者数は251名でした。

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションは、厚生労働省が認定した
全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社等が実施しています。
ぜひ、一度ご相談ください。



- ・ 対象年齢：15歳～39歳
- ・ 料金：無料 初回のご利用には予約が必要です。

神奈川県地域若者サポートステーション

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p471988.html>

(県が設置している地域若者サポートステーション)

神奈川県西部地域若者サポートステーション

- ・ 所在地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約3分）
- ・ 電話番号：0465-32-4115
- ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省認定、神奈川県委託]

神奈川県央地域若者サポートステーション

- ・ 所在地：厚木市中町2-12-15アミューあつぎ7階「あつぎ市民交流プラザ」内（小田急「本厚木駅」から徒歩約5分）
- ・ 電話番号：046-297-3067
- ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省認定、神奈川県委託]

(イ) 学校と社会の架け橋プロジェクト【再掲】 < 県民局 >

県内6つの地域若者サポートステーションの運営を受託しているNPO法人及び株式会社が県立高校等と連携し、生徒を対象とする出張相談などによるニート予防に取り組んでいます。

(ウ) ひきこもり支援サイト運営 < 県民局 >

県では、ひきこもり支援サイトを運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会がない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に関心を

持つきっかけとなるような場を提供しています。

平成28年度は、アクセス数79,486件、投稿数584件、投稿記事数は18件でした。

(I) ひきこもり等相談関係事業【再掲】＜県民局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(カ) ひきこもり等青少年自立支援事業＜県民局＞

NPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できるコミュニケーションの練習となるような取組みをNPOと協働で実施し、ひきこもり等青少年の社会的自立を支援しています。

(カ) ふれあい心の友訪問援助事業＜県民局＞

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の必要な家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

(キ) あすなるサポートステーションでの児童への支援事業＜県民局＞

児童養護施設退所児童等の自立支援及び安定就労を実現するため、支援拠点となる「あすなるサポートステーション」を設置し、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業などを実施しています。

イ 発達障害等のある青少年とその家族への支援

(ア) 子どもの心の診療ネットワーク事業【再掲】＜県民局＞

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図っています。

(イ) 障害者地域生活支援事業費（県事業）（一部）【再掲】＜保健福祉局＞

自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障害に関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

平成28年度は、研修を18回実施し、1,139人の参加がありました。

ウ ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対するNPO等民間団体への支援

(ア) ひきこもり等相談関係事業【再掲】＜県民局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しています。

(イ) フリースペース等事業補助＜県民局＞

ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPOが実施する相談事業を対象に助成しています。

エ NPO等との協働による自立支援

(ア) ひきこもり等青少年自立支援事業【再掲】<県民局>

NPOと協働で作成した「自立支援プログラム」において必要性が指摘されている、仲間とともに安心して参加できるコミュニケーションの練習となるような取組みをNPOと協働で実施し、ひきこもり等青少年の社会的自立を支援しています。

(イ) 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業<県民局・保健福祉局・産業労働局>

NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBT（性的少数者）の理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを進めています。また、性的マイノリティの方向けの就労相談をNPO法人と協働で実施することとしています。

(ウ) 精神疾患や発達障がいの狭間にいる若者の就学・就労を目指した自立支援<県民局・教育委員会>

精神疾患や発達障がいの狭間にあり、福祉や医療の視点から支援が必要な若者で、今まで支援対象になっていない層を対象に、就学・就労を目指す自立支援プログラムをNPOと協働で実施しています。

平成28年度は、6月に「かながわプレジヨブスクール」を開設し、コミュニケーションプログラムや職場体験、キャリアカウンセリング等の自立支援プログラムを通じて、14名が進路決定しました。

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

ア 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成

(7) 交通安全県民運動事業<安全防災局>

交通安全運動の中で、中・高校生を対象に暴走族の反社会性や危険性を訴える活動を行いました。

(1) 薬物乱用防止対策【再掲】<保健福祉局>

青少年の薬物乱用防止を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンでのリーフレット等の配布、ツイッターによる情報発信をしています。

(7) 少年柔道・剣道活動の推進<警察本部>

小・中学生等を対象に、警察官等が柔道・剣道を指導して、社会との連帯感やルールを学ばせるとともに、克己心や規範意識を醸成して、非行防止と健全育成を図っています。

第29回神奈川県警察少年柔剣道大会を開催

開催日：平成28年8月20日（土）

開催場所：横浜文化体育館

内容：柔剣道大会、警察官による選手に対する指導稽古、非行防止教室 など

(I) 非行防止教室の開催<警察本部>

警察本部作製の非行防止用啓発機材（紙芝居、クイズ、かるた等）を活用した非行防止教室や、高校生が講師になり、幼児や小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催しています。

年齢や発達段階に応じた非行防止用の教材を活用し、子どもたちの規範意識の醸成と定着を図っています。また、研修を受けた少年補導員やスクールサポーターを講師としたサイバー教室も行っています。

非行防止教室等の開催状況（平成28年度）

非行防止教室開催回数		1,868回
回数	小学校	1,081回
	中学校	473回
	高等学校	98回
	その他の学校	49回
	その他	167回
非行防止教室参加人員		310,488人
参加人員	小学校	135,644人
	中学校	80,971人
	高校生	29,818人
	その他の学校学生	9,769人
	保護者等	54,286人

薬物乱用防止教室開催回数		362回
回数	小学校	143回
	中学校	129回
	高校生	63回
	その他の学校	9回
	その他	18回
薬物乱用防止教室参加人員		74,489人
参加人員	小学校	14,210人
	中学校	32,004人
	高校生	19,608人
	その他の学校学生	1,459人
	保護者等	7,208人
薬物乱用広報車派遣回数		33回
	啓発人員	4,298人

(オ) 薬物乱用防止教室の開催【再掲】＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しています。

(カ) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

平成28年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計70回実施し、計19,740人の生徒が教室に参加しました。（中学校は54回14,069人、高等学校は16回5,671人が参加）

イ 地域連携による非行防止対策の充実

(ア) 非行・被害防止サミット＜警察本部＞

学校全体で規範意識の醸成を図ることを目的として、児童・生徒が自主的に非行や犯罪被害防止等について考え、調査や活動を行い、その成果を発表する「非行・被害防止サミット」を推進しています。

(イ) 少年サポートチーム活動＜警察本部＞

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っています。

(ウ) スクールサポーターの活動＜警察本部＞

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における犯罪情報等の収集・提供のほか、非行防止教室の開催など非行防止に関する活動等を行

っています。

警察、学校及び地域の連絡調整を図り、児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援、地域安全情報の収集及び提供、非行防止・犯罪被害防止活動などを実施することにより、少年の健全育成を図っています。

(I) 少年補導員の活動<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

「少年補導員の活動紹介」

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd1b000.htm>

少年補導員の活動状況（平成28年）

活 動 回 数	
活 動 回 数	3,019回
街 頭 補 導 活 動	2,149回
社 会 参 加 活 動	307回
環 境 浄 化 活 動	295回
少 年 相 談 活 動	16回
会 議 等 に 参 加	252回

ウ 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止

(ア) サイバー補導の推進<警察本部>

少年が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、警察官が書き込みを行った少年と実際に会って注意、指導等を行い、インターネット利用に起因する福祉犯罪の被害から少年を守り、その健全育成を図っています。

(イ) 街頭補導活動<警察本部>

少年警察ボランティア、学校関係者等と連携した計画的な街頭補導活動を行い、非行や被害に走る前の段階で少年に助言・指導することにより、少年の健全な育成を図っています。

(ウ) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

エ 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

(ア) 更生保護事業への支援<保健福祉局>

罪を犯した者の再犯防止や社会復帰への支援を推進するため、更生保護事業を行っている更生保護施設の活動に対し支援を行っています。

(イ) 少年サポートチーム活動【再掲】<警察本部>

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っています。

(ウ) 大学生少年サポーターの活動<警察本部>

兄、姉的な存在である大学生が、非行や不良行為等の問題を抱える少年に対して、学習支援や居場所づくり等の立ち直り支援を行ったり、非行防止教室や少年の規範意識醸成に係る街頭キャンペーン、その他少年の健全育成に資する活動を行っています。

(4) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

ア 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援

- (ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）＜県民局＞
不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して補助しています。
- (イ) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）＜県民局＞
各私学団体が実施するいじめ・暴力行為防止関連研修へ補助しています。
- (ウ) いじめ問題対策推進＜教育委員会＞
いじめ防止対策推進法の施行を受け、関係機関相互の連携調整を行う連絡協議会及び、いじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査等を実施する調査会を設置しています。
また、いじめの重大事態に係る調査に、第三者が適切に参加できる体制を整備しています。
- (エ) 支えあう学校づくり協働推進事業＜教育委員会＞
不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めています。
- (オ) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業＜教育委員会＞
不登校児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等、各種事業を実施しています。
- (カ) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導＜警察本部＞
児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行っています。
- (キ) 少年サポートチーム活動【再掲】＜警察本部＞
非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っています。

イ 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応

- (ア) ふれあい心の友訪問援助事業【再掲】＜県民局＞
ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の必要な家庭に派遣し、児童との交流を図っています。
- (イ) 少年補導員の活動【再掲】＜警察本部＞
街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員

一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

(ア) 私立高等学校等教育改革推進補助（生徒指導の充実(カウンセリング等)）＜県民局＞
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を行う私立高等学校等に対して補助しています。

(イ) スクールカウンセラー配置活用事業【再掲】＜教育委員会＞
不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置しています。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行っています。

(ウ) スクールソーシャルワーカー配置活用事業【再掲】＜教育委員会＞
社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行っています。

(エ) スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業【再掲】＜教育委員会＞
市町村等から派遣要請のあった事案に対して、スクールソーシャルワーカーまたはスーパーバイザーを派遣し、即時的支援を行うことで、問題行動等の長期化・重大化の防止を図っています。

(オ) 教育相談事業【再掲】＜教育委員会＞
一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しています。

(5) 子どもの貧困問題への対応

ア 就学や学資の援助等の教育支援

- (ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付<県民局>
配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で修学資金等の各種資金の貸付を行います。
- (イ) 私立高等学校等生徒学費補助<県民局>
一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しています。
- (ロ) 私立学校生徒学費緊急支援補助<県民局>
保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しています。
- (ハ) 被災児童生徒就学支援補助<県民局>
東日本大震災等により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して補助しています。
- (ニ) 外国人学校生徒等学費補助<県民局>
外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しています。
- (ホ) 高校生等奨学給付金制度<県民局・教育委員会>
高校生等を扶養する、生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しています。
平成28年度は、国公立高校生等14,594件、私立高校生等5,518件の支給をしました。
- (ヘ) 高等学校等就学支援金制度<県民局・教育委員会>
市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯(=年収目安:約910万円未満)の高校生等に対して、授業料の負担を軽減するため、就学支援金を支給しています。
- (ヘ) 小中学校等就学支援金制度<県民局>
私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のある年収400万円程度未満の世帯に対して授業料の支援を行います。
- (ケ) 高等学校奨学金制度<教育委員会>
学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して、奨学金を貸し付けています。
なお、平成27年度に条例改正を行い、「学業成績がすぐれた者(育英)」から「勉学意欲がある者(就学支援)」のための奨学金へ、平成28年度貸付分から転換を図りました。

イ 相談や交流機会の提供等の生活支援

(ア) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援<保健福祉局>

生活保護世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもの健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置しています。

子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。

子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改定をし、普及啓発に努めています。

(イ) かながわ子どもの貧困対策会議の開催<県民局>

子どもの視点やひとり親家庭の生活の実情を的確に把握して施策に反映するため学生や有識者等を構成員とした「かながわ子どもの貧困対策会議」を設置し、会議を計3回開催しました。

(ウ) ポータルサイト「カナ・カモミール」の開設・運営<県民局>

総合的な支援情報の提供を行うひとり親の方のためのポータルサイト「カナ・カモミール」を開設、運営し、子どもの貧困対策のより一層の推進を図りました。

(エ) ひとり親家庭夜間休日電話相談窓口の開設<県民局>

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の相談を市町村等が対応していない平日夜間及び土日休日に受けるとともに、課題を整理した上で、具体の支援に結びつける電話相談窓口を新たに開設します。

(オ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助<県民局>

ひとり親家庭等の青少年が安心して安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の終了後に市町村が実施する、学習支援や調理実習・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのモデル的な取組みに対して補助しています。

(カ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業<県民局>

県が市町村と連携しモデル的に実施する、ひとり親家庭等の子ども・青少年が夜間に安心して安全に過ごすことができる居場所づくりの取組みを、関係機関との連携等により適切に進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等による新たな取組みを促進しています。

ウ 職業訓練等の保護者に対する就労支援

(ア) 高等職業訓練促進給付金等支給費<県民局>

母子家庭の母等を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、

給付金を支給しました。

(平成28年度の実施状況)

支給対象者：18名

(イ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助<県民局>

県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成しています。

(ウ) 短期課程訓練推進事業<産業労働局>

総合職業技術校において、主として離転職者等を対象に、再就職に必要となる知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

(平成28年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	8コース	335名
西部総合職業技術校	7コース	299名
計	15コース	634名

(エ) 離職者等委託訓練事業<産業労働局>

離転職者の再就職を促進するため、ITを活用した業務に役立つ実務知識・技能を習得する訓練等を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。

(平成28年度の実施状況)

- ・実施コース数：76コース
- ・受講者数：1,364名

(オ) 介護福祉士養成委託訓練事業<産業労働局>

求職者が介護福祉士として再就職することを促進するため、介護福祉士を養成する職業訓練を厚生労働省指定の介護福祉士養成施設に委託して実施しました。

(平成28年度の実施状況)

- ・実施コース数：6コース
- ・受講者数：40名

(カ) 保育士養成委託訓練事業<産業労働局>

求職者が保育士として再就職することを促進するため、保育士を養成する職業訓練を指定保育士養成施設に委託して実施しました。

(平成28年度の実施状況)

- ・実施コース数：4コース
- ・受講者数：61名

(キ) 技術校生等就職促進事業<産業労働局>

求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行いました。

(平成28年度の実施状況)

- ・求人開拓に係る訪問企業数：1,036件
- ・技術校生等に対する就職相談件数：2,315件

(ク) 職業訓練手当支給費<産業労働局>

障がい者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した場合の訓練期間中に手当を支給します。

平成28年度は、121名に職業訓練手当の支給を行いました。

(ケ) 障害者就職促進委託訓練事業<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校が委託元校となり、求職中の障がい者に向け、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した短期課程の訓練を実施し、障がい者の就職の促進を図りました。

(平成28年度の実施状況)

- ・実施コース数：35コース
- ・受講者数：221名

(ク) 障害者職業能力開発事業<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、障がい者に対する職業能力開発事業及び施設の維持、管理、運営を行いました。

(平成28年度の実施状況)

- ・実施コース数：9コース
- ・受講者数：104名

エ 各種手当の支給等の経済的支援

(ア) 児童扶養手当<県民局>

父母の離婚・死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図っています。

(6) 被害防止・保護活動の推進

ア 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

(ア) 地域子育て支援人材育成事業<県民局>

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業従事者などを対象とした資質向上のための情報交換及び担当者会議を実施しています。

(イ) 虐待防止対策推進事業<県民局>

複雑かつ深刻化する相談について、医学、法律等、専門的見地から助言を得ることにより効果的に子どもや保護者へ支援を行っています。

また、児童虐待や不登校等の問題に対して適切に対応し、児童相談所と関係機関との連携を強化するための広報・啓発活動を行い、地域全体としての関心を高め、未然防止を図っています。

(ウ) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置<県民局>

一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図っています。

(エ) 子ども安全110番の設置<警察本部>

児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行っています。

(オ) 児童虐待対策班の設置<警察本部>

警察本部及び警察署に児童虐待対策班を設置し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っています。また、児童相談所や医療機関等関係機関相互の連携による適切な対応を図っています。

イ 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進

(ア) 児童ポルノは絶対に許されないという広報啓発活動の推進<警察本部>

児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護を図るとともに、社会全体に対して、児童ポルノは絶対に許されないという気運を醸成するための広報啓発活動を推進しています。

ウ 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

(ア) 被害少年の保護活動<警察本部>

相談活動、補導活動等を通じて、被害少年の発見保護に努めるとともに、少年相談員や被害少年サポーターによる、被害少年に対する継続的な立ち直り支援活動を行っています。

エ 自殺対策の取組み

(ア) こころの健康づくり推進事業<保健福祉局>

総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図っています。

(イ) かながわ自殺対策推進センター事業<保健福祉局>

自殺対策を推進するため、精神保健福祉センター内に設置している「かながわ自殺対策推進センター」において、自殺対策情報を広く県民や関係機関に提供しています。

(ウ) こころといのちを守る自殺対策事業<保健福祉局>

自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年者対策や、フリーダイヤルによる「こころの電話相談」等を総合的に実施しています。

オ 犯罪被害者等への支援

(ア) 犯罪被害者等理解促進事業<安全防災局>

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについての普及啓発を行いました。平成28年度に犯罪被害者等理解促進協働講座を計3回開催(584人参加)、犯罪被害者等理解促進講座を計3回開催(160人参加)、その他の普及啓発事業を計6回(207人参加)実施しました。

また、犯罪被害者等支援キャンペーンを5か所で実施しました。

(イ) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業<安全防災局>

性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(通称:かならいん)を設置し、医療機関や犯罪被害者サポートステーションと連携による支援を行います。

(ウ) 犯罪被害者サポートステーション運営<安全防災局>

犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営しました。

平成28年度の相談実績は、922件、支援実績は、1,044件となっています。

(イ) 犯罪被害者等支援<安全防災局>

法律相談やカウンセリングなど、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を提供しました。

平成28年度の相談実績は、1,044件となっています。そのうち、弁護士による法律相談は、246件、臨床心理士等によるカウンセリングは、73件などとなっています。

(オ) 犯罪被害者等支援事業補助<安全防災局>

犯罪被害者等の負担軽減のため、検察庁、裁判所等に対する付添い支援を行う民間支援団体に対して、経費の一部を補助しました。

3 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

(1) 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

ア 青少年保護育成条例の取組みの推進（青少年保護育成条例に基づく取組み）

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進＜県民局＞

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に定められた各規定の実効性を確保するための調査・指導や啓発活動等の取組みを推進しています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員（権限を移譲した市町においては、その首長等が指定した職員）が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成28年度は、書店等514店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年保護育成条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p26719.html>

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）



イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み）

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの推進【再掲】＜県民局＞

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成28年度は、203店に立入調査を実施しました。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>



酒・たばこ購入時の年齢確認にご協力を

未成年者が、酒・たばこを容易に手に入れられない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）

ウ 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進<県民局>

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等の有害図書類の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、有害環境の健全化に向けた取組みを推進しています。

エ 業界による自主規制の徹底

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進<県民局>

業界の自主的取組みに係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

(イ) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの推進<県民局>

業界の自主的取組みに係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しています。

オ 新たに出現する多様な業態への対応

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進<県民局>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規制を逃れる個室性の強い営業等について、青少年の被害を防止するため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組みを推進しています。

(2) 急激に進展する情報化社会への対応

ア スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み

(ア) サイバー防犯ボランティアによる啓発活動<警察本部>

サイバー防犯ボランティアの皆さんが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室等による啓発活動を行っています。中でも児童・生徒と年齢の近い兄弟的な立場である中・高校生、大学生による啓発活動は、双方に多くの効果が認められることからこうした学生等のサイバー防犯ボランティアの育成とその活動を支援しています。

サイバー防犯ボランティアによるサイバー教室実施状況(平成28年)

	小学生	中学生	高校生	保護者	その他	合計
ボランティア全体の 実施回数(対象人数)	122回 (16,576人)	35回 (9,079人)	9回 (1,860人)	16回 (3,116人)	19回 (4,625人)	201回 (35,256人)
うち、大学生等による 実施回数(対象人数)	16回 (2,098人)	14回 (3,519人)	5回 (952人)	2回 (539人)	9回 (2,820人)	46回 (9,928人)



サイバー防犯ボランティアの活動について

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd7027.htm>

(イ) 消費者教育強化事業(インターネット被害未然防止講座)【再掲】<県民局>

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しています。

(平成28年度インターネット被害未然講座(学校向け)の実施状況)

- ・実施回数：22回(中学校・高等学校11回、短期大学等11回)
- ・受講者数：3,806名(中学校・高等学校2,892名、短期大学等914名)

(ウ) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進<県民局>

青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を図るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組みや周知啓発活動を行っています。

平成28年度は、小学校1年生、中学校1年生の保護者を対象に、神奈川県青少年保護育成条例のチラシを学校の三者面談等を活用して配布し、そのチラシの中で、インターネットの適切な利用について啓発しました。

また、小学校6年生(新中学校1年生)の保護者を対象に、スマートフォンの特性や危険性に重点をおいたリーフレットを作成し、学校の新入生説明会等の場を活用して配布しました。

(チラシ及びリーフレットの作成部数)

- ・小学校1年生の保護者向けチラシ 115,000枚
- ・中学校1年生の保護者向けチラシ 103,000枚

・新中学校1年生の保護者向けリーフレット 103,000枚

青少年のインターネットの利用

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p756581.html>

(I) 携帯電話教室<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

平成28年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校632校で携帯電話教室を開催しました。

イ 情報モラル・メディアリテラシーに関する教育やメディア技術を活用した学習の機会づくり

(ア) メディアリテラシー講座(中高生向け)<県民局>

性別を問わず、人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るため、出前講座を実施しました。

平成28年度は4回実施し、1,052人の参加がありました。

(イ) 情報モラルの育成<教育委員会>

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいた情報モラルの育成を図っています。

(ウ) 携帯電話教室【再掲】<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

平成28年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校632校で携帯電話教室を開催しました。

ウ ネットいじめへの対応

(ア) 情報モラルの育成【再掲】<教育委員会>

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいた情報モラルの育成を図っています。

(イ) 携帯電話教室【再掲】<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。

平成28年度は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校632校で携帯電話教室を開催しました。

(ウ) サイバー教室の開催等<警察本部>

児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に

係る啓発活動を推進しています。

平成28年は、サイバー教室を1,261回（参加人数21万5,139人）開催しました。

エ 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進<県民局>

首都圏の自治体や関係業界による協議の場の設置や民間事業者との協働による周知啓発活動などの取組みを推進しています。

オ インターネット上の有害情報対策の推進

(ア) 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進<県民局>

携帯ゲーム機やスマートフォン等からのインターネット接続に対応するため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、有害情報の閲覧防止に向けた保護者・青少年等への啓発活動等を推進しています。

(イ) インターネット利用による少年サポート活動<警察本部>

インターネット利用による少年サポート活動の指定員として指定された少年補導員が、サイバーパトロールを行い、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が開設運営するインターネットサイトを利用して、メールでの声かけ・補導活動や少年相談活動を行っています。

(3) 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

ア 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進

(ア) 社会環境健全化を進める県民運動との連携<県民局>

青少年の健全育成を進める県民大会を開催するなど、規範意識の向上、青少年の育成・支援に対する責任の自覚等、大人自身の意識改革に向けた啓発活動を推進しています。

(イ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】<県民局>

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ウ) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成し、配付しました。

(エ) 子ども支援フォーラム<県民局>

相対的貧困についての理解を深め、県民全体で子どもの貧困など困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図るため、県民フォーラムを開催しています。

イ 家庭・地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成し、配付しました。

(イ) 生涯学習推進事業<教育委員会>

社会教育主事等の生涯学習指導者を対象として、PTA活動の推進や子どもの読書活動の推進など、様々な課題に対応するための人材を育成するコース別研修を実施しています。

また、子どもの健全育成を図るなど優良な実績を上げているPTAを表彰し、広報する事で活動の活性化を図っています。

ウ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進

(ア) 特命子ども地域アクタープロジェクト【再掲】<県民局>

子どもの社会性を育むことや、地域における活動の企画や運営に子どもが意見を言ったり、大人と一緒に取り組む機会を増やすことを目的として、NPOや企業との協働により、まちづくりに積極的に関わろうとする子どもを特命子ども地域アクターとして養成しています。養成後は、まちづくり現場へ派遣するとともに、活動を広く知ってもらうための成

果発表会を開催します。

(イ) 社会環境健全化を進める県民運動との連携<県民局>

「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を実施主体とするキャンペーン等、民間事業者・NPO・関係機関による協働の取組みを推進しています。

(ウ) 地域学校協働活動・地域未来塾推進事業費補助<教育委員会>

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちを支え、登下校の見守り、花壇等の学校環境整備、学習支援等、幅広い地域住民等の参画によって様々な活動を実施する市町村に対し、補助しています。

(I) 地域貢献活動・ボランティア活動・手話教育推進事業【再掲】<教育委員会>

高校生のボランティア活動への意欲を高めるための強化月間や、手話を学ぶ取組を充実させるための強化月間を設定するとともに、各校が企画する地域貢献活動を支援します。また、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しています。

(オ) スポーツ大会の支援【再掲】<スポーツ局>

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントに対し助成しています。

(カ) 総合型地域スポーツクラブの普及・定着化の推進【再掲】<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しています。

(キ) 総合型地域スポーツクラブのネットワークの構築<スポーツ局>

総合型地域スポーツクラブの創設や運営を支援するための連絡協議会を開催するほか、広域スポーツセンターとしてのホームページ等の充実を図ることで、総合型地域スポーツクラブ間の全県的なネットワークを構築・促進しています。

エ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり

(ア) 放課後児童健全育成事業費補助<県民局>

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブを実施する市町村に対して補助します。

(イ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業補助【再掲】<県民局>

ひとり親家庭等の青少年が安心して安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の終了後に市町村が実施する、学習支援や調理実習・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのモデル的な取組みに対して補助しています。

(ウ) 子ども・青少年の居場所づくり推進事業【再掲】<県民局>

県が市町村と連携しモデル的に実施する、ひとり親家庭等の子ども・青少年が夜間に安心して安全に過ごすことができる居場所づくりの取組みを、関係機関との連携等により適切に進めるとともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等による新たな取組みを促進しています。

(I) フリースペース等事業補助【再掲】＜県民局＞

ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しています。

(オ) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】＜県民局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(カ) 地域活動人材育成の取組み【再掲】＜県民局＞

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。

また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(キ) 民生委員児童委員活動費補助＜保健福祉局＞

民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。

(ク) 民生委員児童委員研修事業＜保健福祉局＞

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。

(ケ) 地域学校協働活動・地域未来塾推進事業費補助＜教育委員会＞

学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を促進し、貧困対策の一翼を担う学習機会の提供を推進する事業等を実施する市町村に対し、補助しています。

(コ) 放課後子ども教室推進事業費補助＜教育委員会＞

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等、また早朝に学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等の取組みを実施する市町村に対し、補助しています。

(カ) 放課後子ども教室推進等事業運営＜教育委員会＞

総合的な放課後対策のあり方を検討するとともに、コーディネーターや教育活動サポーター、土曜教育推進員、学校運営協議会委員等の資質向上や情報交換等を図る研修を実施することにより、県域内の放課後子ども教室推進等事業、学校・家庭・地域が連携協力して行う事業の推進を図ります。

(シ) 土曜日の教育活動支援事業費補助<教育委員会>

すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、地域の多様な経験を持つ人材企業等の協力を得て、体系的、継続的なプログラムを企画・実施する市町村に対し、補助しています。

(ス) 少年補導員の活動【再掲】<警察本部>

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組んでいます。また、少年補導員一人一人に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行っています。

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

(セ) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における犯罪情報等の収集・提供のほか、非行防止教室の開催など非行防止に関する活動等を行っています。

警察、学校及び地域の連絡調整を図り、児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援、地域安全情報の収集及び提供、非行防止・犯罪被害防止活動などを実施することにより、少年の健全育成を図っています。

オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり

(ア) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業<安全防災局>

県民の防犯意識の向上と地域の防犯性を高めるため、子ども安全キャンペーン等の実施により、犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進しました。

平成28年度は、7月22日（金）に夏休み安全・安心キャンペーンを、12月22日（木）に年末年始安全・安心キャンペーンを行いました。

(イ) 防犯人材育成事業【再掲】<安全防災局>

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯指導者養成セミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。

平成28年度の開催状況は、「セーフティかながわユースカレッジ（研修会）」計3回開催（171人参加）、「防犯指導者養成セミナー」計8回開催（485人参加）、「公開型講座」計5回開催（約1,100人参加）しました。

(ウ) 地域防犯力強化支援事業（地域における安全・安心まちづくりに向けた自主防犯活動の促進）<安全防災局>

地域の防犯力をさらに高めるため、防犯カメラの設置促進及び他のモデルとなる効果的な取組みへの支援を行いました。

平成28年度は、防犯カメラ200台を設置し、6モデル地域に補助しました。

(エ) 私立学校への啓発事業<県民局>

私立学校に対して、児童・生徒等の安全確保に関する情報提供を行っています。

(オ) 受動喫煙防止対策等促進事業<保健福祉局>

公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき受動喫煙から未成年者を保護するとともに、受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発を行っています。

(カ) 暴力団排除条例に基づく取組みの推進<警察本部>

少年を暴力団からの悪影響や被害から守るため、「神奈川県暴力団排除条例」では、学校、図書館、都市公園など、各施設の敷地から一定の距離的範囲内において暴力団事務所の開設等を禁止し、また、暴力団員が少年を暴力団事務所に立ち入らせるなど一定の行為を禁止しており、これらの規定について適切な運用を図るとともに、更なる規制の強化を検討するなど、暴力団のいないまちづくりを推進していきます。

神奈川県暴力団排除条例

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesc8040.htm>

(キ) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における犯罪情報等の収集・提供のほか、非行防止教室の開催など非行防止に関する活動等を行っています。

警察、学校及び地域の連絡調整を図り、児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援、地域安全情報の収集及び提供、非行防止・犯罪被害防止などを実施することにより、少年の健全育成を図っています。

(ク) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業<警察本部>

県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図っています。

現在、高校・大学において、防犯ボランティア団体が結成され、多くの学生が様々な防犯ボランティア活動をしています。



(ケ) ピーガルくん子ども安全メールの運用<警察本部>

配信を希望し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンのメールアドレスを登録した学校関係者、防犯ボランティア、保護者等の県民に対し、県警察において把握した子どもの安全に関する情報（声掛け、痴漢、凶悪事件の発生等7種類の情報）を文字情報と地図情報で配信しています。

平成28年度は、939件の情報を配信しました。

ピーガルくん子ども安全メール

携帯電話やスマートフォンからのアクセス

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_m/regist.aspx

パソコンからのアクセス

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_p/touroku.aspx

ピーガルくん子ども安全メールQRコード

QRコード



カ 青少年育成団体、青少年指導員等の活動の支援

(ア) 民生委員児童委員活動費補助【再掲】<保健福祉局>

民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行っています。

(イ) 民生委員児童委員研修事業【再掲】<保健福祉局>

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図っています。

(ウ) 地域活動人材育成の取組み【再掲】<県民局>

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催します。

また、地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

(平成28年度の活動状況)

青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、次のような支援を行っています。

・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の設置

青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、各市町村の青少年指導員組織の代表者で構成する「神奈川県青少年指導員連絡協議会」を設置し、情報交換、協議等を行っています。

また、機関紙「つばさ」を2回(各6,800部)発行し、各地域の青少年指導員の活動状況の紹介や、青少年健全育成に関する情報提供を行うなど、青少年指導員活動の充実に努めています。

・ 神奈川県青少年指導員大会の開催

県内の青少年指導員が一堂に会し、日ごろの活動成果の発表や講演会などを通じてその時々課題を共有し、相互理解と連携を深め、青少年指導員活動のより活発な展開を図ることを目的として、昭和43年から毎年開催しています。

なお、平成3年からは、青少年指導員表彰式を併せて実施しています。

平成28年度（第49回）は「きみの笑顔が未来をつくる ～引き出そう！みんなの元気！！～」をテーマに開催し、673人の参加がありました。

(I) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】＜県民局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画の促進、社会的自立への支援を進めることに地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者を育成するため、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、市町村・青少年関係団体と連携して取組みを進めています。

また、市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施したほか、その活動を支援しています。

(ロ) 更生保護事業への支援【再掲】＜保健福祉局＞

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援を行っています。

(カ) スポーツ指導者等の養成及びスポーツ情報の提供＜スポーツ局＞

県民の多様なスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者等の養成及び資質の向上を目的とした講座を開くとともに、スポーツ指導者や公立スポーツ施設などの情報提供を行い、県民のスポーツ活動を支援しています。

(キ) 総合型地域スポーツクラブ等人材の育成＜スポーツ局＞

総合型地域スポーツクラブ等の運営に必要なマネジメントに関する研修及び地域のスポーツクラブ等に携わるスポーツ指導者・スタッフに必要な知識・指導法等の研修を行い指導力の向上を図っています。

（平成28年度の活動状況）

- ・スポーツクラブマネジメント講座実施回数・参加者 3回・延べ53人
- ・スポーツ指導者スキルアップ講座実施回数・参加者 4回・延べ124人

平成29年度 総合型地域スポーツクラブ等人材育成事業

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160355/p301794.html>

(ク) 障害者スポーツの普及推進【再掲】＜スポーツ局＞

スポーツ活動を通じて、障害者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障害者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組みを行っています。

（平成28年度の実施状況）

県障害者スポーツ大会の参加者 計1,321人

(ケ) 青少年行政総合推進（青少年育成表彰事業）＜県民局＞

青少年の育成に貢献する個人・団体への表彰を行っています。

< 基本目標ごとの数値目標の達成状況 >

基本目標 すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

項目		内容				
思考力・判断力・表現力が向上した高校生の割合		生徒が主体的に考えたり、発表し合うなどの学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を高めることができたかを問う設問に対して、肯定的に回答した生徒の割合				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
目標	-	53%	59%	64%	70%	
実績	47.4% (推計値)	54.1%	51.0%	-	-	

「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」(高校教育課調査)

項目		内容				
外で遊んだり、運動やスポーツをする小学生の率		小学生が週3回以上外で遊んだり、運動やスポーツを実施したりする率				
	2013年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
目標	-	41%	44%	47%	50%	
実績	37.5%	38.8%	44.8%	-	-	

「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」(スポーツ課作成(保健体育課調査))

項目		内容				
子ども・青少年向け文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数		子ども・青少年を対象とした県が関与する文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
目標	-	162,000人	168,000人	174,000人	180,000人	
実績	154,173人	176,432人	179,754人	-	-	

文化課調査

基本目標 困難を有する青少年の社会的自立の支援

項目		内容				
就職が決定したニートの若者の数		県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
目標	-	220人	240人	260人	280人	
実績	196人	229人	251人	-	-	

「県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数」(青少年課調査)

項目		内容				
いじめが改善した割合		いじめ認知件数のうち、年度内に「いじめの状況が解消した」と「一定の解消が図られたが継続支援中」を合わせた件数を示す割合				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
目標	-	-	97.4%	97.6%	97.8%	98.0%
実績	97.0%	98.3%	98.6%	-	-	-

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（子ども教育支援課・学校支援課）

項目		内容			
深刻な児童虐待の割合		児童相談所が受け付けた児童虐待相談のうち、深刻な虐待のおそれがあり一時保護を必要とした子どもの割合			
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
目標	-	12.5%	12.0%	11.5%	11.0%
実績	12.9%	13.6%	13.4%	-	-

子ども家庭課調査

基本目標 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

項目		内容			
県民への青少年の深夜外出規制の周知度		青少年保護育成条例における深夜外出に係る周知度			
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
目標	-	40%	42%	44%	46%
実績	37.7%	46.8%	45.7%	-	-

「青少年を取巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」（青少年課）

項目		内容				
ICT活用指導力がある県立高校の教員の割合		「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、生徒のICT活用を指導する能力を問う設問に対して、肯定的に回答した県立高校の教員の割合				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
目標	-	-	65%	70%	75%	80%
実績	59.4%	58.6%	60.4%	-	-	-

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（高校教育課）

項目		内容			
防犯ボランティアの育成数（累計）		地域で活動する防犯ボランティアの育成数(累計)			
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
目標	-	1,250人	1,500人	1,750人	2,000人
実績	1,064人	1,281人	1,608人	-	-

くらし安全交通課調査

第3 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と併せて、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を大きな柱とし、都道府県及び市町村に対し、子ども・若者計画等の作成、子ども・若者総合相談センター並びに子ども・若者支援地域協議会の設置の3つの努力義務について定めています。また、平成28年2月に改定された同法に基づく国の基本方針「子ども・若者育成支援推進大綱」においては、すべての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備、子ども・若者の成長を支える担い手の養成、そして創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援という5つの施策を基本方向に掲げるなど、青少年施策に対する国の新たな基本方針が示されたところで

す。

県では、平成24年4月に同法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」を設置し、一次相談窓口機能を強化したほか、平成25年5月に「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を設置し、相談支援を必要とする子ども・若者や家族に対して、効果的な相談支援が行えるよう、国・県・市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を更に促進し、切れ目のない総合的な支援を目指しています。

また、平成28年3月に子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画に位置づけられる「かながわ青少年育成・支援指針」を改定するとともに、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」の実現に向けた青少年施策を展開しています。

インターネット上の有害情報の氾濫について

～携帯電話へのフィルタリング設定の必要性～

現在、多くの青少年が携帯電話・スマートフォンを所持しており、携帯電話等により、インターネットを利用することは当たり前の世の中になっていますが、インターネットは便利な反面、青少年の有害な情報へのアクセス、有害な情報を介した犯罪被害の発生等の弊害も生じています。

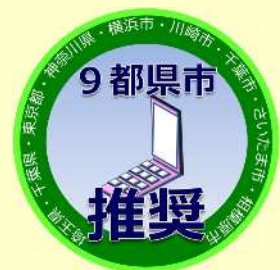
青少年の携帯電話にフィルタリングを義務化



こうした状況の下、青少年有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの利用を徹底するため、青少年保護育成条例では、携帯電話事業者にはフィルタリングの必要性やインターネット利用の制限・監督機能について書面により説明すること等を、保護者にはフィルタリングを利用しない場合には、その理由等を書面で事業者に提出すること等を義務付けています。

青少年向け携帯電話等推奨制度について

さらに、平成23年11月から、首都圏の9つの都・県・市が連携して「青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等」を推奨する制度を実施しています。この制度は青少年が携帯電話を持つことを勧めるものではありませんが、持たせる必要がある場合の目安・参考としていただくために設けたもので、「おおむね小学生程度」には、インターネット接続ができないもの、「おおむね中学生以上」には、ウェブサイトを利用する場合に、フィルタリング機能を有していること等の基準を定めています。また、本推奨制度を周知するため、マークを作成しています。



スマートフォン、ゲーム機にもフィルタリングの設定を



最近、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、また、携帯ゲーム機によるインターネット接続もできるようになっています。スマートフォンは携帯電話回線の他に無線LAN回線によりインターネット接続ができ、携帯ゲーム機もその多くは無線LAN回線によりインターネットに接続できる状況にあります。これらの機器についても、青少年を有害情報から守るためには、フィルタリングの設定が必要です。

(注) フィルタリングが設定できない機種や、フィルタリングが有料の場合があります。

携帯電話やインターネットのルールなどについて家庭で話し合しましょう

有害情報に接しないようにするとともに、青少年自身にインターネットを適切に活用する能力を身に付けさせることが大切です。保護者の皆さんもインターネットに関する理解を深め、日頃から家庭でインターネットのルールや青少年のネットトラブルの防止について、家族で話し合う機会を設けましょう。

(問合せ先 青少年課)

問合せ先

神奈川県県民局次世代育成部青少年課企画グループ (電話 045-210-3840 直通)

手紙で 〒231-8588 神奈川県県民局次世代育成部青少年課 (所在地は省略できます。) 県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案(神奈川県への提言)」の専用封筒もご利用いただけます。

この封筒をご利用の際には、封筒のあて先欄に「県民局次世代育成部青少年課」と明記してください。

ファクシミリで 045-210-8841

インターネットで 青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。